

発 1 長野県建設工事監督要綱

初版 平成 22 年 7 月

改定 平成 28 年 3 月

長野県建設工事監督要綱

1 監督員制度の変遷

(1) 経 過

現在の制度以前、監督員は正副2名体制となっていたが、実質1名であったため、次の課題があった。

- ① 監督員としての経験が少ない職員に権限が集中している。
- ② 課長や係長の契約上の位置付けが曖昧である。
- ③ 受注者に対する協議の迅速化など適切な指示が不十分である。
- ④ 金額を伴う変更協議の処理ルールを確立するために、権限の明確化が必要である。

(2) 長野県建設工事監督要綱の策定

平成16年10月1日付けで「長野県建設工事監督要綱」を施行した。

ア 監督員を次の3段階に区分

- ①監督員
- ②主任監督員
- ③総括監督員

イ 監督員の区分と権限を定めた。

要綱は工事成績評定の開始とともに平成20年4月に改定された。

監督員区分	指定基準等	主な監督業務の事例	指定基準（案）
①監督員	工事を担当する職員	・設計図書に基づく、工事施工の確認全般 ・施工計画書の承認・審査 ・材料承認及び試験の立会審査 ・施工段階確認検測	・全ての工事
②主任監督員	当該工事を担当する係長又は担当係長、若しくは監督員としての経験を有する主任以上の職にあるもののいずれか	・施工計画書の承認又は審査 ・設計変更に関する協議の承認又は報告 ・重要な施工段階確認検測	・原則1千万円以上の工事 ・その他必要と認める工事
③総括監督員	当該工事発注機関の長又は次長、若しくは工事を担当する課長及び課長補佐のいずれか	・施工計画書の承認 ・重要な設計変更に関する協議の承認及び所属長への報告 ・重要な施工段階確認検測	・原則1億円以上の工事 ・その他必要と認める工事

* 総括監督員・主任監督員については、各機関の状況で拡大できる。

* 監督補助員を設け、監督員の代わりに試験及び現場での立会い等の業務を補完することができる。
（担当職員又は委託した職員）

** 金額は設計額とする。

2 監督員等の業務内容区分

長野県建設工事監督要綱第10条に規定する監督員等の業務内容は次のとおり整理される。
 なお、関連図書及び条項の欄で「契」は契約書を示し、「共仕」は、土木工事共通仕様書を示す。

区分 ①監督員 ②主任監督員 ③総括監督員

項目	業務内容	関連図書及び条項	区分
1. 契約の履行の確保			
(1) 契約図書の内容の把握	契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書及び下記の項目について把握する。 ①配置技術者の専任制及び技術者の適正な配置 ②施工体制台帳および施工体系図の整備 ③その他契約の履行上必要な事項	契第1条 契第10条 共仕第1-1-1-15	① ① ①
(2) 施工計画書の受理	受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。	共仕第1-1-1-6	①②③
(3) 契約書及び設計図書に基づく指示承諾、協議、受理等	契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。	契第9条 共仕第1-1-1-8	①②③
(4) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	①契約書第18条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ所長の承認を受ける。 ②前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。	契第18条 契第18条	①②③ ①
(5) 変更設計図面及び数量等の作成	一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。	契第18条 共仕第1-1-1-3	①
(6) 関連工事との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。	契第2条	①②③

(7) 工程把握及び工事促進指示	受注者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。	契第11条 共仕第1-1-1-34	①②③
(8) 工期変更協議の対象通知	契約書第15条第7項、第17条第1項・第18条第5項、第19条、第20条第3項・第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。	共仕第1-1-1-20	①②③
(9) 所長等への報告・検討			
① 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告	① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、所長等へ報告する。 ② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、所長等へ報告する。	契第20条 共仕第1-1-1-18	①②③
② 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、所長等へ報告する。	契第21～23条 契第43条 共仕第1-1-1-20 契第27条	①②③
③ 不可抗力による損害の調査及び報告	① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認着果を所長等へ報告する。 ② 損害額の負担請求内容を審査し、所長等へ報告する。	契第29条 共仕第1-1-1-50	①②③
④ 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、所長等へ報告する。	契第28条	①②③
⑤ 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、所長等へ報告する。	契第33条 共仕第1-1-1-32	①②③
⑥ 前金払等請求時の出来高確認及び報告	前金払の請求があった場合は、工事出来高報告書に基づき出来高を確認し、所長等へ報告する。	契第34条	①②③
⑦ 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既済部分出来高対照表を作成し、所長等へ報告する。	契第37条	①②③

⑧工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる場合は、所長等への措置請求を行う。	契第12条	①②③
⑨契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	①契約書第46条第1項及び第47条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、所長等に対して措置請求を行う。 ②受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、所長等へ報告する。 ③契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査及び出来高対照表の作成を行い、所長等へ報告する。	契第46条 契第47条 契第48条 契第49条	①②③ ①②③ ①②③ ①②③
2. 施工状況の確認等			
(1) 事前調査等	下記の事前調査業務を必要に応じて行う。 ①工事基準点の指示 ②既設構造物の把握 ③支給(貸与)品の確認 ④事業損失防止家屋調査の立会い ⑤受注者が行う官公庁等への届出の把握 ⑥工事区域用地の把握 ⑦その他必要な事項	共仕第1-1-1-21 共仕第1-1-1-46 契第16条	①
(2) 指定材料の確認	設計図書において、監督員の試験もしくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督員の立会いのうえ調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立ち会い、又は確認を行う。	契第13～14条	①
(3) 工事施工の立会い	設計図書において、監督員の立会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。	契第14条 共仕第1-1-1-24	①②③
(4) 工事施工状況の確認(段階確認)	設計図書及び仕様書に示された施工段階において、臨場等により確認を行う。	共仕第1-1-1-24-6	①②③

(5) 工事施工状況の把握	主要な工種について、適宜臨場等により把握を行う。		①②③
(6) 改造請求及び破壊による確認	① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。※ ② 契約書第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。	契第17条 ※改善指示、改造請求書様式別紙	①②③ ①②③
(7) 支給材料及び貸与品の確認、引き渡し	① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、契約担当官等が立会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格又は機能を設計図書に基づき確認し、引き渡しを行う。 ② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適當でないとして認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約担当官等と打ち合わせのうえ引き渡し等の措置を行う。	契第15条 共仕第1-1-1-21 契第15条	① ①
3. 円滑な施工の確保		共仕第1-1-1-46	
(1) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。		①②③
(2) 関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。		①
4. その他			
(1) 現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。	共仕第1-1-1-22	①
(2) 臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。	契第26条 共仕第1-1-1-53	①②③

(3) 事故等に対する措置	事数等が発生した時は、速やかに状況を調査し、担当機関等へ報告する。	共仕第1-1-1-40	①②③
(4) 検査日の通知	工事検査に先立って、所長等の指定する検査日を受注者に対して通知する。	共仕第1-1-1-28	①
(5) 工事完成検査等の立会	工事の完成、既済、中間、抜き打ち等の各段階における工事検査の立会いを行う。	契第31条2	①②
(6) 工事成績の評定	工事完成のとき工事成績評定要領に基づき工事成績の評定を行う。		①②③

(別紙) (記入例)

改 善 指 示 書 (受注者) 様							
工 事 名	工事						
工事箇所名							
改善の内容 (記入例) (施工管理) ○月○日の現場監督の際、生コンの残りを(生コン車の清掃水)を○○に不法に投機しているのを確認しました。 ついては、直ちに適正処理するとともに、経過と再発防止策について文書で提出のこと。 なお、関係機関へは通報済みであることを申し添える。							
改善の期限	平成 年 月 日						
上記のとおり改善を指示します。 改善完了後は、施工協議書により報告してください。 平成○○ (20××) 年 月 日 ○○事務所 ○○課 <table style="width: 100%;"><tr><td style="text-align: right;">総括監督員</td><td style="text-align: right;">印</td></tr><tr><td style="text-align: right;">主任監督員</td><td style="text-align: right;">印</td></tr><tr><td style="text-align: right;">監 督 員</td><td style="text-align: right;">印</td></tr></table>		総括監督員	印	主任監督員	印	監 督 員	印
総括監督員	印						
主任監督員	印						
監 督 員	印						

(記入例)

改造請求書

(受注者) 様

工 事 名

工事

工事箇所名

改造の箇所及び改造の内容

(記入例)

約款第17条第1項に基づき次のとおり改造を請求します。

(施工管理)

箇所　ブロック積土台工　測点p20.0～p28.5の間

内容 土台工コンクリートが締め固め不十分であり、規定の品質を満足しないと認められるため、取り壊しの上再施工のこと。

改造の期限

平成 年 月 日

上記のとおり改造を指示します。

改造完了後は、施工協議書により報告してください。

平成〇〇 (20××) 年 月 日

〇〇事務所 〇〇課

総括監督員

印

主任監督員

印

監督員

印

3 長野県建設工事監督要綱

(平成16年(2004年)9月30日付け16監第140号
農政部長、林務部長、土木部長、住宅部長、企業局長
部局内各課長、地方事務所長、土木部現地機関の長、企業局
現地機関の長、会計局検査課長あて)
〔最終改正 平成20年4月1日 20建政技第117号〕

監督員制度の見直しに伴う長野県建設工事監督要綱の制定について(通知)

このことについて、別添のとおり監督員制度の見直しを行い、建設工事監督要綱を制定しましたので、工事監督の適正な実施についてご配意願います。

なお、長野県林業土木工事監督要領(昭和54年4月1日53林政第495号)及び、長野県土木工事監督指針(昭和48年4月1日48監第372号)は廃止します。

(通則)

第1条 長野県が発注する建設工事の請負契約の適正な履行を確保するため、監督業務の実施については、地方自治法(昭和22年法律67第号。以下「法」という。)、長野県財務規則(昭和42年第2号。以下「規則」という。)、長野県建設工事等事務処理規程(昭和51年50監技第590号。以下「規程」という。)その他の法令に定めるもののほか、この要綱(以下「要綱」という。)の定めるところによる。

(適用)

第2条 規程第29条から同第33条までの規定により、工事の請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督(以下「監督」という。)の実施について定める。

(監督員の規定)

第3条 発注機関の長は、締結した工事の請負契約の監督を行なう場合において、監督に係る工事の規模、監督に必要な技術の程度、その他技術的な理由(以下「技術的条件」という。)を勘案し、監督員を指定して監督を行う。

2 発注機関の長は、監督員等の氏名を工事の請負契約ごとに遅滞なく契約の相手方に通知する。これらの者に変更があった場合も同様とする。

(監督員の区分)

第4条 前条に掲げる監督員は、総括監督員、主任監督員及び監督員(以下「監督員等」という。)とする。

2 技術的条件を勘案し必要がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、総括監督員、及び主任監督員をそれぞれ置かないことができる。

(監督業務に係る用語)

第5条 監督業務に係る用語は、規程第2条に定めるほか、次のとおりとする。

- (1) 指示・・・監督員等が受注者に対して、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させること。
- (2) 承諾・・・契約図書で示した事項で受注者が監督員等に対して、書面で申し出た工事施工上の必要な事項について監督員等が書面により同意すること。
- (3) 協議・・・書面により契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ること。
- (4) 通知・・・監督員等が受注者に対して、工事の施工に関する事項について書面をもって知らせること。

- (5) 受理・・・契約図書に基づき、受注者の責任において提出された書面を監督員等が受け取り、内容を把握すること。
- (6) 確認・・・契約図書に示された事項について、監督員等が臨場若しくは受注者が提出した資料により、監督員等がその内容について設計図書と適合するかを確かめ、認めること。
- (7) 把握・・・監督員等が臨場若しくは受注者が提出した資料により、施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督員等が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。
- (8) 立会・・・契約図書に示された事項について、監督員等が臨場して内容を確認すること。
- (9) 掌理・・・工事を担当し取りまとめること。

(監督業務の分類)

第6条 監督員等は、次の各号に定める業務を担当する。

一 総括監督員

- (1) 工事請負契約書に基づく発注機関の長の権限の事項のうち、発注機関の長が必要と認めて委任したものものの処理
- (2) 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾または協議で重要なものものの処理
- (3) 関連する2以上の工事の工程等の調整で重要なものものの処理
- (4) 工事の内容の変更、一時中止または打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由の確認と、その他重要な事項の発注機関の長に対する報告
- (5) 主任監督員及び監督員の業務に対する指揮並びに監督業務の把握

二 主任監督員

- (1) 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾または協議(重要なもの及び軽易なものを除く。)の処理
- (2) 設計図、仕様書、その他の契約関係図書(以下「契約図書」という。)に基づく工事の実施のための詳細図等(軽易なものを除く。)の確認または契約の相手方が作成したこれらの図書(軽易なものを除く。)の承諾
- (3) 契約図書に基づく工程の管理、立合い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験または検査の実施(他のものに実施させ、当該実施を確認することを含む。以下同じ。)で重要なものものの処理。
- (4) 関連する2以上の工事の工程等の調整(重要なものを除く。)の処理
- (5) 工事の内容の変更、一時中止または打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由の確認と、その他必要と認める事項の総括監督員に対する報告。
- (6) 監督員の業務に対する指揮並びに監督業務の把握

三 監督員

- (1) 請負者に主として対応し、掌理を行う者
- (2) 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾または協議で軽易なものものの処理
- (3) 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等の作成、または契約の相手方が作成したこれらの図書で軽易なものものの承諾
- (4) 契約図書に基づく工程の管理、立合い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験または検査の実施(重要なものを除く。)
- (5) 工事の内容の変更、一時中止または打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由の確認と、その他必要と認める事項の主任監督員に対する報告。

- 2 総括監督員を置かない場合は、前項一の業務は主任監督員が担当し、総括監督員及び主任監督員を置かない場合は、前項一及び二の業務は監督員が担当する。

(監督員等の指定基準等)

第7条 総括監督員は、当該工事発注機関の長又は次長、若しくは工事を担当する課長及び課長補佐のいずれかの中から指定する。

- 2 主任監督員は、当該工事発注機関の当該工事を担当する係長又は担当係長、若しくは監督員としての経験を有する主任以上の職にあるもののいずれかの中から指定する。
- 3 監督員は、工事を担当する職員を指定する。
- 4 当該工事の技術的条件及び工事を所掌する組織における職員の配置状況により前項の規定によることが困難であると認められるときは、これらの規定にかかわらず、当該技術的条件を勘案し、監督を厳正かつ適確に行うことができると認められる者を指定することができる。
- 5 具体的な指定基準は別に定める。

(監督員等間の報告等)

第8条 監督員は、受注者から主任監督員に係る業務に関して協議や報告等があった場合は、速やかにその内容を主任監督員へ報告する。

- 2 監督員及び主任監督員は、受注者から総括監督員に係る業務に関して協議や報告等があった場合は、速やかにその内容を総括監督員へ報告する。

(監督補助員の指定及び業務)

第9条 発注機関の長は、当該工事の技術的条件及び工事を所掌する組織における職員の配置状況により、必要と認められる場合は監督補助員を設けることができる。

- 2 発注機関の長は、監督補助員を設けた場合は、遅滞なく契約の相手方に通知する。これらの者に変更があった場合も同様とする。
- 3 監督補助員は、監督員等の権限を代行することはできない。但し、監督員等が認めた場合にあっては、把握及び立会いを実施出来るが、結果については速やかに監督員等へ報告しなければならない。

(監督業務の内容)

第10条 監督員等が行う監督業務の内容は、別に定める。

- 2 設計変更に関する監督員の業務基準は、別に定める。

(監督員等の業務記録等の作成)

第11条 監督員等は次の各号に掲げる図書(契約の相手方から提出された図書を含む。)をそれぞれの担当事務に応じて作成及び整理して保管し、発注機関の長、総括監督員、主任監督員及び検査員から提出を求められた場合は速やかにこれを提示する。

- (1) 契約の履行に関する協議事項(軽易なものを除く。)を記載した書類
- (2) 工事の実施状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査の事実を記載した図書
- (3) 規定第32条2項に規定する監督日誌

(工事成績評定の実施)

第12条 監督員等は、担当する工事について、工事成績評定要領に基づき、適正に評定を実施しなければならない。

付則

- 1 この要綱は平成16年10月1日から適用する。
- 2 昭和54年4月1日53林政第495号の長野県林業土木工事監督要領及び昭和48年4月1日48監第372号（昭和60年12月3日 60監第464号改正）の「長野県土木工事監督指針」は廃止する。

付則

この要綱は平成20年4月1日から適用する。

発 2 施工条件明示

初版 平成 22 年 7 月

改定 平成 28 年 3 月

1 標準的な条件明示事項

「現場説明事項・施工条件明示事項（記載例）」は、随時更新しているので
県ホームページを参照のこと。

現場説明事項・施工条件明示事項

長野県〇〇〇建設事務所
平成〇〇年度 〇〇〇〇〇 工事
(〇) 〇〇〇線・川
〇〇〇市町村 字 〇〇〇

工事の実施にあたっては、「長野県土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」）・「長野県土木工事施工管理基準」（以下「施工管理基準」）・「土木工事現場必携」及びその他指定された図書の記載事項、かつ以下の事項について施工条件とする。

また、「15 注意事項」に記載した内容は特記仕様書と同様の位置付けである。

1 工事内容

(1) 工事概要

工事概要は設計書表紙・内訳書のとおり。

(2) 工事関連資料

本工事箇所に関連する測量・設計委託の成果資料、及び地質調査等の報告資料は閲覧が可能である。また、契約後は貸与も可能である。

(3) コスト縮減

常に意識を持ってコスト縮減に取り組み、設計に反映できるように努めること。

(4) 新技術・新工法・特許工法の指定

使用場所	工法	施工条件

(5) 架設工法の指定

架設工	施工方法	施工条件

(6) V E

当工事は契約後 V E の対象工事である。

(7) 橋梁製作工

橋梁の製作工（高欄、伸縮装置、支承等の付属施設を除く）については、自社工場において製作して管理を行うこと。

(8) 歩掛条件

（全・一部）工種について下記条件により積算を行っている。

例 1：本工事は、〇〇協会歩掛（〇〇部歩掛）を使用している。

例 2：〇〇工、〇〇工及び〇〇工については、〇〇協会歩掛を使用している。

例 3：〇〇工は、△△のため標準歩掛の 1/2 を計上している。

2 工期関係

(1) 標準工期契約

工期は、雨天・休日等を見込み、工事開始日（契約日の翌日）から起算して〇〇日間とする。
（工期は平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。）

なお、休日等には日曜日・祝日・夏期休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

但し、 については、 の理由により 年 月 日までに完成させること。

(2) 建設工事早期契約制度契約

工期は、雨天・休日等を見込み、工事着手日（入札公告での指定日）から起算して〇〇日間とする。（工期は平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。）

なお、休日等には日曜日・祝日・夏期休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含まれている。

但し、 については、 の理由により 年 月 日までに完成させること。

(3) フレックス工期契約制度契約

工期は、雨天・休日等を見込み、工事着手日（契約締結時に受注者が工事着手日選択可能期間から申し出た日）から起算して〇〇日間とする。（工期は平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。）

なお、休日等には日曜日・祝日・夏期休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含まれている。

但し、 については、 の理由により 年 月 日までに完成させること。

※ 工事着手日（上記(1)の場合）

特別の事情がない限り、契約書に定める工事開始日（契約日の翌日）から起算して30日以内に、工事に着手（実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付き工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。）しなければならない。

※ 施工計画書提出日及び着手届提出日（上記(1)、(2)、(3)共通）

工事着手前に施工計画書を提出し、工事に着手したときは着手届を提出しなければならない。

※ 工事に着手するまでの技術者の専任を要しない期間（上記(1)、(2)、(3)共通）

指導事項（別紙－3）の（2）二のとおりとする。

ただし、工事着手日前における現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設物の設置等を行ってはならない。

3 工事工程関係

(1) 現場の制約・条件

施工期間及び施工方法等について下記の制約・条件があるため、事前に工程の調整を行うこと。

制約事項	位置等	制約条件・内容

（保安林解除申請・埋蔵文化財事前調査・自然公園法施行承認申請・工事自粛期間・JR近接工事等）

(2) 地元・関係機関との協議

着工に当たって、下記の協議を関係機関及び地元住民と行うこと。

関係機関等	協議事項	内容	時期
			平成 年 月 予定

（地元耕作者・地区・水路管理者・公共機関・ライフライン事業者・JR等）

※なお、協議結果は施工計画書又は工事打合せ簿（様式任意）に記載し提出すること。

(3) 近接・競合工事

本工事に近接ないし競合して下記の工事が施工されるので、受注者間相互の連絡調整を密にして、その内容を監督員に報告して施工すること。

発注者	工事名	工期・工事内容等	影響箇所	備考
	工区	平成 年 月 日		

(4) 安全協議会

当該工区においては、安全協議会を設立し工事連絡調整を行っているため、これに加盟し、事業全体の進捗調整に協力すること。

(5) 部分供用

下記箇所（区間）については部分供用を予定しているので、これに合わせ工程を調整すること。

部分供用場所	時期	条件
No ～	平成 年 月 日から	

4 施工計画

(1) 施工体制台帳に記載を求める下請契約における県内企業の採用について

県内企業の振興や地域経済の活性化を図る観点から、「下請契約における県内企業の優先採用に関する特記仕様書（別紙－５）」に基づく取り組みを推進するものとする。

(2) 施工計画書

- ・ 共通仕様書 1-1-1-6（施工計画書）に基づき、設計図書、及び現場条件等を考慮し、現場での工事等の着手前に「施工計画書」を作成し提出すること。
- ・ 施工計画書の作成にあたっては、「土木工事現場必携」を参考とすること。
- ・ 工事内容に重要な変更が生じた場合（変更内容指示時点または変更契約時点）は、「変更施工計画書」（当初施工計画書を修正）を当該工事着手前に作成し、提出すること。

(3) 施工体制に関する事項

受注者は、適切な施工体制を確保し、下請負人を含む工事全体を把握して運営を行うこと。特に社会保険への加入については、建設業の人材確保において重要な事項であることを踏まえ、自社はもとより、すべての下請について加入状況の確認を行うこと。

施工体制の適正な確保に関して作成する書類は、施工計画書に添付することとするが、別途提出としても差し支えない。

【施工体制に係る工事書類等】

- ① 契約書第 7 条に基づく「下請負人通知書」
- ② 「施工体制台帳」、「施工体系図」（「再下請通知書」含む。下請契約の請負代金の総額にかかわらず作成）
- ③ 下請負契約書、再下請け契約書の「写」（下請契約の請負代金の総額にかかわらず作成）

注）施工体制台帳作成対象としての下請負人の判断

事 例	施工体制台帳記載の有無 下請負人に関する事項、再下請通知書、 下請契約書写、施工体系図、 下請負人通知書含む	主任（監理）技術者の配置の有無
交通誘導警備員、ガードマン	台帳記載及び契約書写しを添付	技術者の配置不要。ただし指定路線は資格者必要
産業廃棄物処理業者 （収集運搬業・処分業）	台帳記載及び契約書写しを添付	技術者の配置不要
ダンク運搬（１人親方のダンク運転手）	① 人事業主として建設会社と契約した場合、台帳記載 ② 建設会社に車持ちで勤務し、建設会社と雇用関係にある場合は台帳記載不要	技術者の配置不要
１日で完了する請負契約、少額な作業・雑工・労務のみ単価契約の請負契約	業者間の契約が建設工事である場合は請負契約のため台帳記載	建設業の許可を必要とする場合もしくは有する場合は技術者の配置が必要
クレーン作業、コンクリートポンプ打設等、日々の単価契約で行っている場合	日々の単価契約であっても請負契約に該当するため、台帳記載を必要とする。	建設業の許可を必要とする場合もしくは有する場合は技術者の配置が必要
クレーン等の重機がレータを機械と一緒にリース会社から借り上げる場合	台帳に記載する	建設業の許可を必要とする場合もしくは有する場合は技術者の配置が必要

(4) 関係機関への届出等

- ・ 工事市町村への「工事届」

- ・ 労働基準監督署への「建設工事計画届」、「機械等設置変更届」
- ・ 公安委員会への「道路使用許可申請」
- ・ 建設事務所への「道路通行制限願」
- ・ 河川内作業における漁協との工事打合せ簿等の「写」

5 用地・補償・支障物関係

(1) 未買収地

本工事に必要な用地のうち一部未買収地は下記のとおり。買収次第発注者から通知をする予定。

未買収地位置	面積	特記事項
	約 m2	

(2) 補償工事（給水用の仮配管等）

給水場所	取水箇所	方法	条件

(3) 工事支障物の処置（地下埋設物・地上物件等）

本工事区間の支障物件の処置を下記により予定しているので、工事着手前に管理者立会のもと、試掘等の調査を実施し処置方法等について協議すること。

なお、工は、重複して施工するので 月 日までに施工すること。

支障物件	管理者	位置	処置方法（見込）	処置時期
				平成 年 月

(4) 工事用借地

本工事に必要な用地のうち、発注者で借地する箇所及び期間等は以下のとおり。

借地目的	借地場所・面積	項目	借地条件等（中止期間・契約見込）
作業ヤード	No 付近	借地期間	平成 年 月 日 ～ 月 日
	約 m2	使用条件	但し、
		復旧方法	
		特記事項	
仮設道路	No 付近	借地期間	平成 年 月 日 ～ 月 日
	約 m2	使用条件	但し、
		復旧方法	
		特記事項	

- ・ 上記以外に必要な借地及びこれに伴う諸手続は、受注者側で対応する。
特に、「農地の一時転用」については、事前に地方事務所農政課・市町村・農業委員会等と調整をすること。
- ・ 借地等は原形復旧を原則とし、所有者及び管理者等と立会のうえ、借地期間内に返還まで完了すること。
- ・ 借地等の復旧箇所は、着手前の状況を写真や測量成果等で記録すると共に、境界杭や構造物の移転は引照点等を設けるなど適切な管理を行い、地権者等の立会で了解を得たうえで着工すること。

6 周辺環境保全関係

(1) 環境への配慮

当工事は「環境配慮指針」の適用工事とする。

(2) 大気への配慮

建設機械・設備等は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。（別紙－２）

(3) 公道への配慮

現場から発生土等を搬出する際には、運搬車両等の付着土砂を確実に除去してから一般道を通行すること。また、一般道が当工事による原因で破損及び汚れた場合は、受注者の責任において処理すること。

(4) 過積載の防止

- ・ 県が定める過積載防止対策に沿って必ず対策を行うこと。
- ・ 取引業者から購入する各種材料(生コン・As・骨材等)や下請業者についても、過積載防止対策の範囲とする。
- ・ 対策について、「施工計画書」の施工方法に具体的に記載すること。
- ・ 工事現場において過積載車両が確認された時は、速やかに改善を行うと共に発注者にその内容を報告すること。
- ・ 実施した過積載防止対策については、点検記録・写真等を整理・保管し、監督員等に求められた場合は、提示すること。また、竣工検査時には必ず提示すること。

(5) 排水への対応

本工事施工に伴う排水については、関係法令を遵守し、自然環境等へ悪影響を及ぼす事のないよう沈殿処理・PH管理等、適正に処理し、特に指示のある場合を除き近傍の公共用水域又は排水路等に排水する。また、排水路等は、常に適切な維持管理を行い、従前の機能を損なわないようにすること。

対策項目	処理施設	処理条件	特記事項
濁水対策			
湧水対策			

(6) 第三者災害への対応

本工事の一部区間においては、施工に伴い第三者に何らかの影響を及ぼす事が懸念されるため、下記の調査費を計上している。それぞれの特記仕様書により実施し、その結果を報告すること。

なお、現地の状況等により調査範囲の変更の必要性が認められた時は、監督員に協議のうえ実施すること。

調査項目	調査数量・範囲	仕様
家屋調査(事前)	軒	家屋事前調査業務標準仕様書
地下水観測	箇所	特記仕様
騒音調査	No ～ 間	特記仕様
振動調査	No ～ 間	特記仕様
地盤沈下調査	No ～ 間	特記仕様
電波障害	No ～ 間	特記仕様

特に、住宅近接地域での騒音・振動等及び水田や畑への排水の流出等については、公害防止対策を事前に十分検討すると共に、問題が生じた場合は速やかに対処すること。

地下掘削工事は、周囲の構造物及び地表への影響が出ないよう掘削量等の施工管理を適切に行い、沈下や陥没等が生じた場合は、公衆災害防止処置を直ちに講じると共に速やかに監督員に報告し、その後の対応にあたること。

現場周辺の井戸は、位置を確認し監督員と協議のうえ、必要に応じ水質の監視を行うこと。これは設計変更の対象とする。

7 安全対策関係

(1) 安全教育・研修・訓練

- ・ 工事現場では、共通仕様書 1-1-1-37 に基づき労働災害及び公衆災害防止に努めると共に、全作業員を対象に定期的に安全教育・研修及び訓練を行うこと。
- ・ 安全教育等は工事期間中月 1 回(半日)以上を実施し、この結果を工事日誌へ記録するほか、工事写真等に整理・保管し、監督員等に求められた場合は、提示すること。また、竣工検査時には必ず提示すること。

(2) 安全施設

現場出入口の管理は、伸縮ゲート等を用い施錠が可能な構造とすること。

(3) 交通管理

① 交通誘導警備員

- ・ 本工事における交通誘導警備員の数量及び現場条件は、閲覧設計書に記載のとおりである。
- ・ 近接工事等で交通量が著しく増減した場合や、道路管理者・警察署等からの要請又は現場条件に著しい変更が生じた場合及び、当初設計で予定している施工方法に対して違う方法となった場合を除き、原則として設計変更の対象としない。
- ・ 受注者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第4条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。
- ・ (国)〇〇号においては、長野県公安委員会告示第8号(平成18年12月4日)により交通誘導警備業務を行う場所ごとに一人以上の1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を配置して実施すること。

② 交通安全施設

- ・ 仮設ヤード回りは、パネルフェンス等を単管等で固定し、公衆の安全対策を講じること。
- ・ 車道部分に接し車両等が飛び込みの恐れのある場合は、ガードレール・視線誘導板・回転灯等を設置すると共に、特に夜間の安全対策に配慮すること。

③ 交通規制

- ・ 規制箇所は袋小路にならないように計画し、規制期間を極力短くすること。
また、行事等の時期を把握して地元の希望に沿う規制方法とすること。

(4) 架空線等上空施設一般

- ・ 工事現場における架空線等上空施設について、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置(場所、高さ等)及び管理者を確認すること。
- ・ 建設機械等のブーム等により接触・切断の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて以下の保安措置を行うこと。実施内容については施工計画書に記載すること。
 - ① 架空線上空施設への防護カバーの設置。
 - ② 工事現場の出入り口等における高さ制限措置の設置
 - ③ 架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置
 - ④ 建設機械のブーム等の旋回・立入禁止区域等の設定
- ・ 前項①の設置を架空線等管理者に依頼し、事業区域外等において費用が生じる場合は、あらかじめ監督員等に現場状況等の確認を請求すること。確認の結果、必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。

(5) 掘削法面

- ・ 斜面下部を切土する場合は、切土施工単位10～20mを原則とするが、現場の状況で、これによりがたい場合は必要な安全対策を講じるとともに、切土面を長時間放置することがないようにすること。
- ・ 「掘削法面の伸縮計設置要領」により必要な対策を講ずること。
- ・ 現場内には、雨量計を設置のこと(簡易なものでも可)。
- ・ 掘削法面上部は定期的に点検し、クラックの発生等、地山の状態を常に把握しておくと共に、いつ崩壊があっても退避できる体制を取っておくこと。特に掘削高さ10m以上の法面下の工事、地すべり崩壊地滑落崖下等の工事では十分注意すること。

(6) 土石流対策・急傾斜地崩壊対策・地すべり対策・雪崩対策関係、その他工事

- ・ 「砂防等工事における安全の確保について」(平成11年3月土木部砂防課資料)により、現場状況・工事内容を踏まえた安全対策を検討し、「施工計画書」で避難訓練、避難場所・経路等を含めた警戒避難体制及び安全対策を協議、実施すること。
- ・ 斜面崩壊、有害ガス・酸素欠乏等の対策として、下表の設備(各種センサー類及び換気設備等)を安全費に計上している。なお、現地に即すための仕様変更やそのほかに設置が必要となる設備の費用は、協議のうえ設計変更の対象とする。

各種センサー類及び換気設備等	設置場所	設置期間	備考

--	--	--	--

〔参考〕

1) 建設現場における警戒避難雨量の設定

- 河川内工事、またそれ以外の工事においても出水や土石流による被災が予想される箇所については、雨量計及び長野県河川砂防情報ステーション

(ホームページアドレス <http://www.sabo-nagano.jp/dps>) 等による気象情報を入手するとともに、警戒避難雨量を設定し、現場内の安全に万全を期することとする。

【警戒避難雨量例：連続雨量 75mm、24 時間雨量 60mm、1 時間雨量 15mm】

- ※上記雨量は標準的な基準値であり、各現場毎条件を勘案し、必要な場合は別途基準雨量を設定して対応すること。
- 連続雨量とは降雨中断が 24 時間以内の総雨量をいう。
- 雨量が各警戒避難雨量に該当したら、工事を中断し避難をすること。
- 降雨等により、地すべりや土石流の発生が予想され避難するときは、下流住民にもその旨を周知徹底すること。

2) 土石流に対する安全対策

河川内工事、またはそれ以外の工事においても、土石流の達する恐れのある現場では共通仕様書 1-1-1-37 の 17 の規定に基づき、工事内容を踏まえた安全対策等を検討し、施工計画書に記載すること。特に、下記の項目について、施工計画書に記載すること。

なお、安全対策に別途必要となる費用は協議により設計変更の対象とする。

【現場の状況】

項 目	調 査 数 量	流域の状況
1 溪流調査	溪流勾配が15° 以上となる地点及び最急溪床勾配	
2 溪床状況	土砂の状況	
3 流量面積	溪床勾配15° 地点より上流の流域面積 (発生流域面積)	
4 土石流	過去に発生した土石流、崩壊の有無	
5 亀裂・滑落崖	新しい亀裂、滑落害の有無	

3) 降積雪期の建設工事における安全確保

工事期間が冬期間の施工である現場においては、降積雪期であるため、雪崩、土石流の発生が予想される。そのため、下記事項に留意する他、「雪崩等災害防止対策要領（案）」、「積雪期における土木工事安全施工技術指針（案）」により工事の安全対策等を検討し、施工計画書に記載すること。

- ・雪崩、土石流等に対する安全対策の点検。
- ・積雪深、融雪量、気温等の観測及び大雪、雪崩注意報等の気象状況の把握。
- ・作業着手前、作業中の安全巡視。
- ・気象変化時における安全パトロールの実施。必要に応じた見張員の配置。
- ・警戒避難雨量基準等に基づく工事中止の徹底。

8 仮設工関係

(1) 工事用道路

公道及び私道を工事用道路として使用する場合は、交通整理及び安全管理を十分に行い、事故や苦情の原因とならないようにすること。また、使用中に道路及び付属施設を破損した時は、受注者の責任において速やかに原形復旧すること。

(2) 仮設工設置期間

仮設工は撤去を原則とするが、仮設土留工・仮橋・足場等のうち、次表（設計書）に明示した部分は撤去しなくても良いこととする。なお、現場条件により周囲の構造物等に影響を与えることが判明した場合は、撤去方法について協議をすること。

受注者に起因する工期延長等に伴う仮設材の費用は、原則として設計変更しない。

仮設工	内容	期間	条件等
-----	----	----	-----

--	--	--	--

本工事の足場については、原則として平成 21 年 3 月 2 日付け厚生労働省令第 23 号にて厚生労働省から公布された「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」による、手すり先行工法を採用するものとする。

(参考)「手すり先行工法に関するガイドライン」

<http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-50/hor1-50-15-1-3.pdf>

(3) 任意仮設

次の設備については、任意仮設とする。受注者は、明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工するものとする。なお、明示した条件と現場が一致しない場合や明示されていない条件について予期することができない特別な状態が生じた場合において、必要と認められるときには、変更の対象とする。

仮設物・仮設備名	設計条件	制約条件	留意事項
仮締切工	瀬追工、対象流量 $0\text{m}^3/\text{s}$ 水替工	買収地内で行う	
工事用道路	$W=0.0\text{m}$	借地内で行う	竣工後原型復旧
足場工	構造物法面 $1:0.0$		
支保工			
特殊養生工	特殊養生工あり		

(4) 指定仮設

仮設物・仮設備名	内容・条件	特記事項
仮設工事用道路工	$L=00\text{m}$ 、 $W=0.0\text{m}$	詳細は設計図書による
仮設土留工	鋼矢板 IV 型 $L=0\text{m}$ 、 $N=0$ 枚	詳細は設計図書による

(5) 附帯工

附帯工の範囲は管理者との立会・協議により決定する。

9 使用材料関係

(1) 材料の承認

- ・ 工事で使用する材料は、長野県土木工事共通仕様書材料編第 2 節「4. 見本・品質証明資料」及び「6. 監督員等の確認」により「材料承認願」で確認を受けなければならないが、一括承認済の資材等については確認は不要である。一括承認については発注機関がホームページ等で周知している。

(2) 生コンクリート

- ・ 使用材料の品質管理のため、配合計画書の内容を確認し、使用するまでに監督員等に提出し、確認を受けること。
- ・ 水セメント比について明記のない場合は、下記のとおりとする。
 - ＜鉄筋コンクリート＞ $W/C=55\%$ 以下
 - ＜無筋コンクリート＞ $W/C=60\%$ 以下
 - ＜無筋コンクリート＞（耐久性を要しないもの） $W/C=65\%$ 以下

(3) アスファルトコンクリート

- ・ 基準密度等の品質管理のために、使用前に配合報告書を提出し、確認を受けること。
- ・ 材料について明記のない場合は、「再生加熱アスファルト混合物の利用基準」によるものとし事前に使用材料の確認を受けなければならない。
- ・ 再生加熱アスファルト混合物は、舗装再生便覧の規定に適合したもので、リサイクル材配合率は、 50% 以下とし、含有率(％、重量比)を記載した、「再生加熱アスファルト混合物 材料承認申請 提出表」を提出すること。

(4) クラッシャーラン

- ・ 材料について特記のない場合は、「再生砕石等の利用基準」によるものとし、使用前に使用材料の確認を受けなければならない。

- ・再路盤材に使用する再生砕石（RC-40）は、舗装再生便覧の規定に適合したもので、所要の品質を得るため必要に応じて加える補足材は、必要最小限度とし、含有率(%、重量比)を記載した「再生砕石等 材料承認申請 提出表」を使用前に提出し、確認を受けること。

(5) 県産木材

- ・工事に使用する木材は原則として県産木材を使用することとし、共通仕様書材料編 2-2-4-1 により、取り組みを推進するものとする。施工計画書提出時に、県産木材の素材供給段階における長野県産土木用材産地証明書発行基準（別紙－4）に基づく産地証明書等により監督員の確認を受けること。また、しゅん工書類に産地証明書等を添付すること。
- ・供給困難等の理由により、県産木材を使用できない場合は別途協議とする。

(6) 県内産資材

- ・県内企業の振興や地域経済の活性化を図る観点から、建設資材の県内産優先使用に関する規定、共通仕様書材料編 2-2-13-5 により、工事材料の選定にあたっては、県内産資材で規格・品質等を満たす材料を優先使用する取り組みを推進するものとする。
 - ① 県内産資材の優先使用に努めること
 - ② 工事用資材の調達を極力県内取り扱い業者から購入すること
 - ③ 県外産資材を使用する場合は、「県外産資材使用報告書」を提出すること
- ・県内産資材を使用しない理由欄の記載は、原則として県内産資材による施工ができない技術上の理由とし、必要に応じて理由が確認できる資料を添付すること。

(7) その他

- ・生コンクリート及びアスファルトの単価については、当初設計では夜間割り増しを見込んでいないが、プラントとの打ち合わせにより協議のこと。

10 発生土・廃棄物・再生資源関係

共通仕様書 1-1-1-23 第 3 項に規定される、再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理に基づき、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ること

(1) 建設副産物の処理に関する事項

- ・本工事は建設リサイクル法対象工事であり、契約締結前に法第 12 条第 1 項の規定に基づいて、発注者に対し説明書の提出をもって事前説明を行うこと（様式は土木工事現場必携参照）。
- ・本工事において生じる建設発生土及び産業廃棄物等の処分は、下記の条件を想定して処分費・運搬費を計上している。
- ・建設副産物処理費は、施設毎の処理費と運搬費の合計が最も経済的な処理施設を選定している。また、受注者においても、建設リサイクル法第 5 条の主旨に準じ建設副産物の再資源化等に要する費用を低減するよう努めること。
- ・建設資材廃棄物は、建設リサイクル法 9 条に則りその種類ごとに分別すること。
- ・発生物のうち ― は、本工事の ― に使用するので、施工方法等を協議すること。
また、発生物のうち ― は、他工区に使用するため現場内で引渡すので関係者や外部進入者等に危険とならないように保管すること。
- ・工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、受注者が廃棄物処理法上の排出事業者としての責任を有し、産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合には、「(5) 建設副産物の運搬・処理」によるが、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認及び、最終処分終了までの一連の処理行程における処理が適正に行われることを確認する措置等について、施工計画に定めること。
- ・「長野県産業廃棄物 3 R 実践協定（平成 25 年 4 月 1 日名称変更）」締結事業者（排出事業者）にあつては、本工事における「産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用及び適正処理に関する自主的な取組状況等」について施工計画に定めること。

(2) 建設発生土に関する事項

引渡場所・仮置場所	処分方法	特記事項
〇〇市△△地先	指定	別添地図参照

※ 処分地を変更する場合は、発注者と協議を行うこと。なお、受注者の都合により処分先

を変更した場合は、原則として設計変更しない。

(3) 特定建設資材に関する事項（建設リサイクル法）

- ・受注者は発注者から「通知書」の「写」を受け取ること。
- ・受注者は下請負がある場合、下請負業者に対し、「通知書」の「写」を添付して「告知書」にて告知すること。
- ・再資源化等が完了した時は、発注者に「再資源化等報告書」にて竣工時に報告すること。

種 別	処理場名	備考
アスファルトコンクリート塊		
セメントコンクリート塊	無筋	
	鉄筋	
	二次製品	
建設資材木材		

※処理場名は積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。

※排出する対象物が設計寸法と異なる場合は、発注者と協議すること。その際、寸法等を確認できる資料を提出すること。

(4) 産業廃棄物（建設廃棄物処理指針 H22 環境省）

- ・産業廃棄物の処理に関する設計条件は下表のとおりである。

種 別	処理場名	備考
木くず(抜根・伐採材)		
汚 泥		

※処理場名は積算上の条件であり、処理場を指定するものではない。

※積算に用いる木くず処理量の体積 — 重量換算は、実施設計単価表に記載される換算係数を用いる。なお、体積(m³)での確認となる場合は、体積を確認できるよう1台毎写真管理すること。

種 別	処分条件	備考
その他（金属くず他）		

(5) 建設副産物の処理

- ・建設副産物を産業廃棄物として運搬・処分業者に委託する場合は、廃棄物処理法に基づく委託基準に従い、書面による委託契約を締結すること。
- ・廃棄物の運搬・処分を業とする「許可証」を確認し、その「写」を委託契約書に添付すること。
- ・下請負業者が産業廃棄物の運搬・処分を行う場合でも、下請負契約とは別に委託契約を締結すること。
- ・「マニフェスト（産業廃棄物管理票）」により適切に運搬・処分されているか確認を行うこと。土木工事現場必携を参照し、廃棄物種類ごとの集計表をしゅん工書類に添付すること。
- ・受注者は施工計画書に以下の事項を記載する。

処理方法※	1再資源化	2破碎処理	3焼却処理	4埋立処分場	5その他
処分先 (処理業者)	業者名				
	住所				
運搬委託先 (委託の場合)	業者名				
	住所				
その他	資源化の				
	方法など				

(施工計画提出時に必要な書類等)

- ・処理先の許可書の写し及び収集運搬業者の許可書の写し（収集運搬を委託する場合）
- ・受注者と処理又は運搬業者との契約書の写し（施工体制台帳に添付する）
- ・処理業者の所在地及び計画運搬ルート
- ・下請けがある場合は、告知書の写し

(6) 再生資源の利用促進

- ・工事目的物に要求される機能を確保し、再生資源の利用に努めること。また再資源化施設の活用を図ることにより、再生資源の利用を促進すること。

- ・再生資源の利用促進への取り組み方針、再生資材により設計されている工事材料の選定、施工等、及び、工事に使用する再生資材の選定、施工等について施工計画に定めること。

(7) 再生資源利用等実施書の提出

- ・施工計画書提出時に、「再生資源利用計画書」・「再生資源利用促進計画書」を作成し提出すること。
- ・しゅん工時に、「再生資源利用実施書」・「再生資源利用促進実施書」を作成し提出すること。
- ・作成は指定されたシステムにより行い、実施書は電子データ納品すること。
- ・対象は量の多少にかかわらず、建設副産物が発生する工事の全てとすること。

(8) 処分量の確認

建設副産物の処分量を確認するため、監督員から請求書、伝票等の提示を求められた場合は応じなければならない。

1 1 薬液注入関係

(1) 薬液注入工

調査地点・地下水位・地質等に著しい変動がある場合を除き、原則として設計変更しない。

〔観測井の本数〕

	ボ-リング長 (m)						
	H= m	H= m	H= m	H= m	H= m	H= m	H= m
設置本数	本	本	本	本	本	本	本
撤去本数	本	本	本	本	本	本	本

〔水質調査〕

水質調査	試験項目	分析回数	備考
	Ph	回	
	過マンガン酸カリ消費量	回	

(2) 工事の留意事項及び施工計画書への記載

特に下記について、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう入念な施工管理を行うこと。

- ・薬液注入プラントからの流出防止対策
- ・プラント洗浄液の流出防止及び中和対策
- ・路面からの流出防止対策

以上の対策の具体的内容については、施工計画書に記載すること。

1 2 品質・技術管理関係

(1) 建設資材の品質記録

発注者が指定した土木構造物の建設材料については建設資材の品質記録を作成し、工事完了時に提出すること。

(2) コリنزへの登録

- ・請負代金額 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス (CORINS・一般財団法人日本建設情報総合センター) を活用し、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた後、直ちに登録を行い、発行された「登録内容確認書」を監督員に提示すること。
- ・受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内とする。
- ・完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内とする。
- ・登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内とする。
- ・訂正時は適宜登録をする。
- ・上記以外は共通仕様書 1-1-1-7 を参照。

(3) 建設資材の試験

コンクリート圧縮試験及び鉄筋引張試験等は、原則として公益財団法人長野県建設技術センター試験所にて行うこと。

また、コンクリートの供試体には、受注者の主任技術者又はコンクリート担当技術者がサインした供試体確認版を入れること。なお、供試体確認版は、「QC版」と「品質証明シール」から選択できるものとする。

(4) コンクリートの品質管理

①コンクリート担当技術者の配置

- ・ 50m³以上のコンクリート工事においては、コンクリート担当技術者を配置し、施工計画書に明示すること。
- ・ 同技術者は、主任技術者及び監理技術者との兼務は可能である。また、現場代理人が主任技術者の資格を有する場合は兼務が可能である。

②責任分界点からの品質管理

受注者は、責任分界点から先の全ての品質管理に責任を負うものであり、品質管理のための試験等を生コン会社に委託する場合は、その全てに立会うこと。

③コンクリート品質管理基準

コンクリートの品質管理は「施工管理基準」によるものとするが、コンクリートの打設量が50m³以下の場合については、施工時の圧縮強度試験、スランプ試験、空気量測定の実数は次のとおりとする。

試験名	工種	コンクリート種類	回数	特記事項
スランプ				
空気量				
塩化物総量				
圧縮強度				
その他				

④レディーミクストコンクリート納入書

レディーミクストコンクリート納入書は、しゅん工書類として提出すること。レディーミクストコンクリート納入書には、荷卸し地点到着時間及び打設完了時間を記入すること。

⑤コンクリートの養生

発熱等によるひび割れ防止のため、「共通仕様書」の規定に従い、散水養生等を適切におこなうこと。

(5) 電子データの製作・縮刷版の製本

技術管理費には、トンネル・橋梁・砂防・その他以下に指定した構造物の設計に関する資料を整理保管するため、当該資料の電子データ(2組)の製作費と縮刷版(3部)の製本費が含まれているので、作成の上、しゅん工検査時に提出すること。

工 種 名	構 造 物 名	備 考

(6) 技術交流

受注者は、発注者、各種業務受託者とともに現場踏査、技術交流、意見交換を行う「岩盤崩壊危険箇所工事に係る技術交流等実施要領(H17.1.20 土木部長通知)」による「技術交流」を行い、設計内容や地質条件を十分に把握し、安全かつ適切な施工を行うこと。なお、この「技術交流」に要する経費は技術管理費に計上している。

(7) 管理図または度数表・ヒストグラム

出来形及び品質管理について、管理図または度数表・ヒストグラムを作成し、竣工書類に添付すること。

(8) 六価クロム溶出試験及びタンクリーチング試験

【参照(国土交通省ホームページ)：<http://www.mlit.go.jp/tec/kankyoku/kuromu.html>】

本工事は、「六価クロム溶出試験」及び「タンクリーチング試験」の対象工事であり、下表のとおり試験を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。

試験名	対象工種名	検体数
六価クロム溶出試験	〇〇工(例：地盤改良工、セメント安定処理工等)	計△△検体
タンクリーチング試験	〇〇工	計□□検体

なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

1 3 ワンデーレスポンス

- (1) この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。
- (2) 「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するなど、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現することである。ただし、即日回答が困難な場合は、回答が必要な期限を受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなどの回答を「その日のうち」にすること。
- (3) 受注者は計画工程表の提出にあたり、工事の進捗状況等を把握できる工程管理の方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

1 4 その他

(1) 各種調査・試験への協力

共通仕様書 1-1-1-17 に基づき、発注者が自ら又は発注者が指定する第3者が行う下記の調査・試験等に対して、請負者は協力すること。

①公共事業労務費調査

受注者は正確な調査が行えるように、労働基準法に従い就業規則を作成すると共に、賃金台帳を調整・保存する等、雇用している現場労働者の賃金・時間管理を適切に行うこと。

また、工事の一部を下請負契約する場合、当該下請負工事の受注者も同様の義務を負う旨を定めること。

②諸経費動向調査

③施工合理化調査（歩掛実態調査）

④施工形態動向調査

調査対象になった工種には、発注者から通知すると共に、技術管理費に当該調査に関わる調査費用を計上する。

(2) 構造改善

建設現場における福祉の改善や労働時間の短縮、又は建設産業への理解を深める事業の実施などの構造改善対策にも配慮すること。

(3) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行うすべての者をいう。）からの不当要求または工事妨害（以下「不当介入」という。）の排除

① 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届けること。

② 暴力団等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄警察署に提出すること。

③ 不当介入を排除するため、発注者及び所轄警察署と協力すること。

④ 不当介入により工期の延長が生じる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の要請を行うこと。

(4) 遵守事項

「指導事項」（別紙－3）を遵守すること。

(5) しゅん工検査における複数検査員及び複数日検査への協力

しゅん工検査において、検査補助員を配する検査あるいは複数日の検査となる場合は、検査に協力すること。

(6) 抜き打ち検査

長野県建設工事抜き打ち検査要領（平成15年4月1日制定）に基づき、建設工事の抜き打ち検査が会計局検査課で実施された場合、受注者は受験体制を含め検査員の指示に従うこと。

(7) 指導監査

長野県建設工事指導監査要領（平成15年4月1日制定）に基づき、会計局検査課で施工途中において指導監査を実施する場合、受注者は受験体制を含め検査員の指示に従うこと。

(8) 不正軽油撲滅対策

軽油を燃料とする車両及び建設機械等には、ガソリンスタンド等で販売されている適正な軽油を使用すること。

県庁税務課及び各地方事務所税務課がおこなう燃料の抜き取り調査等に協力すること。

1 5 注意事項（特記仕様）

(1) 変更請負額

設計変更に伴い算出する請負額は、次式による請負比率により算出する。

$(\text{変更請負額}) = (\text{変更設計額}) \times (\text{請負額}) / (\text{設計額})$ （千円以下切り捨て）

(2) 工事関係書類一覧表（案）

共通仕様書 1-1-1-26 に定める工事しゅん工書類に関する簡素化出来るものについては、「工事関係書類一覧表（案）（平成 27 年 1 月 1 日適用 建設部）」によることとする。

(3) 電子納品

電子納品にあたっては、「電子納品に係る実施要領」及び以下によるものとする。

(4) 情報共有システム

本工事は情報共有システムを利用する対象工事である。利用にあたっては、「情報共有システム実施要領」によるものとする。

(5) 特記事項

その他、各工事現場において、「特記」することを以下に記入する。

1 6 創意工夫・社会性に関する実施状況の提出について

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

創意工夫・社会性等の具体的内容がある場合は、別紙－1「創意工夫・社会性に関する実施状況」及び、「説明資料」を提出すること。なお、用紙サイズは A4 版とする。

1 7 質問回答について

公告文を参照すること。

1 8 設計表示数値

適用する設計表示数値は、国土交通省「土木工事数量算出要領（案）」の最新版に準拠している。

(別紙－１)

創意工夫・社会性に関する実施状況

工事名	平成〇〇年度 〇〇	工事	請負者名	〇〇建設
項 目	評価内容	番号	提案内容	
☐ 創意工夫	☐ 現場での対応（施工）		☐ 災害等での臨機の処置 ☐ 施工状況（条件）の変化に対応した自発的提案	
	☐ 準備・後片付け（施工）		☐ 測量・位置出し	
	☐ 施工関係（施工）		☐ 施工に伴う機械、器具、工具、装置類の工夫 ☐ 二次製品、代替製品の利用の工夫 ☐ 施工方法の工夫 ☐ 施工環境の改善 ☐ 仮設計画の工夫 ☐ 施工管理、品質向上の工夫	
	☐ 施工管理関係（施工）		☐ 盛土締固、杭の施工高さ等施工上の工夫 ☐ 写真管理の工夫 ☐ 出来形・品質の計測、集計・管理図等の工夫 ☐ CAD、施工管理ソフトの活用 ☐ 電子納品に対する積極的な取組	
	☐ 品質関係（品質）		☐ 集計ソフトの活用 ☐ 使用材料、施工方法、出来形、品質確保の工夫	
	☐ 安全衛生関係（安全）		☐ 安全施設・仮設備の配慮・工夫 ☐ 安全教育・講習会・パトロールの工夫 ☐ 作業環境の改善 ☐ 交通事故防止・被害軽減対策・交通確保の工夫 ☐ ゴミ減量化、アイトリンクストップ等地球環境への工夫	
	☐ その他		☐ リサイクル推進 ☐ 生産性向上の取り組み ☐ その他	
☐ 社会性等 (地域社会や住民に対す貢献)	☐ 地域への貢献等		☐ 地域の自然環境保全、動植物の保護 ☐ 作業現場の周辺地域との調和 ☐ 地域住民とのコミュニケーション ☐ ボランティア活動への積極的な参加 ☐ その他	

創意工夫・社会性等に関する実施状況 説明資料

工事名				番号	
項 目		評価内容			
提案内容					
(説 明)					
(添付図)					

○作成にあたっての注意事項

本実施状況の提出は、創意工夫、社会性それぞれ7項目を上限とする。

【別添様式】について

1. 該当する項目に□に、レ点マーク記入。
2. 該当項目以外にも評価できる内容がある場合には、その他として項目を設けるものとする。
3. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。
4. 提案内容1件毎に番号を付し、説明資料の右上に対応する番号を記入する。

「説明資料」については、簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

(別紙－２)

排出ガス対策型建設機械について

本工事においては、(表－１)に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年１０月８日付建設省経機発第２４９号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用出来ない場合は、平成７年度建設技術評価制度募集課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において、使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

(表－１) 排出ガス対策型建設機械を原則使用とする機種

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの； 油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 <u>（閲覧設計書等で2次基準値と表示している機種については、2次基準値を標準とする工種である。）</u>

指導事項

(1) 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

(2) 建設工事の適正な施工の確保について

一 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）及び公共工事の入札契約の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

二 建設業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。

なお、主任技術者または監理技術者の専任を要しない期間の留意事項は、以下のとおりとする。

【現場施工に着手する日が確定している場合】

・請負契約の締結の日の翌日から平成〇〇年△△月××日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

【現場施工に着手する日が確定していない場合】

・請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて決める。

・工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付けのみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

三 受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者又は同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、監理技術者の写しを契約時に提出する。また発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。

四 一、二及び三のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

(3) 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

(4) 建設業退職金共済制度について

一 建設業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。

二 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。

三 請負代金の額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結したときは、建設業者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後1ヶ月以内に事務所長に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場制作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合にお

いては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。

四 建設業者は、三の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出すること。なお、三の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

五 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めることがあること。

六 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがあること。

七 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

(5) ダンプトラック等による過積載、不正改造等の防止について

一 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。

二 過積載、不正改造等を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

三 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

四 さし柙装着車、物品積載装置、リヤバンパー等を不正改造したダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。

五 過積載車両、さし柙装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載、不正改造等を助長することのないようにすること。

六 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柙装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

七 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

八 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

九 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

十 上記の対策について、施工計画書に具体的に記載すること。

(別紙－４)

長野県産土木用材産地証明書発行基準

1 (目的)

長野県県産間伐材供給センター協議会規約第４条（３）により、県産土木用材産地証明書（以下証明書という）を発行するための基準を示すものである。

2 (発行対象者)

- (１) 長野県県産間伐材供給センター協議会（以下供給センターという）を構成する者及びその構成員。
- (２) 供給センターの認めた者。

3 (発行者)

証明書の発行は、次の地区協議会が行う。

証明書の発行を求めるものは次の事務局へ、次の書類を提出する。

(発行所)

- ① 東信地区協議会 小諸市甲鞍掛４７４７（東信木材センター協同組合連合会内）
(Tel 0267-23-0887)
- ② 南信地区協議会 上伊那郡辰野町伊那富後山５８９２－１
(長野県森林組合連合会 南信木材センター内)
- ③ 中信地区協議会 安曇野市三郷温４０００
(長野県森林組合連合会 中信木材センター)
- ④ 北信地区協議会 長野市大字穂保字中ノ配３４２－１
(長野県森林組合連合会 北信木材センター内)

(提出書)

- (１) 証明書発行申請書（様式１）
- (２) 素材丸太にあつては、その生産者の、加工品にあつてはその加工製造業者の「出荷証明書」
(書式は特に定めないが、①工事名 ②施工主 ③元請 ④品種（県産材使用を明記する）
⑤製造日又は伐採日 ⑥製造者又は伐採者を明記し、その発行者の押印のあるもの)

4 (証明書の書式)

証明書の書式は、（様式２）とする。

5 (申請者の責務)

- ① 申請書記載事項等に虚偽があり、その責務を問われた場合、その責務は申請者に帰するものとする。
- ② 協議会から長野県産間伐材を使用していることを証明する資料を求められた場合速やかに従う責務を負う。

(様式1)

長野県産土木用材産地証明書発行申請書

平成 年 月 日

県産間伐材供給センター協議会長 様

(申請者)

〇〇木材株式会社

代表者 〇〇〇〇

下記使用について確かに長野県産材を使用したので長野県産土木用材産地証明書を発行してください。

記

工事名：平成 年度 県単 工事 線 市 字

発注者：長野県〇〇建設事務所長

品 種：県産からまつ間伐材使用

2.0m×8～12cm 皮むき丸太 500本

製造者：〇〇木材株式会社

製造日：平成 年 月 日

添付書類： 出荷証明書

その他：

(様式 2)

県産土木用材産地証明書

様

平成 年 月 日

長野県岡田町 30-16
県産間伐材供給センター協議会
会 長 ○○○○

下記の土木用材は長野県産であることを証明します。

記

納 材 者 氏名又は名称 及び代表者名			
樹 種	規格・仕様	数 量	

事務所長 様

平成 年 月 日

県 外 産 資 材 使 用 報 告 書

受注者名：
(現場代理人)

工事名

本工事において県内産を使用しない主要材料は、以下のとおりです。

資材名	規格	使用数量	製造者名・製造工場名・ 購入先等（県名及び市町村名）	県内産資材を使用しない理由

※主要材料とは、施工計画書に記載する「主要材料」程度とする。

下請契約における県内企業の優先採用に関する特記仕様書

- 1 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約先として県内企業を優先的に採用するよう努めるものとする。なお、県内企業とは県内に本社・本店（みなし本店を含む。）を置く建設企業者をいう。
- 2 受注者は、下請企業に対し、本工事は「下請契約における県内企業の優先採用に関する特記仕様書」があることを周知する。
- 3 受注者は、本工事の施工に関する下請契約について、一次、二次以降を問わず、県外企業の採用があった場合は、その下請契約先と採用理由を別紙「下請契約における県外企業採用報告書」に記入し、施工体制台帳提出時（変更時含む。）に監督員に提出すること。なお、県外企業とは県内企業以外をいう。

平成 年 月 日

事務所長 様

下請契約における県外企業採用報告書

請負者名：

工事名

本工事において契約した県外企業は、以下のとおりです。

下請負人名称	住 所	工 事 内 容	県内企業を採用しない理由

2 電子納品に係る実施要領

(平成 27 年 9 月 29 日制定)

(目的)

第 1 この要領は、長野県の建設工事及び建設工事に係る委託業務（以下、「工事等」という。）における電子納品を進めるための実施方法等を定め、公共工事における C A L S / E C の推進を図ることを目的とする。

(電子納品の定義)

第 2 「電子納品」とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、業務の次段階における再利用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることをいう。ここでいう電子データとは、各電子納品要領（案）等に表示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

(対象工事等)

第 3 電子納品を実施する対象工事等の範囲は、原則として全案件とする。ただし、発注機関の長が不要と認めた場合はこの限りでない。実施内容として次に規定される案件により区別するものとする。

- ・対象案件（受注希望型競争入札による工事等）：電子納品を原則とする
- ・試行案件（参加希望型競争入札による工事等）：協議により電子納品又は紙納品を選択

2 中小規模の建設工事等における電子納品を推進するため、前項に規定された案件の中から発注者の指定した案件について、推進事業案件とし、別に定める I T アドバイザーを活用した「電子納品推進事業」実施要領により実施するものとする。

(対象成果品)

第 4 電子納品の対象となる成果品は、次に規定される成果品とする。

- ・土木工事共通仕様書（施工管理基準、写真管理基準等を含む）
- ・測量作業共通仕様書
- ・地質・土質調査共通仕様書
- ・設計業務共通仕様書
- ・用地調査等共通仕様書（第 3 章～第 3 章の 7 に該当するもの）

(積算の取り扱い)

第 5 電子納品の積算上の取り扱いは以下のとおりとする。なお、第 11 で規定する成果品の提出部数によらない場合は、特記仕様書に明示するほか、別途、必要経費を考慮するものとする。

- 1) 工事：現行の共通仮設費率に含まれるものとする。
- 2) 委託：測量業務は、現行の諸経費率に含まれるものとする。地質調査業務及び設計業務は、現行の「印刷製本費」を「電子成果品作成費」とし、現行の同様の積算とする。

(要領・基準)

第 6 長野県の電子納品は、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）を準用する。【別記】

(運用に関する手引き)

第 7 長野県の電子納品に関する下記事項等の運用については、別に定める「運用の手引き」による。

【別記】これに定めのない事項については、国土交通省関東地方整備局の「電子納品に関する手引き（案）【土木工事編】【業務編】」に準じて受発注者間で協議して定めることとする。

- ・要領・基準類の長野県での読み替え
- ・受発注者間で協議確認する際に使用する「チェックシート」
- ・電子納品対象書類の範囲
- ・電子ファイルのアプリケーションソフト、バージョン
- ・施工中の書類の取り扱い
- ・電子成果品の保管管理

(協議確認事項)

第8 電子納品の実施にあたり、受発注者間で協議・確認すべき内容をチェックシートにより行う。

①着手時協議

工事等の着手時に、期間中の電子納品に関する疑問を解消し円滑に電子納品を実施するため、「着手時チェックシート」を用いて受発注者間で電子納品の対象書類やファイル形式について協議するとともに、データバックアップ体制やコンピュータウィルス対策方法について確認を行う。

②検査・納品前協議

竣工検査(完了検査)・納品前において、電子成果品に対する円滑な検査実施を確保するため「検査・納品前協議チェックシート」を用いて実施する。

(納品媒体)

第9 納品する電子媒体はCD-RもしくはDVD-Rとする。CD-Rの理論ファイルフォーマット形式はISO9660(レベル1)とし、DVD-Rの理論ファイルフォーマット形式は、UDF(UDF Bridge)とする。なお、中途における情報のやり取りについては、受発注者協議の上、他の電子媒体を認めることとする。

(納品物のチェック)

第10 受注者は、電子成果物を納品する前に、必ず国土交通省の「電子納品チェックシステム」によりチェックを行い、エラーを解消させることとする。また、ウィルスチェックを行い、ウィルスが検出されないことを確認することとする。

(工事等完成図書の提出部数)

第11 建設工事電子データにより納品する成果品については、電子データを格納した電子媒体をもって原図・原稿及び製本に代えるものとし、提出部数は以下のとおりとする。

①工事完成図書

電子納品対象書類	電子媒体(CD-R・DVD-R)	2部(正・副)
	紙媒体 工事写真のうち「着手前・完成」	1部(その他協議による)
上記以外	紙媒体	1部

②業務完成図書書類

	電子媒体(CD-R・DVD-R)	2部(正・副)
	紙媒体	1部(その他協議による)
上記以外	紙媒体	3部(その他協議による)

・電子媒体ラベルへの記載項目のうち、工事等名称については、路河川名及び市町村名、字名を含むものとする。

(電子納品の検査)

第12 電子成果品の書類検査は、電子データで検査することを原則とし、必要がある場合に限り紙での出力により対応する。検査に必要な機器の準備は、原則として発注者が行うが、受注者が自主的に用意することを妨げない。機器の操作は、受注者が主に行い、発注者は操作補助を行う。

(適用)

第13 この要領は、平成27年11月1日から適用する。

【別記】長野県が準用する「要領・基準類」及び「運用に関する手引き」等

(平成27年11月1日現在)

○国土交通省「要領・基準類」は以下のとおり。

要領・基準

- | | |
|---------------------|----------|
| ・工事完成図書の電子納品要領（案） | 平成20年5月 |
| ・土木設計業務等の電子納品要領（案） | 平成20年5月 |
| ・C A D 製図基準（案） | 平成20年5月 |
| ・デジタル写真管理情報基準（案） | 平成20年5月 |
| ・測量成果電子納品要領（案） | 平成20年12月 |
| ・地質・土質調査成果電子納品要領（案） | 平成20年12月 |

ガイドライン類

- | | |
|----------------------------|---------|
| ・電子納品運用ガイドライン（案）【土木工事編】 | 平成21年6月 |
| ・電子納品運用ガイドライン（案）【業務編】 | 平成21年6月 |
| ・C A D 製図基準に関する運用ガイドライン（案） | 平成21年6月 |
| ・電子納品運用ガイドライン（案）【測量編】 | 平成21年6月 |
| ・電子納品運用ガイドライン（案）【地質・土質調査編】 | 平成18年9月 |

○国土交通省関東地方整備局「運用に関する手引き」は以下のとおり。

- | | |
|------------------------|----------|
| ・電子納品に関する手引き（案）[土木工事編] | 平成21年10月 |
| ・電子納品に関する手引き（案）[業務編] | 平成21年10月 |

○納品時に使用するチェックシステムは以下のとおり。

- | | |
|---------------------|---------|
| ・電子納品チェックシステムVer7.1 | 平成21年8月 |
| ・S X F ブラウザVer3.20 | 平成21年3月 |

<参考資料>

- 国土交通省「電子納品に関する要領・基準」
http://www.cals-ed.go.jp/cr_point/
- 関東地方整備局「CALS/EC ホームページ」:
<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000009.html>
- 電子納品チェックシステム http://www.cals-ed.go.jp/edc_old/

【別紙 1】建設工事における電子納品及び情報共有特記仕様書（電子納品推進事業用）

（電子納品）

第 1 本工事は、電子納品対象工事とする。「電子納品」とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、業務の次段階における再利用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることをいう。ここでいう電子データとは、各電子納品要領（案）等に表示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

（情報共有）

第 2 本工事は、情報共有対象工事とする。「情報共有」とは、工事等の各業務段階に受発注者間でやり取りされる各種情報を電子データにより交換・共有することで、資料の提出や打ち合わせのための移動時間を短縮するなど業務の効率化を図ることをいう。

（電子納品推進事業）

第 3 本工事は、IT アドバイザーを活用した「電子納品推進事業」対象工事とする。「IT アドバイザーを活用した電子納品推進事業実施要領」に基づき、以下の各時点で IT アドバイザーから適切なアドバイスを受けることにより、受発注者協議の円滑化と電子納品に対する理解と技術力向上を図り、電子納品成果物の品質向上を図るものとする。

- 1) 着手時協議
- 2) 検査・納品前協議
- 3) 受注者による事前準備派遣、随時派遣依頼（受注者が必要に応じて実施：全額受注者負担）
- 4) 工事期間中における情報共有

（経費の計上）

第 4 本工事は、IT アドバイザーの派遣経費（以下「経費」という。）として、着手時協議及び検査・納品前協議時の 2 回分、計 5 万円（税抜き）を計上しています。入札にあたっては、この経費を共通仮設費の技術管理費に必ず計上してください。

（要領・基準）

第 5 電子納品及び情報共有は、長野県の「電子納品及び情報共有に係る実施要領」及び「運用の手引き」に基づき実施するほか、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）を準用する。

（着手時協議）

第 6 着手時協議を必ず行うこと。協議にあたっては、事前に作成した着手時協議チェックシートを、協議前に電子データで監督員に提出すること。

（電子納品対象書類）

第 7 着手時協議チェックシートで定められた書類及び、下記の書類を必須とする。

書 類 名	備 考

（情報共有対象書類）

第 8 着手時協議チェックシートで定められた書類及び、下記の書類を必須とする。

書 類 名	備 考

（工事完成図書の提出部数）

第9 本工事の工事完成図書の提出部数は以下のとおりとする。

- | | | |
|-------------|---------------------|----------------|
| 1) 電子納品対象書類 | 電子媒体 (CD-R、DVD-R) | 2部 (正・副) |
| | 紙媒体 工事写真のうち「着手前・完成」 | 1部 (その他、協議による) |
| 2) 上記以外 | 紙媒体 | 1部 |

(その他)

第10 電子媒体ラベルへの記載項目のうち、業務名称については、路河川名及び市町村名、字名を含むものとする。

<参考資料>

長野県における CALS/EC の取組み：

<http://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/cals/torikumi/index.html>

- ・電子納品及び情報共有に係る実施要領
- ・電子納品及び情報共有に係る運用の手引き
「運用の手引き」協議チェックシート (工事用)
- ・ITアドバイザーを活用した電子納品推進事業実施要領

3 情報共有システム実施要領

(建設部：平成 27 年 9 月 29 日制定)

(目的)

第1 この要領は、長野県の建設工事における業務の効率化及び生産性と品質の向上を実現するとともに、公共工事における C A L S / E C の推進を図るため、情報共有システムの利用方法等について定める。

(情報共有システムの定義)

第2 「情報共有システム」とは、インターネットを通じて提供されるアプリケーション (A S P) を利用する方式で、工事の各段階において、受発注者間でやり取りされる文書、写真・図面等様々な情報を電子データにより交換・共有することである。

(対象工事等)

第3 情報共有システムを利用する対象工事の範囲は、建設工事（建築工事を除く。）全て。

1) 当初請負金額 15,000 千円以上の建設工事は原則実施すること。

なお、次の場合などは協議を行い、監督員が認めた場合は実施しないことができる。

- ・地理的条件などから、インターネット環境が整わず、システム使用が困難な場合
- ・災害等に係る緊急を要する応急工事
- ・舗装工事等で、現場施工期間が極めて短期間な工事
- ・施工箇所と発注機関が近距離の場合

2) 当初請負金額 15,000 千円未満の建設工事は、契約後、受発注者間の協議により実施を決定する。

(情報共有システムの仕様)

第4 利用するシステムは、別添「長野県情報共有システム機能仕様書」を満たすものから、受注者が選択し、事前に監督員の承認を得るものとする。

(情報共有システムの実施内容)

第5 実施内容は以下の項目とし、受発注者間で確認し決定する。

- ①受発注者間の書類（工事打合せ簿等）の受け渡し
（書類によっては、紙決裁で行う場合を認める）
- ②現場状況の共有
- ③確認・立会依頼
- ④その他 システムで利用可能な項目

(積算の取扱い)

第6 情報共有システムの積算上の取扱いは以下のとおりとする。

システム利用に要する費用は共通仮設費率（技術管理費）に含まれるものとする。
費用は登録料及び利用料である。

(協議確認事項)

第7 情報共有システム利用の実施にあたっては、受発注者間で協議・確認すべき内容をチェックシートにより行う。

着手時協議

工事等の着手時に、情報共有システム利用を実施するため、「着手時チェックシート」において、実施の有無、システムの種類、参加者について確認を行う。

(その他)

- 第8
- ・受発注者とも、アンケート等を求められた場合は協力しなければならない。
 - ・システムを使用するパソコンは、常に以下の状態を保たなければならない。
 - ①最新のウィルス対策ソフトを導入する。
 - ②OS、ブラウザ及びメールソフトに最新のセキュリティパッチを適用する。
 - ③ウィニー等のファイル交換ソフトを導入しない。

(適用)

- 第9 この要領は、平成27年11月1日から適用する。

長野県情報共有システム機能仕様書

(平成 27 年 11 月 1 日現在)

(目的)

第 1 条 情報共有システム（以下、「システム」という。）の運用にあたり、システムに悪影響を与えず、円滑かつ適正な情報共有を図るため、必要な機能や条件を定める。

(システム機能要件)

第 2 条 情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）を活用し運用するシステムは、「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 平成 26 年 7 月版（Rev. 4. 0）」（平成 26 年 7 月 国土交通省）に規定する機能要件のうち、次の機能を満たすものとする。

- ① 工事基本情報管理機能
- ② 掲示板機能
- ③ スケジュール管理機能
- ④ 発議書類作成機能
- ⑤ ワークフロー機能
- ⑥ 書類管理機能
- ⑦ 工事書類等入出力・保管支援機能
- ⑧ システム管理機能

(システム運用条件)

第 3 条 システムは、インターネットを介して受発注者が利用でき、次の条件を全て満たした A S P (Application Service Provider) 方式で提供されるものとする。

クライアントの OS は、Windows Vista 以上とすること。

クライアントのブラウザは、インターネットエクスプローラ（I E）8 以上 11 までとする。

システムの入出力などは、すべて日本語で利用できること。

県が公開している土木工事様式は、Web 形式で入出力できること。

運用を開始する際、特別な補助プログラムを用いずに使用できること。

システム操作時の反応速度が適切であること。

機能の追加により、発生する費用はシステム提供者が負担すること。

システム（サーバ等含む）の不具合により、データが消失等した場合は、システムの提供者が補償すること。

システムの円滑な運用のため、システムの提供者が教育・訓練などのサポートを実施すること。また、利用方法に関する問い合わせを行うサポート窓口を設置すること。

他の公共団体の使用実績を 1 年以上有するものであること。

発 3 工事施工三者協議実施要領

初版 平成 22 年 7 月

1 工事施工三者協議実施要領

1 目的

土木工事の適正な施工を確保し工事目的物の一層の品質向上を図るには、工事請負者（以下、「施工者」という。）が設計図書はもちろんその工事の設計意図等を十分理解したうえで、工事施工することが重要である。

しかし、当該工事の詳細設計を担当したコンサルタント（以下「設計者」という。）と施工者は異なり、設計者の設計意図や施工上の留意事項などの詳細を設計図書等のみで施工者に伝えるには限界がある。

そこで、設計者、施工者及び発注者が一堂に会する協議の場（以下、「工事施工三者協議」という。）を設け、設計者から施工者へ当該工事の設計意図等を詳細に伝達し、三者間で各種情報を共有することにより、公共工事の適正な施工を確保し工事目的物の一層の品質向上を図ることを目的に「工事施工三者協議」を行うこととする。

さらに、この協議を通じて、設計者、施工者及び発注者間の技術交流を図り、それぞれの技術向上を目指すものとする。

2 対象工事

本協議の対象工事は、現場条件が特殊である、施工に要する技術が新規又は高度であるなど、設計者から施工者及び発注者に対し、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要があると認められる工事とする。

なお、本協議は当初発注時から計画することを原則とするが、施工中において実施の必要性があると判断された場合も対象工事とすることができる。

3 開催時期及び回数

工事施工三者協議は、施工者が設計図書を照査した後に開催する。

なお、現場条件の特殊性に応じ、複数回開催することができる。

4 参加者

参加者は、次のとおりとする。

設計者：当該工事の設計を実施したコンサルタント（管理技術者等）

施工者：工事請負業者（現場代理人・主任技術者等）

発注者：監督員等

なお、必要に応じて専門の工事業者、地質調査業者、測量業者等を参加させることができる。

5 参加者の役割と情報共有方法

次の手順①～③を通じて、参加者間の情報共有を図る。

- ① 設計者から、設計業務の成果品により設計意図、施工上の留意事項などの詳細について説明を行う。

- ② 発注者から施工上の留意事項、工事着手に当たっての協議調整状況や現地条件等の説明を行う。
- ③ 施工者から、設計図書の照査を踏まえた現場条件に適した技術提案等の説明を行う。

6 費用の負担

工事施工三者協議に係る設計者に対する費用は、発注者が負担する。ただし、施工者に対する費用は、工事打合せに含まれるため、別途計上しない。

なお、地質調査業者、測量業者に対する費用は設計者に準ずるものとする。

7 契約に係る事務処理等

設計者との契約に係る事務処理は、別紙のとおりとする。

8 実施結果のとりまとめ

実施結果は、工事施工三者協議実施報告書により取りまとめるものとする。

9 工事発注時の現場説明事項・施工条件明示事項への記載例

工事発注時の施工条件明示・施工条件明示事項への記載は、次の例を参考とする。

12 品質管理・技術管理関係

(9) 「工事施工三者協議」の開催

本工事は、請負者、設計者（コンサルタント等）及び発注者が各種情報を共有し、設計意図の伝達を行うための「工事施工三者協議」の対象工事である。

請負者は、工事着手前に設計図書の照査等を実施し、その結果を発注者に報告し、「工事施工三者協議」に参加すること。

10 詳細設計等業務発注時の特記仕様書等の記載例

詳細設計等業務発注時の特記仕様書等の記載は、次の例を参考とする。

第〇〇条 「工事施工三者協議」の開催

受注者は、本業務の成果による工事を実施するにあたり、公共工事の適正な施工を確保し工事目的物の一層の品質向上を図ることを目的として、設計者、施工者及び発注者の三者による「工事施工三者協議」を開催することがあるため、発注者から要請があった場合は参加すること。

なお、「工事施工三者協議」への参加については、別途、契約を締結する。

附則

この要領は、平成21 年 8 月 1 日から適用する。

この要領は、平成28 年 4 月 1 日から適用する。

別紙

設計者との契約に係る事務処理

1 費目等

工事施工三者協議に参加する設計者との契約に係る支出科目は、「委託料」によるものとし、業務名は、「平成〇〇年度〇〇事業に伴う工事設計内容確認業務（工事施工三者協議）」とする。

なお、補助事業における支弁費目は、「測量及び試験費」とする。

2 契約方法

設計者との契約は、次の理由により当該工事の詳細設計を受託したものと1者随意契約とする。

本業務は、工事の請負者に工事の設計意図や施工上の留意事項などの詳細を伝え、当該工事の品質向上を図るものである。したがって、当該工事の詳細設計を実施したコンサルタントのみが契約の相手方となる。

以上の理由により、本業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、長野県財務規則第136条の2第1項第1号により、1者随契に付すものとする。

3 設計書及び起工

- 1) 工事施工三者協議の業務の起工は、「工事設計内容確認業務（工事施工三者協議）処理簿」（様式－1）によるものとする。

この場合、設計書は、同様式中の業務概要、積算内訳をもってかえるものとする。

- 2) 発注通知及び見積り経過書は様式－2及び同－3によるものとする。

4 完了届及び成果品

業務が完了したときは、完了届及び工事施工三者協議実施報告書を提出するものとする。

5 支出負担行為決議書等

- 1) 支出負担行為決議書及び支出命令は、財務規則（昭和42年規則第2号）様式第128号及び同第128号の2によるものとする。
- 2) 完了検査は、支出負担行為決議書（財務規則様式第128号）の給付完了の検査により行うものとする。

6 経費の積算

- 1) 協議1回につき：主任技師0.5人／回、技師（A）0.5人／回を標準とする。
なお、地質調査業者、測量業者については、協議内容に応じた人件費を計上する。
- 2) 旅費交通費：「積算基準及び標準歩掛（計画調査編）」による。
- 3) 間接原価及び一般管理費等を「積算基準及び標準歩掛（計画調査編）」の土木設計業務等積算基準により計上する。
なお、地質調査業者、測量業者についても、間接原価及び一般管理費等を土木設計業務等積算基準により計上する。

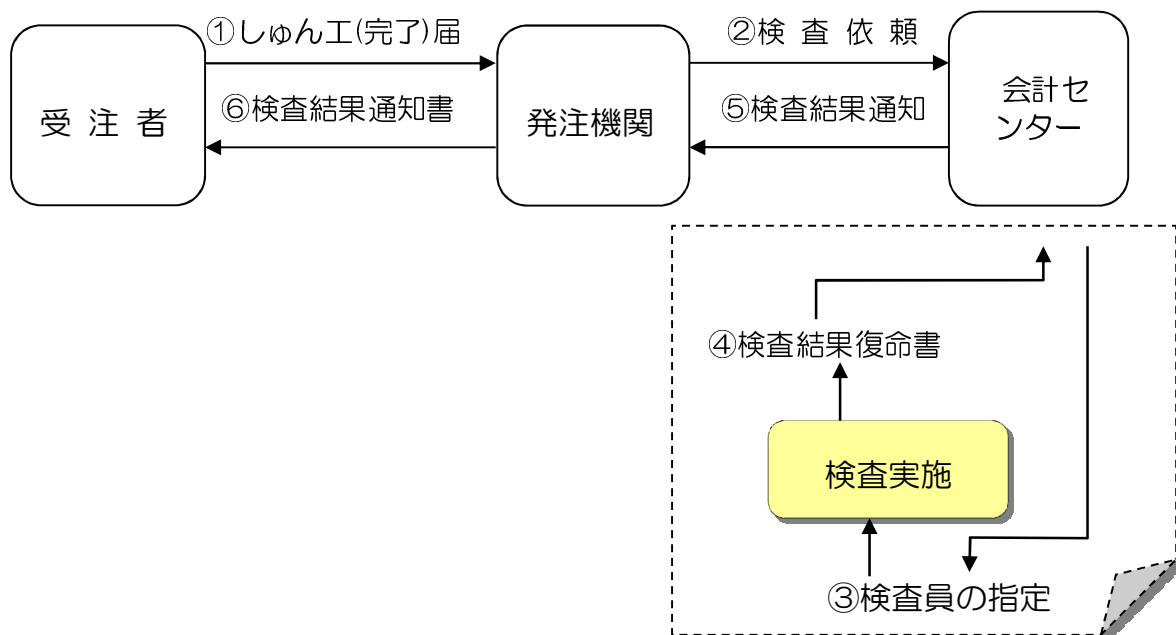
発 4 会計局が行う工事検査等 の事務処理

初版 平成 22 年 7 月

改定 平成 28 年 3 月

会計局が行う工事検査等の事務処理

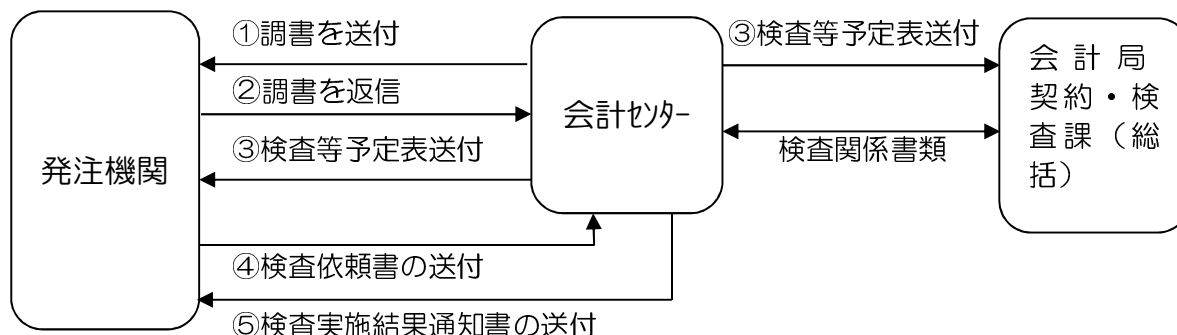
1. 基本フロー



- ① 「しゅん工(完了)検査」は、受注者からしゅん工(完了)届の提出があった場合
- ② 発注機関の長は、会計センター所長に次の検査等を依頼する。(検査要綱第5条1項)
(指導監査要領第5(1))
「しゅん工(完了)検査」
「中間検査」；発注機関の長が必要と認めた場合
「指導監査」；発注機関の長が必要と認めた時期
- ③ 会計センター所長は、次の検査等の検査員（監査員）を指定する。(検査要綱第6条1項、2項) (指導監査要領第5(2)) (建設工事抜き打ち検査要領第4)
「抜き打ち検査」；会計センター所長が必要と認めた場合
- ④ 検査員（監査員）は、検査等を実施し、その結果を会計センター所長に復命する。
(検査要綱第8条1項) (指導監査要領第5(4)) (建設工事抜き打ち検査要領第6(4))
- ⑤ 会計センター所長は、検査等の実施結果について発注機関の長に通知する。(検査要綱第8条2項) (指導監査要領第5(5)) (建設工事抜き打ち検査要領第6(5))
- ⑥ 発注機関の長は、検査等の実施結果について受注者に通知する。(検査要綱第8条3項) (指導監査要領第5(6)) (建設工事抜き打ち検査要領第6(6))

2. 検査予定等の調整

「検査等予定表」等及び検査依頼書の送付を次のフローにより行う。



- ① 会計センターは、翌月の検査等依頼物件調書（以下、「調書」という。）を**毎月初旬に**、発注機関へ電子メールで送付する。
- ② 発注機関は、翌月の検査対象箇所の選定、検査要望日を記入した調書を**中旬に**、会計センターへ電子メールで返信する。
但し、特殊な工事の検査は、翌々月の調書を同様に提出する。
（例；発電設備、特殊通信設備 等）
- ③ 会計センターは、各発注機関から提出された調書の検査等日程を調整して作成した検査等予定表を発注機関及び会計局契約・検査課へ電子メール等により**前月の下旬に**送付する。
※（変更があった場合は、遅延なく上記①～③の手続きをとる。）
- ④ 発注機関は、会計センターへ検査依頼書を送付する。
- ⑤ 会計センターは、発注機関へ検査実施結果通知書を送付する。

会計局契約・検査課・会計センターの電子メールアドレス／TEL（直通）／FAX

東信会計センター	E-mail： kensa-toshin@pref.nagano.lg.jp TEL：0267-63-3062 FAX：0267-63-3169
南信会計センター	E-mail： kensa-nanshin@pref.nagano.lg.jp TEL：0265-76-6874 FAX：0265-76-6878
中信会計センター	E-mail： kensa-chushin@pref.nagano.lg.jp TEL：0263-40-1985 FAX：0263-40-1988
北信会計センター	E-mail： kensa-hokushin@pref.nagano.lg.jp TEL：026-234-9558 FAX：026-234-9555
契約・検査課 （総括）	E-mail： keiyaku-kensa@pref.nagano.lg.jp TEL：026-235-7360 FAX：026-235-7472

3 長野県建設工事等検査要綱等

〔 各要綱等の様式については、長野県会計局ホームページの「建設工事検査要綱等」
【<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/kensa/yoko.html>】を参照 〕

3-1 長野県建設工事等検査要綱

長野県建設工事等検査要綱

平成15年4月1日15会検第1号
経営戦略局長、発注機関の長あて
会計局長、農政部長、林務部長、
土木部長、住宅部長、企業局長

[最終改正 平成26年6月23日26契検第41号]

(趣 旨)

第1条 この要綱は、長野県財務規則（昭和39年長野県規則第8号。）第150条及び長野県建設工事事務処理規程（昭和51年3月3日50監第590号。以下「処理規程」という。）第35条から第40条に規定する工事等の検査に関し必要な事項を定め、長野県が発注する建設工事等の適正かつ効率的な施行の確保を図るものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「工事」 建設工事の請負をいう。
- (2) 「委託業務」 建設工事に係る測量・調査・設計等の委託をいう。
- (3) 「工事等」 工事及び委託業務を指している。
- (4) 「発注機関の長」 工事等を発注する、現地機関の長及び本庁の課長をいう。
- (5) 「検査員」 工事等の検査を行う者として、会計管理者、会計センター所長又は発注機関の長が指定した職員をいう。
- (6) 「監督員」 工事等の監督を行わせる者として、発注機関の長が指定した職員をいう。
- (7) 「中間検査」 工事等の途中の出来形を対象にしてその完成を確認するための検査をいう。
- (8) 「しゅん工検査」 工事の完成を確認するための検査をいう。
- (9) 「完了検査」 委託業務の完了を確認するための検査をいう。
- (10) 「出来形検査」 工事等の出来高を確認するための検査をいう。
- (11) 「検査」 第7号から第10号の検査のことをいう。

(検査の内容)

第3条 中間検査、しゅん工検査及び完了検査は、検査対象工事等の出来形又は成果品を対象とし、その品質、規格、性能、数量等が契約書の内容に適合しているかを確認する。併せて、その執行状況又は管理状況の確認をする。

2 出来形検査は、検査対象工事等の出来高を確認する。

(検査の実施区分)

第4条 検査は次の各号により実施する。

- (1) 会計局長又は会計センター所長は、契約額800万円以上の建設工事及び契約額500万円以上の委託業務に対する中間検査、しゅん工検査及び完了検査を実施する。
 - (2) 会計局長又は会計センター所長は、契約解除が行われた場合には、検査時における見込額で出来高800万円以上の建設工事及び出来高500万円以上の委託業務に対する出来形検査を実施する。
 - (3) 発注機関の長は、第1号及び第2号以外の建設工事及び委託業務に対する中間検査、しゅん工検査及び完了検査並びに出来形検査を実施する。
- 2 前項の区分にかかわらず、会計局長又は会計センター所長が必要と認めるときは、これによらないことができる。
- 3 発注機関の長は、会計局長又は会計センター所長の承認を得て、他の機関に検査を委託することができる。

(検査の実施依頼)

第5条 発注機関の長は、前条第1項第1号及び第2号に該当する工事等の検査については、「しゅん工(完了)検査依頼書(処理規程様式第38号)」、「中間検査依頼書(処理規程様式第39号)」又は「出来形検査依頼書(処理規程様式第39号準用)」により、会計局長又は所轄の会計センター所長に依頼する。

(検査員の指定)

第6条 会計局長又は会計センター所長は、前条の依頼を受けたときは、会計局契約・検査課又は会計センターの工事検査担当職員の中から検査員を指定する。

2 会計局長又は会計センター所長は、必要と認めるときは、前条で依頼された検査を会計局所属職員以外の職員に検査員を指定することができる。

3 発注機関の長は、第4条第1項第3号に該当する工事等の検査については、所属職員の中から検査員を指定する。

(検査の方法)

第7条 検査には、監督員、発注機関の長若しくは発注機関の長の命を受けた者及び受注者が立会うものとする。

2 中間検査及びしゅん工検査においては、検査の既往部分との重複執行を妨げない。

3 工事の検査は、別添1「建設工事検査技術基準」により行う。

4 委託業務の検査は、契約書及び設計図書の中で規定した基準により行う。

5 屋外で検査を実施する場合においては、発注機関の長は必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。

(検査結果の報告)

第8条 第6条の規定により指定された検査員は、次の各号に掲げる検査を行ったときは、当該各号に定めるところにより、会計局長、会計センター所長又は発注機関の長に復命しなければならない。

- (1) 中間検査 検査員は、「中間検査復命書（処理規程様式第26号）」及び「中間検査調書（処理規程様式第27号）」を作成する。
- (2) 出来形検査 検査員は、「出来形検査復命書（処理規程様式第28号）」及び「出来形検査調書（処理規程様式第29号）」を作成する。
- (3) しゅん工検査 検査員は、「しゅん工（完了）検査復命書（処理規程様式第30号）」及び「しゅん工（完了）検査調書（処理規程様式第31号）」を作成する。

2 会計局長又は会計センター所長は、検査員から前項の復命があったときは、その結果を「しゅん工（完了）・中間検査実施結果通知書（処理規程様式第42号）」又は「出来形検査実施結果通知書（処理規程様式第42号準用）」により、発注機関の長に通知する。

3 発注機関の長は、第1項の規定による検査の結果を次の各号に掲げる区分に従い受注者に通知する。

- (1) 出来形検査 出来形検査結果通知書（処理規程様式第33号）
- (2) 中間検査 中間検査結果通知書（処理規程様式第34号）
- (3) しゅん工検査 しゅん工（完了）検査結果通知書（処理規程様式第35号）
又は完了検査

4 検査員は、工事等の検査の結果、当該工事等を不適切と確認したときは、第1項の規定による復命の前に、「しゅん工（完了）・中間検査報告書（処理規程様式第37号）」を会計局長、会計センター所長又は発注機関の長に提出する。

5 会計局長又は会計センター所長は、検査員から前項の報告があったときは、その内容を「しゅん工（完了）・中間検査実施結果通知書（処理規程様式第42号）」により、発注機関の長に通知する。

(工事等の修補)

第9条 検査員は、検査対象の工事等に不適切な部分が存在するときは、受注者に対し必要な処置（以下「修補」という。）を指示する。

2 前項の指示により、その後受注者から修補完了報告がされたときは再検査を行うものとし、再検査は、原則として当該工事等の検査員が行う。

3 修補に係る事務処理は、別添2「修補処理規程」による。

(工事等の成績評定)

第10条 検査員は、工事等の中間検査又はしゅん工検査若しくは完了検査を終了したときは、別に定める「長野県建設工事成績評定要領」又は「委託業務等成績評定試行要領」に基づき、その成績を評定しなければならない。

2 発注機関の長は、評定結果を受注者に通知しなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(要綱及び要領の廃止)

- 2 次の各号に掲げる要綱及び要領は廃止する。
 - (1) 土木工事検査要綱（昭和48年4月1日付48監第372号）
 - (2) 長野県土地改良工事検査要綱（平成7年10月13日付7土地第386号）
 - (3) 住宅部建設工事検査要領（昭和51年7月10日適用）

附則（平成16年5月27日16検第12号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年6月1日から施行する。
（経過処置）
- 2 工事事務管理システムにより調整されている様式については、この要綱施行後においても当分の間使用できるものとする。

附則（平成18年3月27日17検第44号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成19年3月22日18検第53号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成26年6月23日26契検第41号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

3-2 建設工事検査技術基準

(別添1)(要綱第7条関係)

建設工事検査技術基準

〔平成15年4月1日15会検第1号経営戦略局長、発注機関の長あて〕
会計局長、農政部長、林務部長、土木部長、住宅部長、企業局長
〔最終改正 平成26年6月23日26契検第41号〕

この基準は、長野県建設工事検査要綱第7条第3項に規定する「建設工事検査技術基準」の内容を定めたものである。

(検査の内容)

第1条 検査の内容は次の項目とする。

- (1) 工事の出来形、品質及び出来ばえの検査
- (2) 工事の実施状況の検査

(実地検査の原則)

第2条 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の理由により実地において検査できない場合はこの限りではない。

(工事の出来形、品質及び出来ばえの検査)

第3条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理の記録(写真等による記録を含む。)について、別表-1の検査密度を目安に、設計図書で定める規格及び発注機関が定める規格値と対比して、出来形の適否を判断する。

- 2 品質の検査は、品質、規格、性能及び品質管理の記録(写真等による記録を含む。)と、設計図書で定める規格及び発注機関が定める規格値とを対比し、又は必要に応じて構造物を実際に操作し又は必要な試験を行い、品質の適否を判断する。
- 3 出来形及び品質の適否の判断において、測定値の一部が規格値を外れている場合、修補しなくても構造上及び機能上支障がないと判断される場合には合格とすることができる。
- 4 出来形及び品質の適否の判断において、必要な場合には、契約書第31条第2項の定めるところにより、検査員はその理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限破壊して検査を行うものとする。
- 5 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全体的な外観について、目視、観察による他、不可視部分についても施工管理記録等から出来ばえの程度を判断する。

(工事の実施状況の検査)

第4条 工事の実施状況の検査は、契約書等の履行状況、建設業法等の法令遵守、施工計画とその実施状況について、別表-2を参考に適正な施工が行われたかを検査する。

附則

(施行期日)

この基準は、平成15年4月1日から適用する。

附則(平成16年5月27日16検第12号)

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附則(平成26年6月23日26契検第41号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表— 1

出来形の検査の検査密度

工種			検査項目	検査密度
共通	共通的工種	矢板工	基準高、変位、根入長、延長	施工延長概ね 250 枚に 1 箇所以上
		法枠工	厚さ、法長、間隔、幅、延長	施工延長概ね 100m に 1 箇所以上
		吹付工	厚さ、法長、延長	施工延長概ね 200m に 1 箇所以上
		植生工	厚さ、法長、間隔、延長	
	基礎工		基準高、根入長、偏心量	施工延長概ね 100m に 1 箇所以上
	擁壁工、石・ブロック積（張）工		基準高、法長、厚さ、延長	施工延長概ね 100m に 1 箇所以上
	一般舗装工	路盤工	基準高、幅、厚さ	施工延長概ね 200m に 1 箇所以上
		舗装工	基準高、幅、横断勾配、厚さ、平坦性	基準高、幅、横断勾配は施工延長概ね 200m に 1 箇所以上。 厚さは施工面積概ね 1,000 m ² に 1 箇所以上コアにより検査。
土工		基準高、幅、法長	施工延長概ね 200m に 1 箇所以上	
U 字溝、ベンチフリューム等		基準高、延長		
河川	築堤護岸		基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	施工延長概ね 200m に 1 箇所以上
	浚渫		基準高、幅、深さ、延長	施工延長概ね 200m に 1 箇所以上
	樋門、樋管、水門		基準高、幅、厚さ、高さ、延長	本体部、呑口部は構造図の寸法表示個所の任意部分 函渠は同種構造物ごとに 2 箇所以上
砂防	砂防堰堤		基準高、幅、厚さ、延長	構造図の寸法表示個所の任意部分 3 箇所以上
	流路工		基準高、幅、厚さ、高さ、延長	施工延長概ね 200m に 1 箇所以上
	斜面对策		基準高、幅、厚さ、高さ、延長	施工延長概ね 100m に 1 箇所以上
ダム	コンクリートダム		基準高、幅、ジョイント間隔、堤長	5 ジョイントに 1 箇所以上
	フィルダム		基準高、外側境界線	5 測点に 1 箇所以上
道路	道路改良		基準高、幅、厚さ、高さ、延長	施工延長概ね 100m に 1 箇所以上 （ただし、1 車線道路にあっては、概ね 200m に 1 箇所以上）
	橋梁下部工		基準高、幅、厚さ、高さ、支間長、変位	支間長は、支間ごと その他は同種構造物 1 基につき、構造図の寸法表示個所の任意部分
	橋梁上部工		部材寸法、 基準高、支間長、中心間距離、 キャンバー	部材寸法は、主要部材について、寸法表示個所の任意部分 その他は、5 径間未満は 2 箇所以上、5 径間以上は 2 径間につき 1 箇所以上
	コンクリート橋上部工		部材寸法、 基準高、幅、高さ、厚さ、 キャンバー	
	トンネル		基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長	両坑口を含めて施工延長概ね 200m に 1 箇所以上 （ただし、施工延長 200m 以下の場合は、両坑口部を含めて 3 箇所以上）

工種		検査項目	検査密度
用排水路	開水路(現場打) サイホン(現場打) 暗渠	基準高、厚さ、幅、高さ、 中心線のズレ、スパン長、 延長	基準高、厚さ、幅、高さは施工延長概ね 100m に1箇所以上 中心線のズレは適宜
	管水路	PC、RC 管	基準高は施工延長概ね 200m に1箇所以上 その他は適宜
		鋳鉄管、強化プ ラスチック複 合管	
		硬質塩化ビニ ール管	
		鋼管	
	コンクリート二次製 品水路 (積ブロック、RC 柵渠)	基準高、幅、高さ、中心線の ズレ、延長	基準高、幅、高さは施工延長概ね 100m に1箇 所以上 中心線のズレは適宜
	コンクリート二次製 品水路 (大型フリーム、 RC-L 型水路)	基準高、厚さ、幅、中心線の ズレ、延長	基準高、厚さ、幅、高さは施工延長概ね 100m に1箇所以上 中心線のズレは適宜
ほ場整備	表土扱い	厚さ	1 ha 当たり概ね3箇所
	基盤整地、田面整地	基準高、均平度	
	畦畔工	高さ、幅	施工延長概ね 1,000m に1箇所以上
	道路工(砂利道)	基準高、厚さ、幅、延長	幹線道路は施工延長概ね 500m に1箇所以上 支線道路は施工延長概ね 1,000m に1箇所以上
暗渠排水	吸水渠	布設深、間隔、延長	概ね 10 本に1本の割合で上下流端の 2 箇所 (ただし1本の布設長が 100m 以上のときは中 間点を含めた 3 箇所)
	集水渠、導水渠	布設深、延長	施工延長概ね 200m に1箇所以上
ため池工	提体工	基準高、提幅、法長、延長	施工延長概ね 20m に1箇所以上
	洪水吐工	基準高、厚さ、幅、高さ、中 心線のズレ、延長、スパン長	施工延長1スパンに1箇所以上 個所単位のものとは構造図の寸法表示個所につい て適宜
	樋管工	基準高、厚さ、幅、高さ、中 心線のズレ、延長	施工延長概ね 10m に1箇所以上
治山	堰堤工、床止工、 谷止工	基準高、厚さ、幅、法勾配、 延長	構造図の寸法表示個所の任意部分 3 箇所以上
	帯工	基準高、厚さ、幅、延長	
	植栽工	樹種の配列、植栽間隔、植付 け本数	1 ha 当たり 2 箇所以上
その他構造物		工種に応じ、基準高、厚さ、 幅、高さ、深さ、法長、延長 等	同種構造物ごとに、出来形管理基準の測定基準 を超えない範囲で計測する

(注) 1 施工延長とは、延べ延長をいう。

2 延長は、原則として、起終点を基準として、各測点間の距離を計測する。

3 基準高は、基準点又は精度管理された仮基準点により計測する

4 検査密度が、各工種に記載した数量以下の場合は、2 箇所以上計測する。

別表— 2

工事の実施状況の検査項目

検査項目	関係書類	内容
契約書等履行状況	契約書	法令遵守 一括下請の禁止 現場代理人及び主任技術者等の変更 各種立会い 支給材料及び貸与品の管理 工事用地の管理 条件変更等の確認、施工協議
	仕様書	第三者に対する措置 支障物件への注意義務 指定材料の試験成績書等の提出 排ガス対策型建設機械の使用 下請負人の通知 建設副産物対策 過積載等の防止措置 その他指定事項の遵守状況
法令遵守	建設業法 建築基準法 労働安全衛生法 道路交通法 道路法 農地法 砂防法 文化財保護法 その他関係法令	有資格者の配置、適正な下請契約 工事標識の掲示 各種許可又は届出、法令遵守、労災の有無
施工計画書の活用	施工方法 工程管理 安全管理 施工体制	施工計画に沿った施工 適正な施工管理 創意工夫

3-3 修補処理規程

(別添2) (要綱第9条関係)

修 補 処 理 規 程

平成15年4月1日 15会検第1号
経営戦略局長、発注機関の長あて
会計局長、農政部長、林務部長、
土木部長、住宅部長、企業局長
[最終改正 平成26年6月23日 26契検第41号]

この規程は、長野県建設工事検査要綱第9条第3項に規定する「修補処理規程」の内容を定めたものである。

I 建設工事修補

(指示方法)

- 第1 検査員は、効用をなしていない部分が極一部で、指示しようとする修補が概ね7日間以内に完了し、修補によって形状寸法の変更が伴わない程度のもの（以下「極軽微な修補」という。）の修補を指示する場合は、口頭で指示する。
- 第2 検査員は、効用をなしていない部分又は施工管理基準からはずれている部分が一部分の場合で、指示しようとする修補が概ね7～14日間以内に完了するものの修補を指示する場合は、文書で指示する。
- 第3 検査員は、指示しようとする修補が大々的となる場合、大々的でなくても不誠実行為のあった場合又は前項の規定に該当しない場合には、第5で規定する「検査結果処置検討会議」の合議（以下「合議」という。）を得たうえで、文書で指示する。
- 第4 検査員は、前3項の指示しようとする場合には、第2の区分に対応して、別紙1「修補指示の参考事例」を参考にする。

(指示の区分)

- 第2 修補の指示は、その方法により、第1の第1項による指示を「口頭による指示【指示時点で合格】」、第2項による指示を「合議の対象とならない文書指示【指示時点では不合格】」、第3項による指示を「合議の対象となる文書指示【指示時点では不合格】」にそれぞれ区分する。

(修補の処理)

- 第3 修補が口頭による指示の場合は、次の各号により処理する。
- (1) 検査員は、受注者に修補を要する事項を指摘し、監督員及び受注者と協議し、口頭で指示する。
 - (2) 修補確認は、監督員が行う。
 - (3) 検査員は、検査復命書、検査調書、工事成績評定書を作成する。
- 第2 修補が合議の対象とならない文書指示の場合は、次の各号により処理する。
- (1) 検査員は、修補内容、期限等について監督員及び受注者と協議し決定する。
 - (2) 検査員は、受注者に修補内容及び期限を「修補指示書（様式1）」で指示する。
 - (3) 検査員は、修補内容、期限等の指示内容について、「しゅん工（完了）・中間検査報告書（処理規程様式第37号）」により、会計センター所長又は発注機関の長に報告をする。

- (4) 会計局が行った検査の場合には、会計センター所長は、「しゅん工（完了）・中間検査実施結果通知書（処理規程様式第 42 号）」により、発注機関の長に通知する。
 - (5) 検査員は、受注者から期限内に「修補完了報告書（様式 2）」により、完了報告を受けた場合は、再検査を行い、検査復命書（処理規程様式第 26 号又は第 30 号）、検査調書（処理規程様式第 27 号又は第 31 号）及び工事成績評定書を作成する。
 - (6) 修補完了後の再検査は、実地において行うことを原則とするが、特別の事由により、実地検査ができない場合、出来型管理図、品質証明書、写真等により行うことができる。
 - (7) 修補が修補期限内に完了しない場合は、当該工事を不合格とする。
- 3 修補が合議の対象となる文書指示の場合は、次の各号により処理する。
- (1) 検査員は、合議の対象となる指示をしようとする場合には、監督員及び発注機関の長と協議した上で**合議**に委ねる旨を判断し、受注者に修補内容等については**合議**に委ねる旨を「修補指示書（様式 1）」で指示する。
 - (2) 検査員は、「しゅん工（完了）・中間検査報告書（処理規程様式第 37 号）」と併せ、改善を要する事項の内容・図面等の参考資料をとりまとめ、「**検査結果処置検討会議**」に報告する。
 - (3) 会計局が行った検査の場合には、会計センター所長は、「しゅん工（完了）・中間検査実施結果通知書（処理規程様式第 42 号）」により、発注機関の長に通知する。
 - (4) 監督員は、改善を要する事項の対応等（修補の原因、修補の方法、修補期間、修補による発注者若しくは第三者への損害、修補に要する費用等）について、発注機関の長及び受注者と協議し、その結果を「**検査結果処置検討会議**」に提案する。
 - (5) 会計局が行った検査の場合には、会計センター所長は、発注機関の長に対し検討会議の結果を「しゅん工（中間）検査実施結果通知書（処理規程様式第 42 号）」により通知する。
 - (6) 発注機関の長は、「**検査結果処置検討会議**」の結果に基づき、「しゅん工検査結果通知書（処理規程様式第 35 号）又は中間検査結果通知書（処理規程様式第 34 号）」により受注者に通知する。
 - (7) 検査員は、**合議**に基づき、修補内容、修補期間等を「修補指示書（様式 1）」で指示する。
 - (8) 検査員は、受注者から期限内に「修補完了報告書（様式 3）」により、完了報告を受けた場合は、再検査を行い、検査復命書、検査調書及び工事成績評定書を作成する。
 - (9) 修補完了検査は、実地において行うことを原則とする。
 - (10) 修補が修補期間内に完了しない場合は、当該工事を不合格とする。

（履行遅滞の期間算定）

第 4 修補処理に伴う、契約書に定める「履行遅滞の場合における損害金」の期間算定については、別紙 2 「履行遅滞の期間算定」のとおりとする。

（検査結果処置検討会議の規約）

第 5 会計局の「**検査結果処置検討会議**」の規約は、別紙 3 「**会計局検査結果処置検討会議要領**」のとおりとする。

2 発注機関の「**検査結果処置検討会議**」の規約は、各発注機関において別に定める。

Ⅱ 委託業務修補

(指示方法)

- 第1 検査員は、委託業務の成果品に修補の必要を認め、指示しようとする修補が概ね7日間以内に完了し、修補によって成果品の内容に重大な影響を与えない程度のもの（以下「極軽微な修補」という。）の修補を指示する場合は、口頭で指示する。
- 2 検査員は、極軽微な修補以外の修補を指示しようとする場合は、文書で指示する。

(指示の区分)

- 第2 修補の指示は、その方法により、第1の第1項による指示を「口頭による指示【指示時点で合格】」、第2項による指示を文書指示【指示時点では不合格】にそれぞれ区分する。

(修補の処理)

- 第3 修補の処理は、建設工事修補に準じて処理する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成15年4月1日から適用する。

附則（平成16年5月27日16検第12号）

この規程は、平成16年6月1日から適用する。

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から適用する。

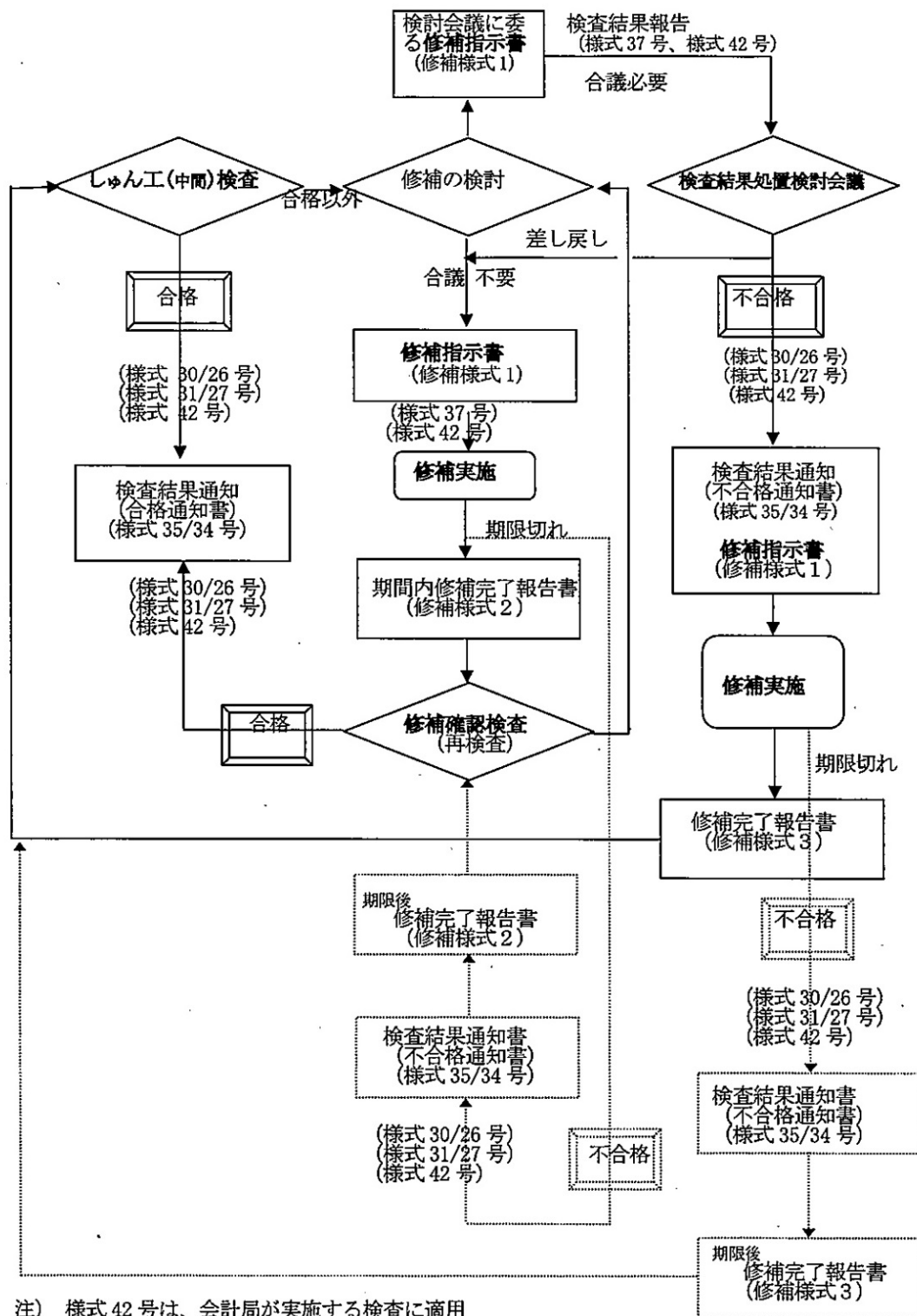
附則（平成18年3月17日17検第44号）

附則（平成26年6月23日26契検第41号）

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

修補の手続きフローは、次のとおりとする。



建設工事修補指示の参考事例

1. 口頭による建設工事修補指示の参考事例

【後片付けの不良等（撤去）】

- ①安全施設（工事看板、注意表示看板、バリケード等）
- ②不要な建設資材（残分の資材、仮設等に使用した資材等）
- ③準備工（丁張資材、仮測量杭、伐採木等）
- ④仮設工（作業員休憩所、簡易トイレ等）
- ⑤その他これらに類するもの

【施工の不良等】

（1） 土工

- ①切土・盛土表面の水溜まり（処理と軽微な予防対策）
- ②雨水等による切土面、盛土面の小規模崩壊（処理と軽微な予防対策）
- ③少量の土砂・建設廃材等の放置（撤去）
- ④少量の土取場・土捨場の跡整正の不足（処理）
- ⑤少量の切土面の浮石（撤去）
- ⑥その他これらに類するもの

（2） 簡易構造物（用排水工等）

- ①小構造物の型枠の未解体（撤去）
- ②小構造物の埋戻の部分的な締固め不足（処理）
- ③側溝等の蓋の座りが不安定（処理）
- ④集水桝・側溝等の清掃不足（処理）
- ⑤側溝等の設置不足による継目のずれ及び水溜まり（処理と軽微な予防対策）
- ⑥防護柵等のボルト締め不足又は締めすぎ（処理）
- ⑦側溝等の目地モルタル詰め不足（処理）
- ⑧排水工・管渠工の端部処理不足（処理）
- ⑨その他これらに類するもの

（3） 構造物・護岸工

- ①ブロック積の目地モルタル詰め不足（処理）
- ②セパレータ・コーン孔のモルタル詰め不足（処理）
- ③水抜パイプの逆勾配設置及び目詰まり（処理と軽微な予防対策）
- ④鉄筋の露出部分の保護（重要構造物は除く）（処理）
- ⑤法枠と鏡部分の接続不良（処理）
- ⑥支承等のアンカー孔の仮保護不足（処理）
- ⑦モルタル吹付工等の厚さビンの撤去（処理）
- ⑧止水版・目地材の処理（端部、縮み、隙間）不足（処理）
- ⑨コンクリート面の手直しが悪い（処理）
- ⑩その他これらに類するもの

(4) 舗装工

- ① コア採取孔の穴埋め **(処理)**
- ② C O版の目地の段差 **(処理)**
- ③ A S舗装面に水溜り **(処理)**
- ④ 舗装版で打替を伴わない小規模なひびわれ **(処理)**
- ⑤ 構造物との段差で打替を伴わないすり付け **(処理)**
- ④ その他これらに類するもの

【コンクリートのひびわれ】

施工に伴う「ひびわれ」を対象に、ひびわれが「許容ひびわれ幅」を満足し、今後の進行が認められないと判断される場合は、修補の対象としない。

2. 合議の対象とならない文書による建設工事修補指示の参考事例

【施工の不良等】

- ① 修補方法に検討（設計計算等）を必要としない。
- ② 修補の原因が、施工上以外の地すべり、軟弱地盤等でないもの。
- ③ 修補後、新たに予防対策等を必要としない。
- ④ 「極軽微な修補指示の参考事例」及び「合議の対象になる修補指示の参考事例」に該当しない修補とする。

【コンクリートのひびわれ】

- ① 施工に伴うひびわれを対象とし、工事目的物の耐久性等に支障を及ぼすもの。
- ② コンクリート標準示方書「鋼材の腐食に対する許容ひびわれ幅」を満足しないひびわれで、今後、ひびわれが進行しないと判断されるもの。

【出来形規格値の不満足】

- ① 設計図書に基づく出来形が規格値を満足していない構造物等。

【品質規格値の不満足】

- ① 設計図書に基づく品質が規格値を満足していない構造物等。

【出来ばえの不満足】

- ① 通り、端部処理が不的確で美観、周辺との調和が悪い。

3. 合議の対象になる文書による建設工事修補指示の参考例

【施工の不良等】

- ① 橋脚の位置を間違え上部工に影響する。（位置、高さ）
- ② 基準高を間違い、前後の工事とすりつかない。
- ③ P C桁に構造的な傷があり検討を要する。
- ④ 鋼橋のキャンバーが不足し、コンクリート打設したら逆キャンバーになる恐れがある。
- ⑤ その他構造的な欠陥がある場合及び粗漏工事の場合

【コンクリートのひびわれ】

- ①重要構造物に構造的なクラックが発生している。
- ②設計図書と異なる構造物を造りクラックを生じさせた。
- ③以下による原因のひびわれの場合
 - イ 地盤沈下
 - ロ 設計以上の土圧及び荷重によるもの
 - ハ 舗装版の打替え（路床改良の必要有）
 - ニ 設計図書に示す目地の位置のずれ

【出来形規格値の不満足】

- ①設計図書に基づく出来形が規格値を満足していない重要構造物等

【品質規格値の不満足】

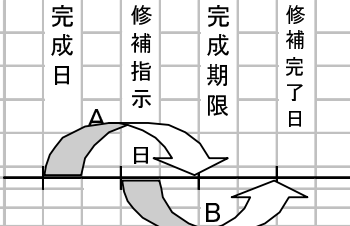
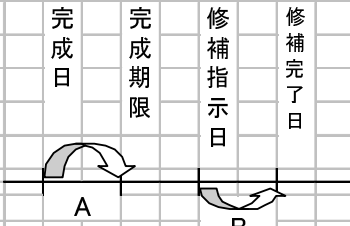
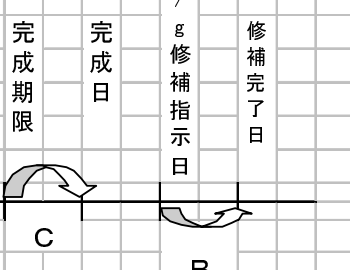
- ①設計図書に基づく品質が規格値を満足しない重要構造物等

【出来ばえの不満足】

- ①通り、端部処理が不的確で美観、周辺との調和が悪い。

(別紙2) (修補処理規程 I 第4 関係)

履行遅滞の期間算定

ケース	工期内			工期外			考 え 方
	完成	検査	修補	完成	検査	修補	
a	○	○					合 格
b	○	○	○				合 格 ただし、修補完了後に確認検査をする
c	○				○		合 格
d	○	○				●	● 修補期間が$A \geq B$の場合は 合格(ケースbと同じ) $A < B$であれば不合格遅延利息の徴収の対象となる 
e	○				●	●	● $A < B$であれば不合格遅延利息の徴収の対象となる  d、e: $B - A = \text{対象期間}$
f				●	●		不合格・遅延利息を徴収する $C = \text{対象期間}$
g				●	●	●	$C + B = \text{対象期間}$ 

注) ●がある場合は、損害金の対象となる。

3-4 会計局検査結果処置検討会議要領

(別紙3) (修補処理規程Ⅰ第5関係)

会計局検査結果処置検討会議要領

(目的)

第1 この要領は、長野県建設工事等検査要綱第6条第1項又は第2項の規定により指定された検査員が、会計センター所長に対し、しゅん工（完了）・中間検査報告書（処理規程様式第37号）により対象工事等の修補内容等の判断をこの会議の合議に委ねる報告をした場合において、判断の適正を期すことを目的とする。

(設置)

第2 前条の目的を達成するため、会計センターに「検査結果処置検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

(構成)

第3 検討会議の構成は、会計センター所長を委員長とし、副委員長は工事検査幹、委員は主任工事検査員とする。

2 委員長が必要であると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(審議事項)

第4 検討会議は、対象工事等の「合否の判定」、「修補の要否」、「修補の技術的判断と修補の規模」、「修補の期間」等を合議により審議する。

(不合格の処置)

第5 検討会議において、対象工事等を「不合格」と判断した場合、会計センター所長は、「しゅん工（完了）・中間検査結果実施通知書（処理規程様式第42号）」により発注機関の長に通知するものとし、発注機関の長は、「しゅん工検査結果通知書（処理規程様式第35号）又は中間検査結果通知書（処理規定様式第34号）」により契約人に通知するとともに、建設工事等入札参加資格に係る指名停止要領に基づき「長野県建設工事請負人等選定委員会」に報告する。

2 検査員は、検討会議の結果に基づき、発注機関を通じて修補内容等を契約人に修補指示書（様式1）で指示する。

(会議)

第6 検討会議は、委員長が招集し会議の運営に当たる。

(補則)

第7 この要領の実施において必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成16年5月6日から施行する。

附則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

3-5 建設工事指導監査要領

建設工事指導監査要領

平成15年4月1日15会検第1号
経営戦略局長、発注機関の長あて
会計局長、農政部長、林務部長、
土木部長、住宅部長、企業局長
[最終改正 平成26年6月23日26契検第41号]

この要領は、長野県建設工事事務処理規程（昭和51年3月3日50監第590号。）第39条第1項第5号に規定する建設工事の指導監査（以下「指導監査」という。）に適用する。

第1 目的

指導監査は、建設工事の施工途中において、工事が適正に計画され、またその工事が、請負契約書、設計図書その他関係書類に基づき適正に施工されているかを監査し、指導することを目的とする。

第2 用語の定義

この要領において「監査員」とは、会計局長又は会計センター所長が指導監査を行わせるため指定した職員をいい、「監督員等」とは、発注機関の長が指定した監督員又は発注機関の長が指定した職員をいう。

第3 検査の実施

会計局長又は会計センター所長は、契約額800万円以上の建設工事の指導監査を実施する。

第4 指導監査の内容

指導監査は、発注者における工事の計画内容、監督員における現場の把握状況、受注者における施工体制を含む契約書等の履行状況、出来形管理と品質管理の状況、施工計画とその実施状況等について行う。

第5 監査員の指定及び指導監査の実施方法

- (1) 発注機関の長は、前第3に該当する工事の指導監査については「指導監査依頼書（処理規定様式第40号）」により、会計局長又は会計センター所長に依頼する。
- (2) 会計局長又は会計センター所長は、前号で依頼された指導監査について監査員を指定する。
- (3) 発注機関の長は、指導監査に監督員等及び受注者を立ち会わせる。
- (4) 監査員は、指導監査の結果を「指導監査復命書（処理規定様式第41号）」により、会計局長又は会計センター所長に復命する。
- (5) 会計局長又は会計センター所長は、監査員から指導監査の復命があったときは、その結果を「指導監査実施結果通知書（処理規定様式第43号）」により、発注機関の長に通知する。

- (6) 発注機関の長は、会計局長又は会計センター所長から前号の通知を受けたときは、その内容に基づき、改善等の必要があると認める場合は改善に努力するとともに、受注者に対して改善等を指示する。

附則

(適用期日)

この要領の実施は、平成15年4月1日から適用する。

(要領の廃止)

2 次の各号に掲げる要領は廃止する。

- (1) 建設工事指導監査要領（平成元年6月1日付元監第173号）
- (2) 農業農村整備事業県営工事指導監査要領（平成14年3月25日付13土地第691号）

附則（平成16年5月27日16検第12号）

(適用期日)

この要領の実施は、平成16年6月1日から適用する。

附則（平成18年3月27日17検第44号）

(適用期日)

この要領の実施は、平成18年4月1日から適用する。

附則（平成19年3月22日18検第53号）

(適用期日)

この要領の実施は、平成19年4月1日から適用する。

附則（平成26年6月23日26契検第41号）

(適用期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

3-6 建設工事抜き打ち検査要領

建設工事抜き打ち検査要領

平成15年4月1日 15会検第1号
経営戦略局長、発注機関の長あて
会計局長、農政部長、林務部長、
土木部長、住宅部長、企業局長

[最終改正 平成26年6月23日 26契検第41号]

この要領は、長野県建設工事事務処理規程（昭和51年3月3日 50監第590号。）第37条第1項及び第39条第1項第6号に規定する建設工事の抜き打ち検査（以下「検査」という。）に適用する。

（目的）

第1 検査は、工事施工途中において、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」その他関係法令に基づく施工体制が実際に実施されているか、またその工事の施工管理が適正に行なわれているかを確認し、受注者に対し不適正な事項の改善を求めることを目的とする。

（対象工事）

第2 検査の対象工事は次の各号の建設工事から選定する。

- （1）契約額 500万円以上の建設工事
- （2）契約後確認調査対象となった建設工事

2 前項の選定においては、工事出来形の品質低下が懸念される工事を選定する。

（検査の実施）

第3 検査は次の各号により実施する。

- （1） 会計局長又は会計センター所長は、契約額800万円以上の建設工事の検査を実施する。
- （2） 発注機関の長は、上記以外の建設工事の検査を実施する。

2 前項にかかわらず、会計局長又は会計センター所長が必要と認めるときは、これによらないことができる。

（検査員の指定）

第4 検査の検査員は、第3の区分により、会計局長、会計センター所長又は発注機関の長が指定する。

（検査内容）

第5 検査の内容は次の項目とする。

- （1） 配置技術者の常駐、下請負人を含む施工体制の同一性、監理技術者証の携帯、施工体制台帳の備え付け、施工体系図、建設業許可証の掲示などの確認。
- （2） 材料の確認及び工事品質など施工管理の状況の確認。

(検査の実施方法)

第6 検査は、次のとおり行う。

- (1) 検査には監督員又は発注機関の長が指定する職員が立会うことを原則とするが、やむを得ない場合はこの限りでない。
- (2) 検査は、検査日を通知しないで行う。
- (3) 検査の結果、検査員が不適切な事項を確認した場合、検査員は現場において直ちに、発注機関の職員を介して改善を求め、又は受注者に直接改善を求める。
- (4) 検査員は、検査の結果を「抜き打ち検査復命書(様式第32号)」により、会計局長、会計センター所長又は発注機関の長に復命する。
- (5) 会計局長又は会計センター所長は、第3号の復命があったときは、その結果を「抜き打ち検査実施結果通知書(様式第44号)」により、発注機関の長へ通知する。
- (6) 発注機関の長は、検査結果を「抜き打ち検査結果通知書(様式第36号)」により受注者に通知し、必要な改善を求める。

附則

(適用期日)

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

附則(平成16年5月27日16検第12号)

(適用期日)

この要領は、平成16年6月1日から適用する。

附則(平成18年3月27日16検第44号)

(適用期日)

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

附則(平成19年3月22日18検第53号)

(適用期日)

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

附則(平成20年2月1日19検第35号)

(適用期日)

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附則(平成24年1月20日23検第20号)

(適用期日)

この要領は、平成24年2月1日から適用する。

附則(平成26年6月23日26契検第41号)

(適用期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

発 5 工事成績評定要領

初版 平成 22 年 7 月

改定 平成 25 年 4 月

改定 平成 28 年 3 月

1 工事成績評定要領

工 事 成 績 評 定 要 領

(最終改正 平成 27 年 10 月 1 日適用(平成 27 年 9 月 30 日付け 27 建政技第 152 号))

(目的)

第 1 この要領は、長野県が行う請負契約による建設工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公正かつ的確な評定を行い、もって建設工事の品質確保と建設企業の技術力向上に資することを目的とする。

(評定の対象)

第 2 評定の対象は、原則として 1 件の請負金額が 5 0 0 万円以上の建設工事（「災害等の発生により緊急を要する工事の入札方式に関する取扱要領」により発注する応急工事を除く）とする。

ただし、発注機関の長（以下「所長」という。）が必要であると認める場合には、5 0 0 万円未満の建設工事についても、評定することができるものとする。

(評定者)

第 3 評定者は、総括監督員等、しゅん工検査員、中間検査員、主任監督員等及び監督員とし、各評定者の定義は次に掲げるとおりとする。

(1) しゅん工検査員

長野県建設工事事務処理規程（昭和 5 1 年 3 月 3 日付け 5 0 監第 5 9 0 号。以下「規程」という。）第 3 5 条により所長がしゅん工検査を行わせるために指定した職員、又は、同規程第 3 9 条により、会計管理者又は会計センター所長が指定した職員をいう。

(2) 中間検査員

規程第 3 5 条により、所長が中間検査を行わせるために指定した職員、又は、同規程第 3 9 条により、会計管理者又は会計センター所長が指定した職員をいう。

(3) 総括監督員等

規程第 2 9 条により、所長が工事の箇所ごとに総括監督員として指定した職員をいう。総括監督員を置かない場合は、工事の施工監督を担当する本庁の課長又は現地機関の課長若しくは所長の指定する職員をいう。

(4) 主任監督員等

規程第 2 9 条により、所長が工事の箇所ごとに主任監督員として指定した職員をいう。主任監督員を置かない場合は、工事の施工監督を担当する本庁の係長又は現地機関の係長若しくは所長の指定する職員をいう。

(5) 監督員

規程第 2 9 条により、所長が工事箇所ごとに監督員として指定した職員をいう。

(評定の方法)

第 4 評定者は、工事ごとに監督又は検査により確認した事項に基づき、独立して公正かつ公平に評定するものとする。

2 評定は、工事成績評定表（（別記－ 1）以下「評定表」という。）及び工事成績

採点表（（別記様式第1）以下「採点表」という。）、細目別評定点採点表（（別記様式第2）以下「細目別採点表」という。）により行うものとする。

- 3 評定項目の「創意工夫」「社会性等」は当該工事における実施状況を考慮するものとする。
- 4 評定項目の「法令遵守等」は当該工事における状況を考慮するものとし、当該工事期間中に生じた事実や工事完了後に判明した事実を対象とする。

（工事評定点の算定）

第5 工事評定点は、「法令遵守等」の評価項目を除き、評定者ごとの評定点に次に掲げる配分率を乗じて求めた点数の合計点数とし、四捨五入により整数として表示する。

ただし、中間検査を行わなかった場合の、しゅん工検査員の配分率は0.4とする。

評定者別配分表

評定者	しゅん工 検査員	中 間 検査員	総括監督 員 等	主任監督 員 等	監督員
配分率	0.2	0.2	0.2	0.4	

- 2 第1項による評定点に「法令遵守等」の評価点を減じて評定点とする。

（評定の時期及び評定者）

第6 しゅん工検査時の評定は、対象工事がしゅん工検査に合格後、すみやかに実施するものとする。

また、中間検査員による評定は、中間検査を行った都度すみやかに実施するものとする。

- 2 評定次ごとの評定者は、次に掲げるとおりとする。
 - （1）第1次評定 監督員・主任監督員等
 - （2）第2次評定 しゅん工検査員
 - （3）第3次評定 総括監督員等
- 3 同一次評定の評定者が2人以上ある場合は、評定者相互で協議のうえ評定するものとする。

（評定の照査）

第7 所長は、評定結果の通知に先立ち、評定が公正かつ適正に行われたかどうかの照査を行うものとする。

- 2 所長は、評定の照査に当たっては、必要に応じて発注機関毎に設置する「工事等成績評定評価委員会」（以下「委員会」という。）に意見を求めることができるものとする。

（評定表の提出等）

第8 所長は、四半期毎に評定表をとりまとめ、翌月の25日までに工事事務管理システム端末機から入力又は建設政策課技術管理室長に提出するものとする。

（評定結果の通知）

第9 所長は、評定者から評定表等が提出された場合は、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、評定の結果を工事成績表評定通知書（様式第1-1）により通知するものとする。

のとする。

（評定の公開）

第10 本要領に係る文書は、以下の各号の定めるところにより、公開するものとする。

（1）長野県公式ホームページで公開するもの

①工事成績評定要領

②工事成績評定表、項目別評定点、工事成績採点表等の各様式

（2）発注機関で閲覧するもの

①工事成績評定通知書（様式第1-1）（（別記-1）を除く）、

工事成績評定修正通知書（様式第1-2）（（別記-2）を除く）

②項目別評定点（別表1）、項目別修正評定点（別表2）

③第12及び第13に定める説明請求書（再説明請求書を含む。）及びその回答

（3）請求により公開するもの（当該工事の受注者・現場代理人及び配置技術者本人（増員技術者含む。）には求め（口頭の請求）により、第三者には公文書公開請求により、①②を公開）

①工事成績評定表（別記-1）、工事成績修正評定表（別記-2）

②評定根拠（工事成績採点表、細目別評定点採点表、考査項目別運用表）

（評定の修正）

第11 所長は、第9の通知後、当該評定を修正する必要がある場合（瑕疵の発生など）は、第7第2項の委員会に意見を求め修正できるものとする。

2 評定の修正は、工事成績修正評定表（別記-2）及び採点表（別記様式第1）、細目別採点表（別記様式第2）により行うものとする。

3 所長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、評定の結果を工事成績評定修正通知書（様式第1-2）により通知するものとする。

（説明請求等）

第12 第9又は第11第3項による通知を受理した者は、当該通知日の翌日から起算して10日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、所長に対し、説明請求書を提出し、評定の内容についての説明を請求することができるものとする。

2 所長は、前項による説明を求められた場合は、様式第2-1又は様式第2-2（第11第1項及び第2項による評定の修正を伴う場合）により回答するものとする。

3 所長は、前項による回答を行う場合、第7第2項の委員会に意見を求めることができるものとする。

4 所長は、説明請求者に対し、説明請求書を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に回答するものとする。ただし委員会に意見を求める場合は、説明請求書を受理した日の翌日から起算して15日（休日を含まない。）以内に回答するものとする。

（再説明請求等）

第13 第12第2項の回答書を受理した者は、回答日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、知事に対して再説明請求書を提出し再説明を請求することができる。

- 2 知事は、前項による再説明の請求があったときは、公共工事等における入札及び契約に係る苦情処理対応要領（平成14年7月30日付け14監第224号。以下「対応要領」という。）第10第2項及び第11又は第12に基づき処理するものとする。
- 3 前項において再説明請求者への回答は、様式第3-1又は様式3-2（第11第1項及び第2項による評定の修正を伴う場合）によるものとし、却下する場合は対応要領の様式6によるものとする。
- 4 再説明請求の処理における対応要領の適用に当っては、「再苦情」を「再説明」と、「申立」を「請求」と読み替えるものとする。

附 則	この要領は、平成14年8月1日から適用する。
附 則	この要領は、平成16年8月20日から適用する。
附 則	この要領は、平成17年5月1日から適用する。
附 則	この要領は、平成18年5月1日から適用する。
附 則	この要領は、平成20年7月1日から適用する。
附 則	この要領は、平成22年1月1日から適用する。
附 則	この要領は、平成22年7月1日から適用する。
附 則	この要領は、平成23年4月1日から適用する。
附 則	この要領は、平成23年9月1日から適用する。
附 則	この要領は、平成24年8月1日から適用する。
附 則	この要領は、平成26年12月1日から適用する。
附 則	この要領は、平成27年10月1日から適用する。

平成 年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称 様

事務所長 印

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。
なお、評定内容に疑問がある場合には、平成 年 月 日までに書面により当所に対して説明を請求することができます。
説明の請求に対しては、書面により回答します。
説明を請求する場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記 6 のとおりです。

記

- 1 工事名・箇所名
- 平成 年度
- 工事
- 市 工区
- 2 工 期
- 平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 3 しゅん工年月日
- 平成 年 月 日
- 4 しゅん工検査年月日
- 平成 年 月 日
- 5 評 定 点
- 点
- 工事成績評定表及び項目別評定点は、別記－ 1 及び別表 1 のとおり
- 6 成績評定点の業種
- 工事
- 7 担当課・係
- 〒
- 長野県
- 市 大字
- 事務所
- 課 係
- Tel
- －
- －
- (代)
- 内線

平成 年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称 様

事務所長 印

工 事 成 績 評 定 修 正 通 知 書

貴社が受注した工事について、工事成績評定要領に基づき評定結果を修正したので通知します。

なお、評定内容に疑問がある場合には、平成 年 月 日までに書面により当所に対して説明を請求することができます。

説明の請求に対しては、書面により回答します。

説明を請求する場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記 6 のとおりです。

記

- 1 工事名・箇所名
- 平成 年度
- 工事
- 市 工区
- 2 工 期
- 平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 3 しゅん工年月日
- 平成 年 月 日
- 4 しゅん工検査年月日
- 平成 年 月 日
- 5 修正評定点
- 点
- 工事成績修正評定表及び項目別修正評定点は、別記－2 及び別表 2 のとおり
- 6 成績評定点の業種
- 工事
- 7 担当課・係
- 〒 長野県 市 大字
- Tel 事務所 課 係
- － ー (代) 内線

様式第2-1

平成 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称 様

事務所長 印

工事成績評価に係る説明請求への回答について

平成 年 月 日付けで貴社から説明請求のあった評価内容について、下記のとおり回答します。

本回答に疑問がある場合には、平成 年 月 日までに書面により、知事に対して再説明を請求することができます。

再説明の請求に対して書面により回答します。

また、再説明を請求する場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1 工事名・箇所名 平成 年度 工事
市 工区

2 疑問に対する回答

3 送付先及び問い合わせ先

〒 ー 長野県 市 大字
県庁内 主 管 部 主 管 課 係
TEL ー ー (代) 内線

事務所長 印

様式第 3 - 1

平成 年 月 日

契約の相手方

所 在 地

商号又は名称 様

長野県知事印

工事成績評価に係る再説明請求への回答について

平成 年 月 日付けで貴社から再説明を求められました評価内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工事名・箇所名 平成 年度 工事
市 工区
- 2 疑問に対する回答

様式第3-2

平成 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

様

事務所長 印

工事成績評定の再説明請求に係る評定点の修正について

平成 年 月 日付けで貴社から再説明を求められました評定の一部について、下記のとおり 修正しましたのでその結果を通知します。

記

- | | | | | |
|---|---|----|----|----|
| 1 | 工事名・箇所名 | 平成 | 年度 | 工事 |
| | | | 市 | 工区 |
| 2 | 修正評定点 | 点 | | |
| | <p>工事成績修正評定表及び項目別修正評定点は、別記－２及び別表２のとおり</p> | | | |
| 3 | 成績評定点の業種 | 工事 | | |

参考様式(工事成績評定要領第12、13)

平成 年 月 日

(再) 説明請求書

発注機関の長 様
(長野県知事) 様 (再説明請求の場合)

(再) 説明請求者の住所氏名

〒 - 県 市 町

- -

電話番号 - -

商号又は名称 代表者名

平成 年 月 日付けで通知があった件について、下記のとおり説明を請求します。

記

1 (再) 説明請求の対象となる工事等名・箇所名

工事等名

工事等箇所名

2 疑問のある事項

※ 疑問のある事項は、その根拠も含めて具体的に記入して下さい

工 事 成 績 評 定 表

平成 年（ 年） 月 日
〇〇〇〇事務所

工 事 名			
簡 所 名			
契 約 金 額	当初：	最終：	
工 期	平成 年 月 日 ～	当初： 平成 年 月 日	最終： 平成 年 月 日
し ゅ ん 工 年 月 日	平成 年 月 日		
し ゅ ん 工 検 査 年 月 日	平成 年 月 日		
中 間 検 査 年 月 日	第１回：	最終回：	
受 注 者 名			
現 場 代 理 人 氏 名			
主 任（監理）技 術 者 氏 名			
増 員 主 任（監理）技 術 者 氏 名			
所 長 氏 名	印		
評 定 者	評 定 点 / 満 点	職	氏 名
④しゅん工検査員	点 / 40.0点 (/ 20.0点)		印
③中間検査員	点 (/ 20.0点)		印
③中間検査員			印
②総括監督員等	点 / 20.0点		印
①主任監督員等	点 / 40.0点		印
①監督員			印
⑤法令遵守等	点		
⑥評定点合計	点 / 100点		

- 注１）中間検査があった場合 ③、④の満点は（ ）内となり、⑥＝①＋②＋③＋④－⑤
 中間検査がなかった場合 ⑥＝①＋②＋④－⑤
 ２）中間検査が２回以上あった場合、③の評定点は平均点とする。
 ３）各評定者の評定点は小数１位までとする。
 ４）⑥評定点合計は、四捨五入により整数とする。

別表1

項 目 別 評 定 点

平成 年（ 年） 月 日

項 目	細 別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	点 / 3.3 点
	II. 配置技術者	点 / 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	点 / 13.0 点
	II. 工程管理	点 / 8.1 点
	III. 安全対策	点 / 8.8 点
	IV. 対外関係	点 / 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	点 / 14.9 点
	II. 品 質	点 / 17.4 点
	III. 出来ばえ	点 / 8.5 点
4. 工事特性（加点のみ）	施工条件等への対応	点 / 7.3 点
5. 創意工夫（加点のみ）	創意工夫	点 / 5.7 点
6. 社会性等（加点のみ）	地域への貢献等	点 / 5.2 点
7. 法令遵守等（減点のみ）		点 点
評定点合計		点 / 100.0 点

工 事 成 績 修 正 評 定 表

平成 年 (年) 月 日
〇〇〇〇事務所

工 事 名			
箇 所 名			
契 約 金 額			
工 期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
しゅん工年月日			
しゅん工検査年月日			
受 注 者 名			
現 場 代 理 人 氏 名			
主 任 (監 理) 技 術 者 氏 名			
増員主任 (監理) 技術者氏名			
評 定 者	評 定 点 / 満点		
④しゅん工検査員	修正前	点	/ 40.0点 (/ 20.0点)
	修正後	点	
③中間検査員	修正前	点	(/ 20.0点)
	修正後	点	
②総括監督員等	修正前	点	/ 20.0点
	修正後	点	
①主任監督員等・監督員	修正前	点	/ 40.0点
	修正後	点	
⑤法令遵守等	修正前	点	
	修正後	点	
⑥評定点合計	修正前	点	/ 100点
	修正後	点	

※中間検査があった場合、
③、④の満点は () 内となる。

別表 2

項 目 別 修 正 評 定 点

評 価 項 目	細 別	評 定 点／満 点		
1. 施工体制一般	Ⅰ. 施工体制	修正前	点	／ 3.3 点
		修正後	点	
	Ⅱ. 配置技術者	修正前	点	／ 4.1 点
		修正後	点	
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	修正前	点	／ 13.0 点
		修正後	点	
	Ⅱ. 工程管理	修正前	点	／ 8.1 点
		修正後	点	
	Ⅲ. 安全対策	修正前	点	／ 8.8 点
		修正後	点	
	Ⅳ. 対外関係	修正前	点	／ 3.7 点
		修正後	点	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	修正前	点	／ 14.9 点
		修正後	点	
	Ⅱ. 品 質	修正前	点	／ 17.4 点
		修正後	点	
	Ⅲ. 出来ばえ	修正前	点	／ 8.5 点
		修正後	点	
4. 工事特性（加点のみ）	施工条件等への対応	修正前	点	／ 7.3 点
		修正後	点	
5. 創意工夫（加点のみ）	創意工夫	修正前	点	／ 5.7 点
		修正後	点	
6. 社会性等（加点のみ）	地域への貢献等	修正前	点	／ 5.2 点
		修正後	点	
7. 法令遵守等（減点のみ）		修正前	点	
		修正後	点	
評定点合計		修正前	点	／100 点
		修正後	点	

2 工事成績採点表・細目別評定点採点表・考查項目別運用表

制定 平成23年1月 4日付け22建政技第269号
一部修正 平成23年3月15日付け22建政技第331号
一部修正 平成23年8月26日付け23建政技第181号
一部修正 平成24年2月10日付け23建政技第316号
一部修正 平成25年3月27日付け24建政技第389号
一部修正 平成26年10月28日付け26建政技第172号

工事目別項目別
工事成績採点運用
細考査項目別採点表

平成23年

長野県

工事成績採点表

平成 年 月 日 作成
事務所

工事名		箇所名										契約金額(最終)														
受注者名		工期(最終)					平成 年 月 日					しゅん工年月日					平成 年 月 日									
		①監督員等					②総括監督員等					③中間検査員					④しゅん工検査員									
氏名		氏名					氏名					氏名					氏名									
a b c d e		a b c d e					a b c d e					a b c d e					a b c d e									
1. 施工体制	I. 施工体制一般																									
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																				
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10																				
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10																				
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10																				
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																				
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0																				
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0																				
4. 工事特性	III. 出来ばえ																									
	I. 施工条件等への対応 ※2																									
5. 創意工夫	※3																									
	I. 創意工夫																									
6. 社会性等	I. 地域への貢献等																									
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		点					点					点					点									
評定点 (65点土加減点合計) ※1		点					点					点					点									
評定点 (上記×配分率) ※1		点					点					点					点									
評定点計		点					点					点					点									
		点					点					点					点									
7. 法令遵守等 ※7		点					点					点					点									
評定点合計 ※8		点					点					点					点									
8. 総合評価 技術提案履行確認 ※9		点					点					点					点									
所見 ※5		点					点					点					点									

※1 65点 + 1. ~ 3. の評定 (加減点合計) + 4. ~ 6. の評定 (加減点合計) = 評定点
 各評定点 (①~④) は小數第1位まで記入する。
 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件 (構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境、社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等) に対して適切に対応したことを評価する項目である。
 評価に際しては、総括監督員等が評価するものとする。
 創意工夫は、企業、工法、ノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
 4. , 5. , 6. は加減点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。
 所見は必ず記載する。
 各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、しゅん工検査の評価に先立ち、監督員等、主任監督員等、総括監督員等が行う。
 法令遵守等の評価は、総括監督員等が行う。
 評定合計は、四捨五入により整数とする。
 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

細目別評定点採点表

工事名：

審査項目	細 別	①監督員等	①主任監督員等	②総括監督員等	③中間検査員	④しゅん工検査員	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般		$(0.0) \times 0.4 + 2.9 = 2.9$ 点				2.9点	
	II. 配置技術者	$(0.0) \times 0.4 + 2.9 = 2.9$ 点					3.3点	4.5%
2. 施工状況	I. 施工管理	$(0.0) \times 0.4 + 2.9 = 2.9$ 点			$(0.0) \times 0.4 + 6.5 = 6.5$ 点	$(0.0) \times 0.4 + 6.5 = 6.5$ 点	2.9点	4.5%
	II. 工程管理	$(0.0) \times 0.4 + 2.9 = 2.9$ 点		$(0.0) \times 0.2 + 3.2 = 3.2$ 点			4.1点	
	III. 安全対策	$(0.0) \times 0.4 + 2.9 = 2.9$ 点		$(0.0) \times 0.2 + 3.3 = 3.3$ 点			9.4点	14.5%
	IV. 対外関係	$(0.0) \times 0.4 + 2.9 = 2.9$ 点		3.3点			13.0点	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	$(0.0) \times 0.4 + 2.8 = 2.8$ 点			$(0.0) \times 0.4 + 6.5 = 6.5$ 点	$(0.0) \times 0.4 + 6.5 = 6.5$ 点	6.1点	9.4%
	II. 品質	$(0.0) \times 0.4 + 2.9 = 2.9$ 点			$(0.0) \times 0.4 + 6.5 = 6.5$ 点	$(0.0) \times 0.4 + 6.5 = 6.5$ 点	8.1点	
	III. 出来ばえ	2.9点					6.2点	9.5%
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応			$(0.0) \times 0.2 + 3.3 = 3.3$ 点			8.8点	
	I. 創意工夫		$(0.0) \times 0.4 + 2.9 = 2.9$ 点				2.9点	4.5%
5. 創意工夫	I. 地域への貢献等			$(0.0) \times 0.2 + 3.2 = 3.2$ 点			3.7点	
				$(0.0) \times 1.0 = 0.0$ 点			9.3点	14.3%
6. 社会性等					$(0.0) \times 0.4 + 6.5 = 6.5$ 点	$(0.0) \times 0.4 + 6.5 = 6.5$ 点	14.9点	
							9.4点	14.5%
7. 法令遵守等					$(0.0) \times 0.4 + 6.5 = 6.5$ 点	$(0.0) \times 0.4 + 6.5 = 6.5$ 点	17.4点	
							6.5点	10.0%
8. 総合評価							3.3点	5.1%
							2.9点	4.5%
技術提案							3.2点	4.9%
							5.2点	
評定合計							65.0	100.0

※ 中間検査があった場合
 ※ 中間検査がなかった場合
 ※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
 ※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

考査項目別運用表

考査項目	細別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	☐ 適切である 「評価対象項目」 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 ☐ 施工計画書を、工事着手前に提出している。 ☐ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☐ 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 ☐ 元請が下請の作業成果を検査している。 ☐ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☐ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☐ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 ☐ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ☐ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 ☐ その他（理由：_____）	☐ ほぼ適切である 「評価対象項目」 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 ☐ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を適任及び配置している。 ☐ 現場代理人が、工事全体を把握している。 ☐ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 ☐ 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。 ☐ 監督（主任）技術者を評価する項目 ☐ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 ☐ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 ☐ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 ☐ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☐ 監督（主任）技術者が、明確な規範に基づいて技術的な判断を行っている。 ☐ その他（理由：_____）	☐ 不適切である ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③評価値（％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合には○評価とする。	☐ やや不備である 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 不適切である 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	II. 配置技術者（現場代理人等）	☐ 適切である 「評価対象項目」 ☐ 全体を評価する項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 ☐ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を適任及び配置している。 ☐ 現場代理人が、工事全体を把握している。 ☐ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 ☐ 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。 ☐ 監督（主任）技術者を評価する項目 ☐ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 ☐ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 ☐ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 ☐ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☐ 監督（主任）技術者が、明確な規範に基づいて技術的な判断を行っている。 ☐ その他（理由：_____）	☐ ほぼ適切である 「評価対象項目」 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 ☐ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を適任及び配置している。 ☐ 現場代理人が、工事全体を把握している。 ☐ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 ☐ 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。 ☐ 監督（主任）技術者を評価する項目 ☐ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 ☐ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 ☐ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 ☐ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☐ 監督（主任）技術者が、明確な規範に基づいて技術的な判断を行っている。 ☐ その他（理由：_____）	☐ 不適切である ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③評価値（％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合には○評価とする。	☐ やや不備である 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 不適切である 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	☐ 適切である 「評価対象項目」 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものととなっている。 ☐ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 ☐ 工事の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☐ 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 ☐ 工事打合せ簿を、不足無く整理している。 ☐ 建設別産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 ☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ その他（理由：_____）	☐ ほぼ適切である ☐ 他の事項に該当しない	☐ やや不備である ☐ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 不適切である ☐ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。	
		●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ ）＝$\frac{\text{該当項目数}}{\text{評価対象項目数}} \times 100$ ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。				
	II. 工程管理	☐ 適切である 「評価対象項目」 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 ☐ 工程に与える影響を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ☐ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☐ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停業が与えられない。 ☐ 時間制約や仕向や互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ☐ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ☐ 適切な工程管理をおこなっている。 ☐ 休日の確保を行っている。 ☐ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 ☐ その他（理由：_____）	☐ ほぼ適切である ☐ 他の事項に該当しない	☐ やや不備である ☐ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 不適切である ☐ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。	
		●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ ）＝$\frac{\text{該当項目数}}{\text{評価対象項目数}} \times 100$ ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。				

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の事項に該当しない	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		「評価対象項目」 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 ☐ 災害防止協議会等を1回/月以上行っている。 ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。 ☐ 新規入職者教育の内容に、当該工事の環境特性を反映している。 ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☐ 過積載防止に取り組んでいる。 ☐ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ☐ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ☐ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☐ その他（理由：_____）				
		●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c				
		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ %）＝ $\frac{\text{該当項目数}}{\text{評価対象項目数}}$ （ ） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。				
	Ⅳ. 対外関係	☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の事項に該当しない	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		「評価対象項目」 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 ☐ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☐ 関連工事との調整を行い、円滑な連携に取り組んでいる。 ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☐ その他（理由：_____）				
		●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c				
		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ %）＝ $\frac{\text{該当項目数}}{\text{評価対象項目数}}$ （ ） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。				
		☐ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 ☐ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示を行った。				
		☐ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 ☐ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示を行った。				

別紙－1④ 【監理員等】

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	1. 出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。 ☐ 行われており、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。 ☐ 行われており、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 ☐ 不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 ☐ 不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改善指示を行った。 ☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改善指示を行った。
		【ばらつき判断は別紙－4参照】 ①出来形の測定は、工事全般を通じて判定するものとする。 ②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理システムである。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、別に定める出来形管理項目や管理基準等に基づき評価を行うものとする。 ④出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする ⑤工事内容等によりばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもとにばらつき評価に代えてもよい。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。 ※ばらつき評価ができない測定数10点未満の場合は、右記『特別評価対象項目』により評価する。				
	機械設備工事	a	b	c	d	e
	※ 上記欄によらず当該欄で評価	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。 ☐ 行われており、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。 ☐ 行われており、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 ☐ 不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。 ☐ 不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改善指示を行った。 ☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改善指示を行った。
		「評価対象項目」 ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。 ☐ 設備全周にわたる形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ 施工管理基準の図形記録が図形基準を満足している。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 ☐ 不可前部分の出来形を写真撮影している。 ☐ 建築管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 ☐ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 ☐ 社内管理基準に基づき管理している。 ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 ☐ 分解整備における既設部品等の厚み、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 ☐ その他（理由：_____）				
		●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c				
		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
出来形及び 3. 出来ばえ	電気設備工事・通電設備 工事 ※上記欄によらず、 当該欄で評価	☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	出来形の測定方法又は測定値 が不適切であったため、監督職員 が文書で改善指示を行った。	出来形の測定結果が規格値、試験 基準を満足せず品質が劣る。
		「評価対象項目」 ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。 ☐ 機器等の測定（試験）結果が、その測定管理図表などに記録され、適切に管理している。 ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 ☐ 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ 設備の据付方法及び設計図書又は承諾図書通りの施工している。 ☐ 設備及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに取付している。 ☐ 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。 ☐ 行先などを表示した看板やケーブルなどにより、堅固に取り付けている。 ☐ 配管及び配線の支持間隔や端縁指折等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 社内での管理基準に基づき管理している。 ☐ その他（理由：_____） ●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。				
解体工事 ※上記欄によらず、 当該欄で評価		☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	処分量や残存物の確認等が不適切 であったため、監督職員が文書で 改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職 員が改善請求を行った。
		「評価対象項目」 ☐ 自社の管理基準を設定して、適切に管理している。 ☐ 自社の写真管理基準等を設定し、簡易工夫を持って適切に管理している。 ☐ 解体物の材質毎に処理方法を確認できる。 ☐ 不可視部分における工作物の除去状況及び残存工作物の状況を写真撮影している。 ☐ 解体物の材質毎に排出量、再資源化量、その他処分量が的確に確認できる。 ☐ 混合廃棄物を排出しない分別解体に積極的に取り組んでいる。 ☐ マニフェスト等の整備が適時、的確になされている。 ☐ 現場から搬出する解体物を搬出時に計量している。 ☐ 埋め戻しが適切に行われている。 ☐ その他（理由：_____） ●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。				

考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足している。 測定値が規格値の50%以内である。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改善請求を行った。
		【ばらつきの評価は別紙-4参照】 ①品質の測定は、工事全般を通じて評価するものとする。 ②品質とは、設計図書に示された工事的・物的規格である。 ③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準により行いたい場合等については、別に定める品質管理項目や管理基準等に基づき評価を行うものとする。 ④品質管理項目を設定していない工事は、「c」評価とする。 ⑤ばらつき評価が適当でない場合は、下記評価項目により評価する。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。 ※ばらつき評価ができない測定数10点未満の場合は、右記「特別評価項目」により評価する。				
	機械設備工事	a	b	c	d	e
※ 上記欄によらず 当該欄で評価		☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改善請求を行った。
		「評価対象項目」 □ 材料、部品の品質関係の書類（領物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。 □ 設備の機能及び性能を、承認図書のとおり確保している。 □ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承認図書として提出している。 □ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 □ 送配線管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 □ 送配線管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 □ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承認図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。 □ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承認図書のとおり機能している。 □ 小配管、電線配線・配管が、承認図書のとおり敷設している。 □ 設備の取扱説明書を工夫している。 □ 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 □ 機器の配管が点検しやすいよう工夫している。 □ 機器の構造や機器の配置が、部品の交換作業を容易にできるよう工夫している。 □ 二次コンクリートの配合試験及び試験結果が実施され、試験成績表にまとめられている。 □ ハルツ類の点検の状態で示すラベルなどが写真により表示されている。 □ 計器類に運転時の適用範囲を明示又は防塵を施している。 □ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防塵を施している。 □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 □ その他（理由：_____）				
		●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば緑色表記の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率（計算の値で評価する。 ③評価値（ %）＝（該当項目数）／（評価対象項目数） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。				

考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 電気設備工事 ※ 上記欄によらず当該欄で評価	☐ 適切である 「評価対象項目」 ☐ 製作前手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 ☐ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（取付照合を含む）で確認でき、設計図書仕様を満足している。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書に主とめている。 ☐ 操作スイッチや表示灯が凍結図書のとおりの配置され、操作性に優れている。 ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 ☐ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 ☐ 稼働制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ☐ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 ☐ 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 ☐ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 ☐ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできよう工夫している。 ☐ その他（理由：_____）	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が ☐ 不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改善請求を行った。
		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③評価値（ %）＝$\frac{\text{該当項目数}}{\text{評価対象項目数}}$ ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。				
	Ⅱ. 品質 維持・修繕工事 ※ 上記欄によらず当該欄で評価	☐ 適切である 「評価対象項目」 ☐ 常に緊急的な作業に对应できる体制を整えている。 ☐ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 ☐ 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 ☐ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。 ☐ その他（理由：_____） ☐ その他（理由：_____） ☐ その他（理由：_____） ☐ その他（理由：_____）	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が ☐ 不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改善請求を行った。

別紙－1⑤2 (監査員等) 考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質 解体工事 ※上記欄によらず、 当該欄で評価	適切である ☐ 「評価対象項目」 ☐ 施工計画書に定められた計画により管理されている。 ☐ 付着物の除去を積極的に行っている。 ☐ 解体資材の再資源化。又は、リユースや有価物化に積極的に取組んでいる。 ☐ 中間処理施設等への搬出状況について、写真など的確に確認できる。 ☐ 埋設物の除去状況及び記録が適切である。 ☐ 工事場所周辺の家屋調査等の記録が整備されている。 ☐ 事前に解体物の材料についてアスベスト等の含有の有無の確認を行っている。 ☐ アスベスト含有建材の除去にあたり必要な安全措置を行っている。 ☐ 騒音・振動・粉じん防止等の措置が適切に行われていることが確認できる。 ☐ 特別管理産業廃棄物の現場保管が適切に行われている。 ☐ 埋め戻し材の品質が適切である。 ☐ その他（理由）：	ほぼ適切である ☐ 他の評価に該当しない ☐	他の評価に該当しない ☐ 他、他の評価に該当しない ☐	他、他の評価に該当しない ☐ 他、他の評価に該当しない ☐	他、他の評価に該当しない ☐ 他、他の評価に該当しない ☐

●判断基準
 評価値が90%以上・・・a
 評価値が80%以上90%未満・・・b
 評価値が80%未満・・・c

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
また、必要があれば「その他」の項目を追加する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値（ %）＝ $\frac{\text{核当項目数}}{\text{評価対象項目数}}$ （ ）
④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

考査項目別運用表

考査項目	補 別	工 夫 事 項	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	【施工】 ☐ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 ☐ コンクリート二次製品などの代官材の利用に関する工夫。 ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 ☐ 部材並びに構材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 ☐ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 ☐ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 ☐ 照明などの照明の確保に関する工夫。 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 ☐ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 ☐ 支保工、型枠工、足場工、仮橋脚、農工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 ☐ 盛土の締固め、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ☐ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 ☐ ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。 ※本項目は2点の加点とする。 ☐ 特殊な工法や材料を用いた工事。 ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【品物】 ☐ 土工、設備、電気の品物向上に関する工夫。 ☐ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 ☐ 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 ☐ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 ☐ 建設現場における事故防止協力が促される指針に基づき安全衛生教育を重視している。 ※本項目は2点の加点とする。 ☐ 安全確保するための取組等に関する工夫。 ☐ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 ☐ 環境事務所、労務者協会等の空間及び設備等に関する工夫。 ☐ 有馬カス並びに可燃カスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 ☐ 一般車両突入時の被害軽減対策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 ☐ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 ☐ 環境保全に関する工夫。	【その他】 ☐ その他（理由：_____） ☐ その他（理由：_____） ☐ その他（理由：_____） ☐ その他（理由：_____） ☐ その他（理由：_____） ☐ その他（理由：_____）
	記入評価 （Vマークを付した キーワード項目につ いて、評価内容を詳 細記述）	評価点_____点	創意工夫の詳細評価
※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。なお、該当があれば【その他】の項目を追加する。 ※2. 評価は各項目において1つし点が付けられれば1、2、4点で評価し、最大7点の加点評価とする。 ※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。 ※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的な内容を記載して加点する。なお、締括監督員等が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。			
工事しゅん工書類の簡素化のため、必要以上の書類作成を理由に加点評価はしない。 簡素化の観点から、創意工夫の実施状況の受付は、1工事につき7項目を上限とする。			

考査項目別運用表

考査項目	考査項目別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	☐ 優れている ●評価対象項目 ☐ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ☐ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 工事施工箇所が広範囲に及んでいる場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ その他（理由：_____） ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。	☐ やや優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
	Ⅲ. 安全対策	☐ 優れている ●評価対象項目 ☐ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ 安全衛生を確保するため、他の機関となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ その他（理由：_____） ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。	☐ やや優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている

考査項目別運用表

考査項目	細 別	考査項目別運用表
4. 工事特性	I 施工条件等への 対応	I 構造物の特殊性への対応 ☐ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工強度等の規模が特殊な工事 ☐ 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ☐ 3. その他 ※上記の対応事項に1つ以上し点が付けば4点の加点とする。 II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 ☐ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐ 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ☐ 7. 環道上での交通規制に大きく影響する工事 ☐ 8. 緊急時に対処が特に必要な工事 ☐ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 ☐ 10. その他（ ） ※上記の対応事項に1つ以上し点が付けば6点の加点とする。
		(1.について) 切土の工量：20万m³以上、盛土の工量：15万m³以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上、トンネル(砂-砂)の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、欄干又は橋雪の内空断面面積：15m²以上、橋排水機構の吐出管径：2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉体面積：50m²/門以上、トンネル(側制)工法の側制深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100m²以上、トンネル(沈埋)工法の内空平均面積：300m²以上、護岸の水深：10m以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万m³以上、流路工の計画高水流量：500m³/s以上、砂防ダムの高さ：15m以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m³/s以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上 (2.について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 (3.について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土質の割れ目、F E M解析などによる検討が必要な工事。 (4.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元側路や道路対面などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6.について) ・市街地での夜間工事。 ・D I D地区での工事。 (7.について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制詳細の設置撤去を日々行った工事。 (8.について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 (9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10.について) ・施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。

別紙-2② (締結監費等)

別紙-2② (締結監費等) 考 査 項 目	考 査 項 目 細 別	考 査 項 目 細 別
4. 工事特性	I 施工条件等への対応 III 厳しい自然・地盤条件等への対応 ☐ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ☐ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 15. 条件明示の有無に係わらず、当初発注時点で予期しえなかった土質条件 ☐ や地下水が現地で確認される等の理由により、大幅な変更対応が必要となつた工事 ☐ 16. その他 () ※上記の対応事項に1つ以上し点が付けば4点の加点とする。	IV 長期工事における安全確保への対応 ☐ 17. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 ☐ 18. その他 () ※上記の対応事項に1つ以上し点が付けば6点の加点とする。 評価 評点 点
(11.について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎等に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある工事。 (12.について) ・積雪・寒冷が特に厳しい地域で、雪氷の除去などへの対応が必要となった工事。 ・河川区画内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船を使用する工事。 ・治水矢を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業橋台等を設置した工事。 (13.について) ・急峻な地形のため、作業橋台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 (14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (15.について) ・当初設計の考え方や設計条件を再確認して、適切な設計変更「協議」を実施し、施工方法、施工法等が評価できる工事 (16.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事 ・その他、災害等における設備の措置のうちに特に評価すべき事項が認められる工事 ・その他、技術的に特殊な現場条件への対応が必要であった工事		

考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	☐ 優れている ●評価対象項目 ☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 定期的に広報紙の配布や環境員学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 道路整備などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ 隣接事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ その他（理由：_____）	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ Cより優れている	☐ 他の評価に該当しない
判断基準 ※上記該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。 工事しゅん工書類の簡素化のため、必要以上の書類作成を理由に加点評価はしない。 簡素化の観点から、社会性等の実施状況の受付は、1工事につき7項目を上限とする。						

別紙-2④（総括監査員等）

審査項目

7. 法令遵守等

別紙-2④（総括監査員等）

法令遵守等の該当項目一覧表

	措置内容	措置点総
☐ 1. 入札参加停止3ヶ月以上		-20点
☐ 2. 入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満		-15点
☐ 3. 入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満		-13点
☐ 4. 入札参加停止2週間以上1ヶ月未満		-10点
☐ 5. 文書注意相当		-8点
☐ 6. 口頭注意相当		-5点
☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合		-3点
☐ 8. その他		
☐ 9. 項目該当なし		

総合評価落札方式における技術等標準型（Ⅱ型含む）の標準項目で、受注者の責により履行されなかった項目

☐ ①（

☐ ②（

☐ ③（

☐ ④（

☐ ⑤（

検査項目別運用表

検査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	1. 施工管理	☐ 優れている ☐ 劣れている	☐ やや優れている ☐ やや劣っている	☐ 他の評価に該当しない ☐ 他	☐ やや劣っている ☐ 劣っている	☐ 劣っている ☐ 劣っている
「評価対象項目」 ☐ 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の内容が確認できる。 ☐ 設計図書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものである。 ☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ☐ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事事前に変更計画書を提出していることが確認できる。 ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 ☐ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 ☐ 施工体制・設備及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 ☐ 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。 ☐ 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 ☐ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ その他（理由：_____）						

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

また、必要があれば「その他」の項目を追加する。

②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。

③評価値（％）＝ $\frac{\text{該当項目数}}{\text{評価対象項目数}} \times 100$

④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

評価値が90％以上・・・a

評価値が80％以上90％未満・・・b

評価値が80％未満・・・c

検査項目別運用表

審査項目	種別	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 出来形及び出来ばえ	1. 出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われ、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われ、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われ、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われ、測定値が規格値を満足し、a～bに該当しない。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われ、測定値が規格値を満足している。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査職員が修補指示を行った。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査職員が修補指示を行った。
		【ばらつき判断は別紙－4参照】 ①出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②出来形とは、設計図書に示された工事的構造物の形状及び寸法をいう。 ③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 ④出来形管理項目を設定していない工事は「c」評定とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。 ※ばらつき評価ができない測定数10点未満の場合は、右記「特別評価対象項目」により評価する。						
2. 出来形及び出来ばえ	1. 出来形 機械設備工事 ※ 上記欄によらず当該欄で評価	隠れている □ aより隠れている □ bより隠れている	やや隠れている □ a'より隠れている □ bより隠れている	やや隠れている □ cより隠れている	やや劣っている □ cより劣っている	他の評価に該当しない	やや劣っている □ dより劣っている	劣っている □ eより劣っている
		●判断基準 評価数が90%以上・・・a 評価数が80%以上90%未満・・・a' 評価数が70%以上80%未満・・・b 評価数が60%以上70%未満・・・b' 評価数が60%未満・・・c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③評価値（%）＝（該当項目数）／（評価対象項目数） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。						

考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	1. 出来形 電気設備工事 通信設備工事・受変 電設備工事 ※ 上記欄によらず 当該欄で評価	☐ 優れている ☐ 優れている	☐ bより優れている ☐ bより優れている	☐ やや優れている ☐ やや優れている	☐ cより優れている ☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない ☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている ☐ やや劣っている	☐ 劣っている ☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※上記項目に該当があれば・・・e
		●判断基準 評価値が90%以上 評価値が80%以上90%未満 評価値が70%以上80%未満 評価値が60%以上70%未満 評価値が60%未満 a a' b b' c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						
	1. 出来形 解体工事 ※上記欄によらず、 当該欄で評価	☐ 優れている ☐ 優れている	☐ bより優れている ☐ bより優れている	☐ やや優れている ☐ やや優れている	☐ cより優れている ☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない ☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている ☐ 劣っている	☐ 劣っている ☐ 文書による修補指示を行った。 ☐ マニフェスト等に不備があった。 ※上記項目に該当があれば・・・e
		●判断基準 評価値が90%以上 評価値が80%以上90%未満 評価値が70%以上80%未満 評価値が60%以上70%未満 評価値が60%未満 a a' b b' c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						

検査項目別運用表

検査項目	種 別	a	a'	b	b'	c	d	e																				
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ (関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験) ※【ばらつき】の判断は別紙-4参照						品質関係の測定方法又は評価値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																				
	コンクリート構造物工事	「評価対象項目」 ☐ コンクリートの配合試験及び試験を行い、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ コンクリート交付入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 (寒中及び雪中コンクリート等を含む) ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後、型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。また、付着した場合は、除去されている。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 柱筋作業にあたり、作業員の技能確認を行っていることが確認できる。 ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ スベーサーの品質及び間数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他(理由):																										
		①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。 ③評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定値10点以上のものを行うものとする。						<table><tr><th></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td>評 価 値</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td></tr><tr><td></td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td></td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td></tr><tr><td></td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>		50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	a	a'	b		a'	b	b'		b	b'	c		b'	c	c
	50%以下	80%以下	80%を超える																									
評 価 値	a	a'	b																									
	a'	b	b'																									
	b	b'	c																									
	b'	c	c																									
	II. 品質	a	a'	b	b'	c	d	e																				
土工事 (切土、盛土、堤防等工事)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ (関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験) ※【ばらつき】の判断は別紙-4参照	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ (関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験) ※【ばらつき】の判断は別紙-4参照						品質関係の測定方法又は評価値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																				
	「評価対象項目」 ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 ☐ 掘削のための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 ☐ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 層あたりのばらつきを管理していることが確認できる。 ☐ 芝付け及び樹子吹付けを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☐ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☐ 土留土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 ☐ 法面に有害な亀裂が無い。 ☐ 伐樹除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ その他(理由):																											
		①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。 ③評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定値10点以上のものを行うものとする。						<table><tr><th></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td>評 価 値</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td></tr><tr><td></td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td></td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td></tr><tr><td></td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>		50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	a	a'	b		a'	b	b'		b	b'	c		b'	c	c
	50%以下	80%以下	80%を超える																									
評 価 値	a	a'	b																									
	a'	b	b'																									
	b	b'	c																									
	b'	c	c																									

注 試験結果の打点数等が少なすぎる判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

注 試験結果の打点数等が少なすぎる場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

調査項目別運用表

審査項目	種 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※（ばらつき）の判断は別紙－4参照						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
	護岸・根固・水制工事	「評価対象項目」 □ 施工計画を正確に仕上げていることが確認できる。 □ 裏込材及び筋込めコンクリートの締固め、空固が生じないよう十分に打っていることが確認できる。 □ 緑化ブロック、石積（張）、法坎、かどマット等における材料の組み合わせは連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。 □ 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 護岸工の箇所や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 □ 透水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 親土工で、親生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及び組み合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 指定材料の品質が、証明書等で確認できる。 □ 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 □ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 □ 施工にあたって、床面箇所の湧水及び湧水等は、排除して施工していることが確認できる。 □ 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 有害なクラックが無い。 □ その他（理由：_____）						ばらつきで判断可能 50%以下 80%以下 80%を超える a a' b b' 90%以上 a' b' 75%以上90%未満 a' b' 60%以上75%未満 b b' c c 60%未満 b' c c c
注 試験結果の打点数等が少なすぎた場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。								
Ⅱ. 品質	鋼筋工事 （RC構造物はコンクリート・構造物に準ずる）	a	a'	b	b'	c	d	e
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ a □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※（ばらつき）の判断は別紙－4参照						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
「評価対象項目」 【工機製作関係】 □ 鋼材の検別を、品質を証明する書類又は建物により照合していることが確認できる。 □ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 □ 孔空けによって生じたまぐれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 □ 穴端部の養生が円滑に施工されていることが確認できる。 □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾かしてから施工していることが確認できる。 □ 床地調整を行う場合、第1種クレーン等4時間以内に全箇所処理を完了していることが確認できる。 □ 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 □ その他（理由：_____） 【架設関係】 □ ボルトの検分確認が実施され、記録を原簿にしていることが確認できる。 □ ボルトの検分確認及び測定機器のマニュアルプレージョンを実施していることが確認できる。 □ 重カボルトの検分付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 □ 重カボルトの品質が、証明書等で確認できる。 □ 支保の打付で、コンクリート面のチャック及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 □ 架設にあたって、部材の耐力と変形等を十分検討していることが確認できる。 □ 架設に用いる底架面及び取厚管理を適切に行っていることが確認できる。 □ 取厚変形率のクレーン及び取厚管理を適切に行っていることが確認できる。 □ 取厚変形率において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 □ その他（理由：_____）								
注 試験結果の打点数等が少なすぎた場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。 注 試験結果の打点数等が少なすぎた場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。								
①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（ ）（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合には「a」とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。								
①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（ ）（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合には「a」とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする								
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。								
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。								

検査項目別運用表

検査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙-4参照						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	砂防撤避土工事及び地すべり防止工事（集水井工事を含む）	「評価対象項目」 【共通】 □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □ コンクリート交付入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートは試体が、当該処理の供試体であることが確認できる。 □ 運送時間、打設時の投入高さ、締固時のパイプレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適合しており、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要が速時に達した後には型枠及び支保工の取り外しを行っている。 □ 地山との取り合わせ適切に行っていることが確認できる。 □ 鉄筋及び骨材の品質が、証明書等で確認できる。 □ 有害なクラックが無い □ その他（理由：_____） 【砂防撤避土工事に適用】 □ コンクリート打設まで及び、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 施工基面を平準に仕上げていることが確認できる。 □ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ ポルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 □ ポルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 □ その他（理由：_____） 【地すべり対策工事（抑止杭・集水井工事を含む）】 □ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ ライナープレートと地山の隙間が少なく、隙間と空気に配慮して施工していることが確認できる。 □ ライナープレートと地山との隙間が少なく、隙間と空気に配慮して施工していることが確認できる。 □ 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。 □ 棒尺については監督員の立会または指示により確認されている。 □ 地すべりの状況を確認し、掘削中の地盤構造、湧水等の記録が整備されている。 □ 保水管が削孔全長に挿入されていることが確認できる。 □ その他（理由：_____）						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
		評価値						ばらつきで判断可能
		90%以上						50%以下
		75%以上90%未満						80%以下
		60%以上75%未満						80%を超える
		60%未満						ばらつきで判断可能
		a'						a'
		b'						b'
		c'						c'
		c						c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきでの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（ $\frac{\text{評価項目数}}{\text{母数}} \times 100$ ）/ 評価対象項目数（ $\frac{\text{評価項目数}}{\text{母数}} \times 100$ ）
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。

検査項目別運用表

検査項目	種別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来はえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙-4参照						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。
	舗装工事	「評価対象項目」 （路床・路盤工関係） ☐ 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。 ☐ 路床及び路盤工のフルローリングを行っていることが確認できる。 ☐ 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 ☐ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ 路盤の施工において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに横固めに機械により施工していることが確認できる。 ☐ 路床盤土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における横固めが、タンバ等の小型横固め機械により施工していることが確認できる。 ☐ その他（理由：_____）						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。
		「アスファルト舗装工関係」 ☐ アスファルト混合料の品質が、配合設計及び試験値の結果又は事前審査制度の証明書により確認できる。 ☐ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 ☐ ・プラント出荷時、初期横固め時（親固着時）、鋪設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 ☐ 舗装後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 各層の縦き目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 ☐ 縦横目及び横横目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ アスファルト混合物の連踏及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 ☐ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ その他（理由：_____）						
		「コンクリート舗装工関係」 ☐ コンクリートの配合試験及び試験値を行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ☐ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 材料が分離しないようコンクリートを数回していることが確認できる。 ☐ チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう管理していることが確認できる。 ☐ その他（理由：_____）						
		評価値						ばらつきで判断可能
		90%以上	80%以下	80%以下	80%以下	80%以下	80%以下	80%以下
		75%以上90%未満	a	a'	a	a'	a	a'
		60%以上75%未満	a'	a'	a'	a'	a'	a'
		60%未満	b	b'	b	b'	b	b'
			b'	b'	b'	b'	b'	b'
			c	c	c	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なければ、ばらつきでの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（ $\frac{\text{評価項目数}}{\text{母数}} \times 100$ ）を評価項目数（ $\frac{\text{評価項目数}}{\text{母数}} \times 100$ ）で評価する。
④なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものとする。

検査項目別運用表

検査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e																																						
3. 出来はえ	Ⅱ. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ※【ばらつき】の判断は別紙-4参照						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。 ☐																																						
	法面工事	「評価対象項目」 【共通】 ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法挽工、コンクリート又はモルタル吹付工関係） ☐ 施工に際して、品質に害となる施工上の浮きやゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ 盛土の施工にあたり、法面の前縁が起ころないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 ☐ 雨水による崩壊が起ころないよう、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ その他（理由：_____） 【種子吹付工、密土吹付工、植生基材吹付工関係】 ☐ 土壤試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 ☐ ネットなどの防草に隙間が生じていないことが確認できる。 ☐ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。 ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☐ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書仕様の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ その他（理由：_____） 【コンクリート又はモルタル吹付工関係】 ☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。 ☐ 金網が破損を生じていないことが確認できる。 ☐ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☐ 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工し、層間にはく離が生じないように施工していることが確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該環境の供試体であることが確認できる。 ☐ 不良箇所が生じないよう剥ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐ 法面の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 【現場打設法施工関係（プレキャスト法施工含む）】 ☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ アンカーを設計図書と通りの長さで施工していることが確認できる。 ☐ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。 ☐ 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該環境の供試体であることが確認できる。 ☐ 枠内に空隙が無いことが確認できる。 ☐ 層間にはく離が無いことが確認できる。 ☐ 不良箇所が生じないよう剥ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐ その他（理由：_____）						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。 ☐																																						
評価値 <table><thead><tr><th rowspan="2">評価値</th><th colspan="2">90%以上</th><th colspan="2">80%以下</th><th colspan="2">80%以下</th><th rowspan="2">80%を超える</th></tr><tr><th>a</th><th>a'</th><th>b</th><th>b'</th><th>c</th><th>c'</th></tr></thead><tbody><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c'</td><td>b</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c'</td><td>c</td><td>c'</td><td>c</td></tr></tbody></table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきでの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。									評価値	90%以上		80%以下		80%以下		80%を超える	a	a'	b	b'	c	c'	75%以上90%未満	a	a'	b	b'	c	c'	b	60%以上75%未満	a	a'	b	b'	c	c'	b'	60%未満	b	b'	c	c'	c	c'	c
評価値	90%以上		80%以下		80%以下		80%を超える																																							
	a	a'	b	b'	c	c'																																								
75%以上90%未満	a	a'	b	b'	c	c'	b																																							
60%以上75%未満	a	a'	b	b'	c	c'	b'																																							
60%未満	b	b'	c	c'	c	c'	c																																							

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（%）＝ $\frac{\text{該当項目数}}{\text{評価対象項目数}} \times 100$
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。

考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e																							
3. 出来形及び出来え	Ⅱ. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙—4参照						品質関係の測定方法又は評価値が不適切であったため、検査職員が文書で指示を行い改善された。																							
	基礎工事及び地盤改良工事	「評価対象項目」 【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）】 □ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 □ 既設杭の打止の管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 □ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 □ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 支持地盤に達していることが、振動計等、振動土砂等により確認できる。 □ 場所打杭について、トリミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。 □ 振動計等、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液温度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 配筋、スベークの配設及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 □ 重み材注入の圧力などが施工記録により確認できる。 □ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 □ その他（理由：_____） 【地盤改良関係】 □ 改良材のハッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 □ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 □ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 □ その他（理由：_____）						品質関係の測定方法又は評価値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。																							
①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（$\text{％} = \frac{\text{該当項目数}}{\text{評価対象項目数}}$） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は0評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。 <table><thead><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td></tr><tr><td></td><td>c</td><td>c</td></tr></tbody></table>										ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	評価値	90%以上	a	a'	75%以上90%未満	a'	b	60%以上75%未満	b	b'		60%未満	b'	c		c	c
	ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不可能																												
	50%以下	80%以下																													
評価値	90%以上	a	a'																												
	75%以上90%未満	a'	b																												
	60%以上75%未満	b	b'																												
	60%未満	b'	c																												
		c	c																												

注 試験結果の打点数等が少なばらつきでの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙-3③G (しゅん工検査員)

別紙-3③G (しゅん工検査員)

審査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質関係の試験結果のはらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ☐（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【はらつきの判断は別紙-4参照】						
	コンクリート橋上部工事（P C及びR Cを対象）	「評価対象項目」 ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ☐ コンクリート打ち入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間・打設時の投入高さ及び輸送方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ☐ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後、型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ コンクリート打設までにさび、どろ、虫等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ 圧接作業にあたり、作業員の検査確認を行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ スベーサーの品質及び間隔が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ プレキャストのプレプレックスが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 使用する装束及び機具のメンテナンスが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ P C鋼材の緊張及びクラフト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ プレストレストンク時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他（理由：_____）						
		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が文書で指示を行い改善された。						
		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が文書で指示を行い改善された。						
		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が文書で指示を行い改善された。						

	ばらつきで判断可能				ばらつきで判断不能			
	90%以上	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	50%以下	80%以下	80%を超える
評 価	a	a'	b	b'	a	a'	b	b'
値	75%以上90%未満	a'	b	b'	a	a'	b	b'
前	60%以上75%未満	b	b'	c	c	c	c	c
	60%未満	b'	c	c	c	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくはらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

審査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙－4参照						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	塗装工事	「評価対象項目」 □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾拭させて施工していることが確認できる。 □ ケレンを人為的に実施していることが確認できる。 □ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 □ 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 □ 鋼材表面及び被塗表面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 □ 塗料の在庫管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 □ 塗り残し、なれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 □ 溶接部、ボルトの接合部分、構造物の腐蝕部分について、必要な塗装層を確保していることが確認できる。 □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 □ その他（理由：） ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％計算の値（評価値））で評価する。 ③評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。						ばらつきで判断可能 50%以下 80%以下 80%を超える 90%以上 a' a' b b' 75%以上90%未満 a' b b' b' 60%以上75%未満 b b' c c 60%未満 b' c c c
II. 品質	トンネル工事	a	a'	b	b'	c	d	e
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙－4参照						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		「評価対象項目」 □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □ コンクリート交付入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該強度の供試体であることが確認できる。 □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び補強の方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 □ 収付コンクリートの配合及びロックボルトの埋め、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 設計図面に定められた区分（支保工/ターンガチ）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。 □ 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。 □ 全組の検定目を15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。 □ 収付コンクリートの施工にあたって、落石等を除いた後に、収付コンクリートの一層の厚さが15cm以下で地山と密着するように施工していることが確認できる。 □ 収付コンクリートを打継ぎする場合は、収付完了面を清掃した上、濃潤状態で施工していることが確認できる。 □ ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。 □ 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継ぎが同一層で施工していないことが確認できる。 □ その他（理由：） ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％計算の値（評価値））で評価する。 ③評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。						ばらつきで判断可能 50%以下 80%以下 80%を超える 90%以上 a a' b b' 75%以上90%未満 a' b b' b' 60%以上75%未満 b b' c c 60%未満 b' c c c

検査項目別運用表

検査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e																													
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 電線共同溝工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験）※【ばらつき】の判断は別紙-4参照 「評価対象項目」 □ 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 □ 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が通過していることが確認できる。 □ フラント出頭時、現場到着時、補設時等において、アスファルト混合物の運送管理が記録していることが確認できる。 □ 特殊部の施工計画の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上っていることが確認できる。 □ 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。 □ 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 舗装の覆日等が通時行われ、路面の状況や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 □ 管枕及び埋設シートの設置及び工務り、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 管設置において、それぞれの管の張り曲がり半径を満足していることが確認できる。 □ その他（理由：_____）					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が文書で指示を行い改善された。																													
		①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（%）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定値10点以上のものを行うものとする。 <table><tr><td></td><td colspan="2">ばらつきで判断可能</td><td colspan="2">ばらつきで判断不能</td></tr><tr><td></td><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td><td></td></tr><tr><td>評 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td></tr><tr><td>値</td><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>値</td><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td></tr><tr><td>値</td><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注 試験結果の打点数等が少なくなればばらつきでの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。						ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不能			50%以下	80%以下	80%を超える		評 値	90%以上	a	a'	b	値	75%以上90%未満	a'	b	b'	値	60%以上75%未満	b	b'	c	値	60%未満	b'	c	c	
	ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不能																																		
	50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評 値	90%以上	a	a'	b																																	
値	75%以上90%未満	a'	b	b'																																	
値	60%以上75%未満	b	b'	c																																	
値	60%未満	b'	c	c																																	

検査項目別運用表

検査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び 出来ばえ	II. 品質	☐ 隠れている	☐ bより隠れている	☐ やや隠れている	☐ cより隠れている	☐ 他の評面に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監修職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修繕指示を行った。	
	維持工事 （構土工、除雪工、付属物工、除雪、応急処理等）	「評価対象項目」 ☐ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 監修職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 理由：（ ） 理由：（ ） 理由：（ ） 理由：（ ） ●判断基準 ※該当項目が6項目以上・・・・・・ a' ※該当項目が5項目・・・・・・ a' ※該当項目が4項目・・・・・・ b ※該当項目が3項目・・・・・・ b' ※該当項目が2項目以下・・・・・・ c							
		注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする							
	II. 品質	a	a'	b	b'	c	d	e	
	修繕工事 （構造物補強、防護柵設置、落橋防止等）	☐ 隠れている	☐ bより隠れている	☐ やや隠れている	☐ cより隠れている	☐ 他の評面に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監修職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修繕指示を行った。	
		「評価対象項目」 ☐ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 監修職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ 施工後のメンテナンスに対する取組や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 理由：（ ） 理由：（ ） 理由：（ ） 理由：（ ） ●判断基準 ※該当項目が6項目以上・・・・・・ a' ※該当項目が5項目・・・・・・ a' ※該当項目が4項目・・・・・・ b ※該当項目が3項目・・・・・・ b' ※該当項目が2項目以下・・・・・・ c							
		注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする							

考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質 機械設備工事	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐
「評価対象項目」 ☐ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。☐ 設備の機能及び性能が、承諾図書のどおり確認され、品質の確認ができる。☐ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。☐ 機器の機能及び性能に添った成績書が整理され、品質の確認ができる。☐ 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。☐ 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。☐ 溶接制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のどおり配線され、操作性にすぐれていることが確認できる。☐ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認記録について、成績書類を整理し品質の確認ができる。☐ 小配管、電気配線、配管が承諾図書のどおり敷設していることが確認できる。☐ 設備の取扱説明書を工実していることが確認できる。☐ 完成図書（取扱説明書）に部品等の保管及び交換方法について、まとめていることが確認できる。☐ 機器の配管が簡便しやすいため工実していることが確認できる。☐ 設備の構造や機器の配管が、交換制度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。☐ ニズコンクリートの配合試験及び試験強りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。☐ ハルパ類の平時の状態を示すラベルなどが易く表示していることが確認できる。☐ 計器類に運転時の適用範囲を易く表示していることが確認できる。☐ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護を施していることが確認できる。☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。☐ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。☐ その他（理由：_____）								
●判断基準 ※評価値が90%以上・・・・・・・・・・a ※評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・a ※評価値が70%以上80%未満・・・・・・・・b ※評価値が60%以上70%未満・・・・・・・・b' ※評価値が60%未満・・・・・・・・・・c								
①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。								

検査項目別運用表

審査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	電気設備工事	「評価対象項目」 ☐ 製作前手前、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。 ☐ 材料・部品の品質関係の結果が品質保証書等（建物照会を含む）で確認でき、設計図書仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 機組の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 ☐ 操作スイッチや表示灯が接続図書のとおり配線され、操作性に優れていることが確認できる。 ☐ ケーブル及び配線の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 ☐ 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 製作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 設備条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合に於いて、工場試験などで確認していることが確認できる。 ☐ 設備本体についての取扱説明書を工未し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 ☐ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 ☐ その他（理由：_____） ●判断基準 ※評価値が90%以上……………a' ※評価値が80%以上90%未満……………a' ※評価値が70%以上80%未満……………b' ※評価値が60%以上70%未満……………b' ※評価値が60%未満……………c ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						

検査項目別運用表

検査項目	種別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 通信設備工事・受変 電設備工事	☐ 隠れている	☐ bより隠れている	☐ やや隠れている	☐ cより隠れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行った。
「評価対象項目」 ☐ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 ☐ 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書を添付していることが確認できる。 ☐ 材料及び構成部品の検査が、品質保証書等（現物照合を要する）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ プール及び配管の接続などの作業が、施工計画書に定められた手順に沿って行われ、不良品が無いことが確認できる。 ☐ 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 ☐ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び検査方法が容易に判別できる資料を添付していることが確認できる。 ☐ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を添付していることが確認できる。 ☐ 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工務記録記録により確認できる。 ☐ 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 ☐ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易に行えるよう工夫していることが確認できる。 ☐ その他（理由：_____） ●判断基準 ※評価値が90%以上・..... a ※評価値が80%以上90%未満・..... a' ※評価値が70%以上80%未満・..... b ※評価値が60%以上70%未満・..... b' ※評価値が60%未満・..... c ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（評価値）で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。								

別紙－③④14（しゅん工検査員）

別紙－③④14（しゅん工検査員）

審査項目	細別	（A）	a	a'	b	b'	c	d	e																											
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 上記以外の工事 （橋梁ボックス、浚 業工等）	（A） 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙－4参照	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																											
「評価対象項目」																																				
●判断基準 <A>対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事 ex) 浚業工、取壊し工事 ※該当項目が90%以上.....a ※該当項目が80%以上90%未満.....a' ※該当項目が70%以上80%未満.....b ※該当項目が60%以上70%未満.....b' ※該当項目が60%未満.....c なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ●判断基準 対象工事がばらつきによる評価が適切な工事 ①評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。 ②評価値（%）＝該当項目数（）／評価対象項目数（） ③評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																				
<table><thead><tr><th></th><th colspan="4">ばらつきで判断可能</th></tr><tr><th></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th>ばらつきで判断可能</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr></tbody></table>											ばらつきで判断可能					50%以下	80%以下	80%を超える	ばらつきで判断可能	評価値	90%以上	a	a'	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	60%未満	b'	c	c
	ばらつきで判断可能																																			
	50%以下	80%以下	80%を超える	ばらつきで判断可能																																
評価値	90%以上	a	a'	b																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'																																
	60%以上75%未満	b	b'	c																																
	60%未満	b'	c	c																																

検査項目別運用表

検査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	分別等が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行った。 ☐	分別等が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ☐
	解体工事	「評価対象項目」 ☐ 施工計画書に定められた計画により管理されたことが確認できる。 ☐ 付着物の除去を積極的に行っている。 ☐ 解体資材の運送適化、又は、リユースや資源物化に積極的に取り組んでいる。 ☐ 中間処理施設への搬出状況について、写真などでの確認ができる。 ☐ 埋設物の除去状況及び記録が適切である。 ☐ 工事場所周辺の家屋崩壊等の記録が整備されている。 ☐ 事前に解体物の材料についてアスベスト等の含有の有無の確認を行った記録が整備されている。 ☐ アスベスト系資材の搬出にあたり必要な安全措置等が行われたことが確認できる記録が整備されている。 ☐ 騒音・振動・粉じん防止等の措置が適切に行われたことが確認できる記録が整備されている。 ☐ 特別管理産業廃棄物の現場保管が適切に行われていたことが確認できる。 ☐ 埋め戻し材の品質が確認できる確認が整備されている。 ☐ 埋物の目視可能な範囲に破片等が見受けられない。 ☐ 理由：（ ） ☐ 理由：（ ） ☐ 理由：（ ）						

●判断基準

※該当項目が90%以上・・・・・・・・・a

※該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・・a

※該当項目が70%以上80%未満・・・・・・・・・b

※該当項目が60%以上70%未満・・・・・・・・・b

※該当項目が60%未満・・・・・・・・・c

なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。

③評価値（%）＝ $\frac{\text{該当項目数}}{\text{評価対象項目数}}$ （ ）

④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

検査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e																																			
出来形及び 3. 出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙-4参照						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改悪された。																																			
	根固水制工事	「評価対象項目」 □ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法、養生方法等を適切に行っている。 □ 型枠、支保工の取のり外し時のリカイト強度を適正に管理されている。 □ リカイト打設時の必要な供試体を採取し、強度・圧入・空気量等が確認できる。 □ リカイト供試体が当該構構の供試体であることが確認できる。 □ リカイトの圧入の横取り、縦断に照し、強度確認を行っている。 □ 捨石基礎の均し面が平坦に仕上げられているのが確認できる。 □ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等で、材料の運搬または積み合わせが適切である。 □ 理由：（ ） □ 理由：（ ） □ 理由：（ ）																																									
		<table><tr><th colspan="2">ばらつきで判断可能</th><th colspan="2">ばらつきで判断不能</th><th colspan="2">ばらつきで判断不能</th></tr><tr><th colspan="2">50%以下</th><th colspan="2">80%以下</th><th colspan="2">80%以下</th></tr><tr><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（％）＝$\frac{\text{該当項目数}}{\text{評価対象項目数}} \times 100$ ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、cと評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定値10点以上のものを行うものとする。						ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不能		ばらつきで判断不能		50%以下		80%以下		80%以下		90%以上	a	a'	b	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	c	60%未満	b'	c	c	c	c
ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不能		ばらつきで判断不能																																							
50%以下		80%以下		80%以下																																							
90%以上	a	a'	b	b	b																																						
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	b'																																						
60%以上75%未満	b	b'	c	c	c																																						
60%未満	b'	c	c	c	c																																						

注 試験結果の打点数等が少なすぎるときの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

検査項目別運用表

審査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e																																										
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙－4参照						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																										
	建築工事	「評価対象項目」 □ 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 □ 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 □ 室内の塵芥処理等が適切に行われ、納まりの事前検討も十分実施され、良質な施工が図える。 理由：（ ） 理由：（ ） 理由：（ ）						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行い改善された。																																										
		<table><tr><th></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th colspan="3">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>100%を超える</th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>100%を超える</th></tr><tr><td>評価値</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td></tr><tr><td>理由</td><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>理由</td><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>理由</td><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（%）＝$\frac{\text{評価対象項目数}}{\text{母数}} \times 100$ ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定値10点以上のものを行うものとする。							ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能				50%以下	80%以下	100%を超える	50%以下	80%以下	100%を超える	評価値	a	a'	b	a	a'	b	理由	75%以上90%未満	a'	b	b'	c	c	理由	60%以上75%未満	b	b'	c	c	c	理由	60%未満	b'	c	c	c	c	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行い改善された。
	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																														
	50%以下	80%以下	100%を超える	50%以下	80%以下	100%を超える																																												
評価値	a	a'	b	a	a'	b																																												
理由	75%以上90%未満	a'	b	b'	c	c																																												
理由	60%以上75%未満	b	b'	c	c	c																																												
理由	60%未満	b'	c	c	c	c																																												
		注 試験結果の打点数等が少なくばらつきは判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																																
	Ⅱ. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙－4参照						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																										
	予防欄（雪崩防止欄等）	「評価対象項目」 □ 根入れ（アンカー、支柱等）が設計図書どおり施工してあることが確認できる。 □ 資材（鋼材）の品質関係がJIS等（規格照合を含む）で確認されている。 □ 産案試験で各部材の産案厚が目標値以上であることが確認できる。 □ 製品に破損がなく、資材の組み立てにきめ細やかな施工が行われている。 理由：（ ） 理由：（ ）						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行い改善された。																																										
		<table><tr><th></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th colspan="3">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>100%を超える</th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>100%を超える</th></tr><tr><td>評価値</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td></tr><tr><td>理由</td><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>理由</td><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>理由</td><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（%）＝$\frac{\text{評価対象項目数}}{\text{母数}} \times 100$ ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定値10点以上のものを行うものとする。							ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能				50%以下	80%以下	100%を超える	50%以下	80%以下	100%を超える	評価値	a	a'	b	a	a'	b	理由	75%以上90%未満	a'	b	b'	c	c	理由	60%以上75%未満	b	b'	c	c	c	理由	60%未満	b'	c	c	c	c	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行い改善された。
	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																														
	50%以下	80%以下	100%を超える	50%以下	80%以下	100%を超える																																												
評価値	a	a'	b	a	a'	b																																												
理由	75%以上90%未満	a'	b	b'	c	c																																												
理由	60%以上75%未満	b	b'	c	c	c																																												
理由	60%未満	b'	c	c	c	c																																												
		注 試験結果の打点数等が少なくばらつきは判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																																

考查項目別運用表

別紙-3③18(しゅん工検査員)

審査項目

3. 出来形及び出来ばえ

種別

II. 品質

コンクリート2次製品工事
(L型、B×U字溝、縁石ブロック、BF等)

a

a'

b

b'

c

d

e

品質関係の試験結果のはらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
□（関連基準、土木工事施工管理基準、その施設計画書に定められた仕様）
※【はらつきの判断は別紙-4参照】

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で指示を行い改善された。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（%）＝ $\frac{\text{該当項目数}}{\text{評価対象項目数}} \times 100$
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合には、評価値とする。
※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定値10点以上のものを行うものとする。

注 試験結果の打点数等が少なくなればらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考查項目別運用表

審査項目	種別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと準価対象項目の履行状況（評価面）から判断する。＜判断基準参照＞ □ （例）型枠、土木工事施工管理基準、その他図表図書に定められた仕様 ※ 《ばらつき》の判断は別紙－４参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	区画整理工事	「評価対象項目」 □ 地区内の地表水及び地下水を排除し、ドライな状態で施工している。 □ 石礫、根株等の除去に要している。 □ 表土剥ぎ取り、基盤切盛、畦畔整地、表土整地は、仕舞書及び設計図書により適切に施工されている。 □ 基盤整地仕上げ完了後に盛降層等の段階確認検査を受けていることが確認できる。 □ 河溝・水路・畦畔等の線形の曲率が適切に施工されている。 □ 橋梁構造物周辺の埋戻し、縁固めが適切に施工されている。 □ 道路・用排水路の縦断勾配、高さ等は、平面図等高等を考慮し適切に施工されている。 □ 竣工高さが大きい箇所、または水路埋立て箇所等尤下で予想される箇所については、入念に施工されている。 □ 土の変化率が増加された表土厚さが確保されている。 □ 草刈利の厚さが確保されている。 □ 法面のどおりがよい。	ばらつきで判断可能 50%以下 80%以下 100%を超える	ばらつきで判断可能 50%以下 80%以下 100%を超える	ばらつきで判断可能 50%以下 80%以下 100%を超える	ばらつきで判断可能 50%以下 80%以下 100%を超える	① 「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価面）で評価する。 ③ 評価値（ ）＝後当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとす	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと準価対象項目の履行状況（評価面）から判断する。＜判断基準参照＞ □ （例）型枠、土木工事施工管理基準、その他図表図書に定められた仕様 ※ 《ばらつき》の判断は別紙－４参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	暗渠排水工事・湧水処理工事	「評価対象項目」 □ 溝底部が凹凸蛇行のないよう施工されている。 □ 管路の接続が適正に施工されている。 □ 取捨地留等で暗渠排水工の効果が増大される恐れがある箇所については、阻害防止の工夫がされている。 □ 埋削ならびに配管順序が適正であることが確認できる。 □ 吸水集、集水渠等の埋設管理が適切に施工されている。 □ 被覆材が管路を中心に適切に施工されている。 □ 水こごう及び集水渠部の埋戻しが入念に施工されている。 □ 埋戻し既しにあたり基盤・表土面に不陸が生じていないことが確認できる。	ばらつきで判断可能 50%以下 80%以下 100%を超える	ばらつきで判断可能 50%以下 80%以下 100%を超える	ばらつきで判断可能 50%以下 80%以下 100%を超える	ばらつきで判断可能 50%以下 80%以下 100%を超える	① 「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価面）で評価する。 ③ 評価値（ ）＝後当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとす	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

注：試験結果の打点数等が少なくばらつきでの判断ができない場合は評価対象項目（評価面）だけで評価する。

検査項目別運用表

検査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来び 出来びえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準 土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙-4参照						品質関係の測定方法又は 測定値が不適切であった ため、検査員が文書で 指示を行い改善された。
	密土工事	「評価対象項目」 □ 土取り量において、本根・石塊・岩木片等を土取り箇所内で除去し密土に混入させていない。 □ 土取り量において、土質の確認を行っている。 □ 過積載を行っていない。 □ ダンプトラックの安全管理を日々行っている。 □ は覆内作業で、大きな土塊を砕いている。 □ は覆内小運搬は、効果的に密入土を分散し施工されている。 □ 密土の敷均し等において、地表水などを適切に処理しドライな状態で施工している。 □ 土の変化率を加味した密入管理が記録等で確認できる。						
		注：試験結果の打点数等が少なくばらつきでの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。						
	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準 土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙-4参照						品質関係の測定方法又は 測定値が不適切であった ため、検査員が文書で 指示を行い改善された。
	細地かんがい工事	「評価対象項目」 □ 施工基面が平滑に仕上げられている。 □ 基礎材料の試験が事前に行われ、施工後の密度試験により適正な締固め度であることが確認できる。 □ 管の下端、側部の締固めが均等に実施されている。 □ 管材料は品質規格証明書が整備されている。 □ 接合作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 □ 接合面が適切な処理を行っていることが確認できる。 □ 接合部材の管理・取扱いが適切に行っていることが確認できる。 □ 接合結果が記録され確認できる。 □ 管形状状況の記録がなされ整理されている。 □ 円形管遺物にきめ細やかな施工が行われる。 □ 透水試験、気密試験等が立派なものとして実施され記録が整理されている						
		注：試験結果の打点数等が少なくばらつきでの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。						

ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不能	
50%以下	80%以下	80%未満	80%以上
a	a'	b	b'
a'	b	b'	c
b	b'	c	c
b'	c	c	c

注：試験結果の打点数等が少なくばらつきでの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不能	
50%以下	80%以下	80%未満	80%以上
a	a'	b	b'
a'	b	b'	c
b	b'	c	c
b'	c	c	c

審査項目別運用表

審査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e																																								
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※「ばらつき」の判断は別紙—4参照						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																								
	水管橋工事	「評価対象項目」 □埋戻しなどの土工事において、仕様書等で示す条件により締め固めが行われている。 □龍骨等の根入れが図面とあり実施されていることが確認できる。 □コンクリート構造物にきめ細やかな施工が行われている。 □管の継ぎ目処理が適切に施工されている。 □材料の品質及び形状が設計図書等との整合性等が確認でき、証明書等が整備されている。 □ポルト等の締め付けが適切におこなわれている。 □溶接部についてX線試験により、適正な施工が確認できる。 □メッキ、塗装の仕様が設計図書の通りであることが確認できる。						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																							
		<table><tr><th></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th colspan="3">ばらつきで判断不能</th></tr><tr><th></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>100%を超える</th><th>a</th><th>a'</th><th>b</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきで判断できない場合は評価対象項目（評価値）							ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不能				50%以下	80%以下	100%を超える	a	a'	b	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	c	75%以上90%未満	a'	b	b'	c	c	60%以上75%未満	b	b'	c	c	c	60%未満	b'	c	c	c	c	①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％計算の値（評価値））で評価する。 ③評価値（ $\frac{\text{比率}}{\text{母数}} \times 100$ ）＝該当項目数（ $\frac{\text{比率}}{\text{母数}} \times 100$ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は○評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定値10点以上のものを行うものとする。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で指示を行い改善された。
	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不能																																												
	50%以下	80%以下	100%を超える	a	a'	b																																										
評価値	90%以上	a	a'	b	b'	c																																										
	75%以上90%未満	a'	b	b'	c	c																																										
	60%以上75%未満	b	b'	c	c	c																																										
	60%未満	b'	c	c	c	c																																										
	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※「ばらつき」の判断は別紙—4参照						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																								
	ため池工事	「評価対象項目」 □基礎処理の施工が仕様書の規定に従い適切に施工されている。 □湧水が適切に処理されている。 □雨水による崩壊が起らないように排水対策を実施されている。 □気象条件及び周辺との関係を考慮した施工が確認できる。 □刈金土のまき出し、転圧時における含水比管理等の品質管理が適正に行われている。 □施工面及び周辺の面が平滑に仕上げられている。 □盛土材の材料試験が事前に行われ、施工後の密度及び透水試験により適正な管理が行われている。 □取水施設や洪水吐など重要なコンクリート構造物にきめ細やかな施工が行われている。						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																							
		<table><tr><th></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th colspan="3">ばらつきで判断不能</th></tr><tr><th></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>100%を超える</th><th>a</th><th>a'</th><th>b</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきで判断できない場合は評価対象項目（評価値） だけで評価する。							ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不能				50%以下	80%以下	100%を超える	a	a'	b	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	c	75%以上90%未満	a'	b	b'	c	c	60%以上75%未満	b	b'	c	c	c	60%未満	b'	c	c	c	c	①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％計算の値（評価値））で評価する。 ③評価値（ $\frac{\text{比率}}{\text{母数}} \times 100$ ）＝該当項目数（ $\frac{\text{比率}}{\text{母数}} \times 100$ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は○評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定値10点以上のものを行うものとする。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で指示を行った。
	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不能																																												
	50%以下	80%以下	100%を超える	a	a'	b																																										
評価値	90%以上	a	a'	b	b'	c																																										
	75%以上90%未満	a'	b	b'	c	c																																										
	60%以上75%未満	b	b'	c	c	c																																										
	60%未満	b'	c	c	c	c																																										

別紙－3③24（しゅん工検査員）

別紙－3③24（しゅん工検査員）

審査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 山腹緑化工事	品質関係の結果結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙－4参照 「評価対象項目」 □のり頭の処理及び山腹工内の勾配管理が適切に行われている。 □丸太積土工、構工、筋工等の本型構造物は、使用材料の規格・品質が確認されており、現場の状態もよい。 □水落工、護巻工等は、使用材料の規格・品質が確認されており、現場の状態もよい。 □伏工は、使用材料の規格・品質が確認されており、現場の状態もよい。 □植栽木又は種子等は規格・品質が確認されており、現場の状態もよい。 □緑化吹付工（植生基材吹付工、客土吹付工、種子吹付工）は、法面工事の審査項目に準じて施工されている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th colspan="3">ばらつきで判断不可</th> </tr> <tr> <th></th> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%未満</th> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価値</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（％）＝該当項目数（）／評価対象項目数（） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。								ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可				50%以下	80%以下	80%未満	50%以下	80%以下	80%未満	評価値	a	a'	b	a'	b	b	評価	b	b'	c	b'	c	c	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行った。
	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可																																		
	50%以下	80%以下	80%未満	50%以下	80%以下	80%未満																																
評価値	a	a'	b	a'	b	b																																
評価	b	b'	c	b'	c	c																																
II. 品質 管線工事（水道工事等）	管線工事	品質関係の結果結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙－4参照 「評価対象項目」 □管材料は、日本工業規格・日本水道協会規格等の品質規格証明書が整備されている。 □接合面が適切な処理が行っていることが確認できる。 □接合部材の管理・取扱いが適切に行っていることが確認できる。 □管布設状況が記録がなされ、整理されている。 □施工基面が平滑に仕上げられている。 □施工条件に適した方法で作業がおこなわれている。 □付属構造物にきめ細かな施工が行われている。 □埋戻しにおいて、締め固めが適切な方法で施工されており、工事終了後の沈下がみられない。 □舗装面において、その施工が仕様書の規定に従って実施されており、既設舗装との段差がなく、仕上がり状態がよい。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th colspan="3">ばらつきで判断不可</th> </tr> <tr> <th></th> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%未満</th> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価値</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（％）＝該当項目数（）／評価対象項目数（） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。								ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可				50%以下	80%以下	80%未満	50%以下	80%以下	80%未満	評価値	a	a'	b	a'	b	b	評価	b	b'	c	b'	c	c	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行った。
	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可																																		
	50%以下	80%以下	80%未満	50%以下	80%以下	80%未満																																
評価値	a	a'	b	a'	b	b																																
評価	b	b'	c	b'	c	c																																

検査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－4参照】					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 □	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 □
	網製枠工等の網構造物	□ 資材の品質が、証明書類（ミルシート等）で確認できる。 □ 資材の保管が適切で製品に破損がなく、資材の組立が仕様とおり確実に行われている。 □ 部材の表面に腐、錆がない。発生した場合は、錆の除去及び上塗り塗装等の仕上げが丁寧にされている。 □ 中絶材は、欠端、端部まで空隙がなく十分に詰められている。 □ ボルトの施工及びボルトの締め付けが適正に行われている。 □ 資材組立後の組立確認及びボルトの締め付けが、チェック表等により記録管理されている。						

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。

評 価 値	ばらつきで判断可能				ばらつきで判断不能
	50％以下		80％以下		
	a	a'	b	b'	
90％以上	a	a'	b	b'	b
75％以上90％未満	a	a'	b	b'	b'
60％以上75％未満	b	b'	c	c	c
60％未満	b'	c	c	c	c

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。

	ばらつきで判断可能				ばらつきで判断可能
	50%以下	80%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	a	a'	b	b	b
	a'	b	b'	b'	b'
	b	b'	c	c	c
	b'	c	c	c	c

別紙-3④ (しゅん工検査員)

別紙-3④ (しゅん工検査員)

考査項目		細 別	a	b	c	d
3. 出来ばえ	出来形及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	☐ 優れている。	☐ やや優れている。	☐ 他の評面に該当しない。	☐ 劣っている。
		コンクリート構造物 工事 砂防構造物工事 トンネル工事	「評面对象項目」 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 漏れが無い。 ☐ 全体的な美観が良い。	☐ やや優れている。	☐ 他の評面に該当しない。	●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d
		土工事 (盛土・築堤工事 等)	「評面对象項目」 ☐ 仕上がりが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 構造物へのすりつけなどが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。	☐ やや優れている。	☐ 他の評面に該当しない。	●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d
		切土工事	「評面对象項目」 ☐ 規定された勾配が確保されている。 ☐ 切土工面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 ☐ 法面勾配の変化部について、干渉部を除けるなど適切に施工されている。 ☐ 湧水などによる施工面の崩壊が発生しないよう処理が行われている。 ☐ 関係構造物との取り合いが良好で図書を満足するよう施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。	☐ やや優れている。	☐ 他の評面に該当しない。	●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d
		護岸・根固・水利工 事	「評面对象項目」 ☐ 通りが良い。 ☐ 材料のひき合わせがよく、クラックが無い。 ☐ 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。	☐ やや優れている。	☐ 他の評面に該当しない。	●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d
		細構工事	「評面对象項目」 ☐ 裏面に補修箇所が無い。 ☐ 部材裏面に腐食が無い。 ☐ 溶接に均一性がある。 ☐ 塗装に均一性がある。 ☐ 全体的な美観が良い。	☐ やや優れている。	☐ 他の評面に該当しない。	●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d
		地すべり防止工事	「評面对象項目」 ☐ 地山との取り合いが良い。 ☐ 天端、端部の仕上げが良い。 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 全体的な美観が良い。	☐ やや優れている。	☐ 他の評面に該当しない。	●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・b 該当1項目・・・c 該当項目なし・・・d

別紙－3④2（しゅん工検査員）

別紙－3④2（しゅん工検査員）

考査項目		細 別		a	b	c	d
3. 出来ばえ	出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	防塵棚（網）工事	☐ 隠れている。 「評価対象項目」 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 部材表面に塵及び錆が無い。 ☐ 既設構造物等とのすりつけが良い。 ☐ さめ縄やかに施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。	☐ やや隠れている。	☐ 他の評価に該当しない。	☐ 劣っている。
				「評価対象項目」 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 部材表面に塵及び錆が無い。 ☐ 既設構造物等とのすりつけが良い。 ☐ さめ縄やかに施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上.....a 該当4項目.....b 該当3項目.....c 該当2項目以下.....d
				「評価対象項目」 ☐ 設置位置に配慮がある。 ☐ 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 ☐ 標識板の支柱に変色が無い。 ☐ 支柱基礎が入念に埋め込まれている。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上.....a 該当3項目.....b 該当2項目.....c 該当1項目以下.....d
				「評価対象項目」 ☐ 素材の分布が均一である。 ☐ 視認性が良い。 ☐ 接合状態が良い。 ☐ 施工前の清掃が入念に実施されている。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上.....a 該当3項目.....b 該当2項目.....c 該当1項目以下.....d
				「評価対象項目」 ☐ 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 ☐ さめ縄やかな施工がなされている。 ☐ 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 ☐ 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上.....a 該当3項目.....b 該当2項目.....c 該当1項目以下.....d
		電気設備工事		「評価対象項目」 ☐ さめ縄やかな施工がなされている。 ☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 ☐ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上.....a 該当4項目.....b 該当3項目.....c 該当2項目以下.....d
				「評価対象項目」 ☐ 小間造物等にも注意が払われている。 ☐ さめ縄やかな施工がなされている。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当3項目以上.....a 該当2項目.....b 該当1項目.....c 該当項目なし.....d

別紙-3④3（しゅん工検査員）

別紙-3④3（しゅん工検査員）

考査項目	細 別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	☐ 優れている。 ☐ 劣れている。	☐ やや優れている。 ☐ 他の評価に該当しない。	☐ 劣っている。	
	電線共同溝工事	「評価対象項目」 ☐ 歩道及び車道の舗装（含、仮設旧舗装）の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 ☐ アphalt/カーポート 0%の箇に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 ☐ 施工管理記録などから、不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・b 該当1項目・・・c 該当項目なし・・・d	
	通信設備工事 受変電設備工事	「評価対象項目」 ☐ 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 ☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や通用性が良い。 ☐ 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d	
	解体工事	「評価対象項目」 ☐ （工事記録から）近隣住民との調整や環境への配慮が十分なされている。 ☐ （工事記録から）分別解体が手順よく的確に行われている。 ☐ （工事記録から）解体物の積置方法や搬出時間、時期が適切である。 ☐ 周辺道路や既存工作物の破損修復や清掃が行き届いている。 ☐ 解体後の基地や用地保全が行き届いている。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d	
	上記以外の工事	「評価対象項目」 ☐ 理由：（ ） ☐ 理由：（ ） ☐ 理由：（ ） ☐ 理由：（ ） ☐ 理由：（ ）		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d	
		※該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。			

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	□ 優れている。	□ やや優れている。	□ 他の評面に該当しない。	□ 劣っている。
3. 出来形及び 出来ばえ	予防備等工事 (雪前防止柵等)	「評価対象項目」 ☐ 通りがよい。 ☐ 端部処理がよい。 ☐ 材部表面に腐、剥がない。 ☐ 既設構造物とのすりつづけがよい。 ☐ きめ揃やかな施工がなされている。 ☐ 全体的な美観がよい。			●判断基準 該当5項目以上・・・・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・・・・d
	建築工事	「評価対象項目」 ☐ 建設物の通り、形状がよい。 ☐ 仕上りの均一性、平坦性がよい。 ☐ 機能面での配慮が適切である。 ☐ 防水の納まりが良好である。 ☐ 建具の取り付け、作動がよい。 ☐ 関連工事との取り合いがよい。 ☐ 全体的な美観がよい。			●判断基準 該当6項目以上・・・・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・・・・d
	コンクリート2次製品工事 (L型、Box、U字溝、縁石プロック、BF等)	「評価対象項目」 ☐ 通りがよい。 ☐ 既設構造物とのすりつづけがよい。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等がよい。 ☐ きめ揃やかな施工がなされている。 ☐ 全体的な美観がよい。			●判断基準 該当4項目以上・・・・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・・・・d
	下水道工事	「評価対象項目」 ☐ 構造物のおりがよい。 ☐ 内空面に補修の箇所がない。 ☐ 内空面にクラック、腐がない。 ☐ 漏水がない。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☐ 全体的な美観がよい。			●判断基準 該当5項目以上・・・・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・・・・d
	コンクリートダム工事	「評価対象項目」 ☐ コンクリートの肌がよい。 ☐ コンクリート面のおりがよい。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等がよい。 ☐ クラックがない。 ☐ 漏水がない。 ☐ 吹付け（養生、コンクリート等）の状態が均一である。 ☐ 施設のおりがよい。（排水側溝、フェンス等） ☐ 堤体法面保護工の仕上げがよい。 ☐ 全体的な美観がよい。			●判断基準 該当8項目以上・・・・・・a 該当6項目・・・・・・b 該当4項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・・・・d

別紙-3④5 (しゅん工検査員)

別紙-3④5 (しゅん工検査員)

考査項目		細 別	a	b	c	d
3. 出来ばえ	出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	☐ 盛れている。	☐ やや盛れている。	☐ 他の評面に該当しない。	☐ 劣っている。
		区画整理工事	「評価対象項目」 ☐ ほ横面の凹凸が少なく、指定された勾配、均平度となっている。 ☐ ほ横の隅角部の施工がきめ細やかに施工されている。 ☐ のり面整形が良好である。 ☐ 軽井の通りが良く凹凸がない。 ☐ 小構造物等にきめ細やかな施工がされている。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d
		暗渠排水工事	「評価対象項目」 ☐ 吸水渠及び排水渠等の通りが良い。 ☐ 田面の傾斜の状況が良い。 ☐ 畦畔及び排水路工畦畔の傾斜の状況が良い。 ☐ 排水路の接続にきめ細やかな施工がされている。 ☐ 管の埋設位置が適正である。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。			●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c
		密土工事	「評価対象項目」 ☐ ほ横面の平坦性が良い。 ☐ 挿入した密土をほ横内に概ね均等に分散している。 ☐ ほ横隅角部の施工がきめ細やかに施工されている。 ☐ 土取り際は土砂の流失等後始末が問題なく良好である。また、周辺道路への土の持ち出しや破損がない。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d
		畑地かんがい工事	「評価対象項目」 ☐ 接合状況が良い。 ☐ 管内外面に補修痕等がない。 ☐ 小構造物にも細心の注意が払われている。 ☐ 管の埋設位置が適正である。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d
		水管橋工事	「評価対象項目」 ☐ 表面に腐、錆、補修箇所がない。 ☐ 溶接、塗装の均一性が良い。 ☐ のり面、管の通りが良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d
		ため池工事	「評価対象項目」 ☐ 土の仕上げが良い。 ☐ 土の通りが良い。 ☐ 堤防ブロック等の施工状況が良好である。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ 施設の通りが良い。 ☐ 漏水がない。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当8項目以上・・・a 該当6項目・・・b 該当4項目・・・c 該当2項目以下・・・d

別紙-3④6 (しゅん工検査員)

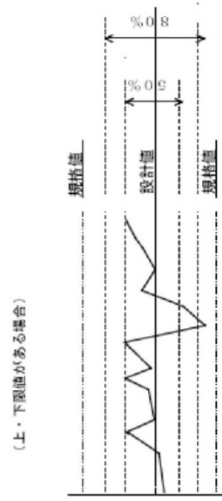
考査項目		細 別	a	b	c	d
3. 出来ばえ	出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	☐ 隠れている。 ☐ やや隠れている。	☐ 他の評価に該当しない。	☐ 劣っている。	
	山腹緑化工事	「評価対象項目」 ☐ 施工地内のり面と地山の張り付けが適切である。 ☐ 丸太土留工、構工、防工等の木製構造物は、組み立て及び組みあわせが端部まで適切に施工され、背面の盛立て状態も適切である。 ☐ 丸太土留工、構工、防工等の木製構造物は、構造物の配置間隔が適切に行われており、斜面の中で、調和がとれている。 ☐ 水路工、暗きょ工は、集水、排水に留意した施工が行われており、勾配が適切である。 ☐ 伏工は、法面との密着状態、止釘等の配置及び打込み状態、伏工材料の重ね合わせ状態等が適切できれいである。 ☐ 植栽木又は種子等の活着状態がよく、きれいに仕上がっている。 ☐ 緑化吹付工(種子吹付工、密土吹付工、種子吹付工)は、法面工事の項目に準じて施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。	●判断基準 該当7項目以上 a 該当5項目 b 該当4項目 c 該当2項目以下 d			
	管路工事 (水道工事等)	「評価対象項目」 ☐ 管理段位置が適正である。 ☐ 管の接合状況が良い。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☐ 埋戻し及び路面復旧の状態が良い。 ☐ 小構造物にも細心の注意が払われている。	●判断基準 該当4項目以上 a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d			
	鋼製砕工等の網構造物	「評価対象項目」 ☐ 構造物の損傷がない。損傷があった場合は補修がされており、仕上がり具合が満足される。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ 構造物と地山とのすりつけが良い。 ☐ 部材の取り付け、中詰め材の詰め方にきめ細やかな施工がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。	●判断基準 該当4項目以上 a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d			
合併工事 (同等の種類の工種があり、主たる工種の判断ができない場合)	「評価対象項目」 主たる工種別に「別紙-3④」～「別紙-3④6」の評定表を用い、それぞれの該当項目数(評価数)を合計し、各工種の評価基準該当項目数の合計値に照らして評価を行う。 なお、主たる工種は4工種以内とする。	主たる工種 ① 別紙-3④ ② 別紙-3④ ③ 別紙-3④ ④ 別紙-3④ 合計 ()	該当項目数(評価数) () () () () () () () () () () () () 合計 A () B () C ()	各工種の評価基準該当項目数 a b c a b c d		

別紙-4

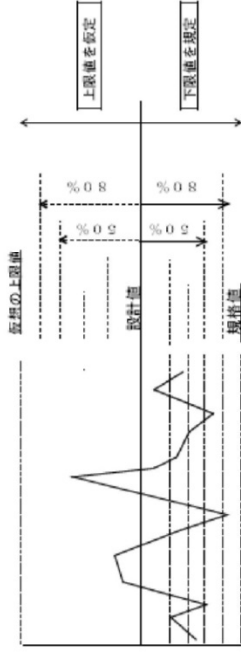
【記入方法及び留意事項】

1 出来型及び品質のばらつきの方

〔管理図の場合〕

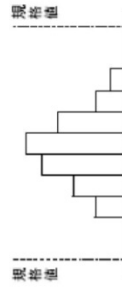


〔下規格のみの場合〕



※上規格のない場合のばらつきの考え方は、下規格と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。

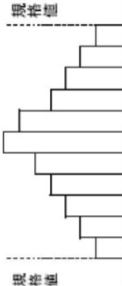
〔度数表または、ヒストグラムの場合〕
ばらつきが少ない



ばらついている



ばらつきが大きい



2. 多工種複合工事における品質、出来ばえ評価の工種選定について（検査員考査）

- (1) 主たる工種で評定する。
- (2) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で作製される構造物も対象とする。
- (3) 評定は「合併工事」欄を活用する。

3. コンクリート構造物のクラックについて

- (1) クラックが発生した構造物では「コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針」に基づき、進行性または有害なクラックに該当するか否か調査する。
- (2) 「進行性または有害なクラックが発生し、発生したクラックに対しては有識者（大学教授等）の意見に基づく処置をしている」等が見られたら、C評価とする。
- (3) 「進行性または有害なクラックがある」場合で、無処理の場合は、状況に応じて、dまたはe評価とする。

※有害なクラックの目安は0.2 mm程度とする。

（但し、鉄筋の腐食環境が厳しく、コンクリート構造物の耐久性に及ぼす有害性が大きい場合は0.05 mmとする。）

参考文献「日本コンクリート工学協会のひび割れ調査、補修・補強指針」

4. その他

- ・「施工プロセス」チェックリストを活用して、評定を行う。
- ・「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。